

大垣女子短期大学

紀 要

第 60 号

2 0 1 9

目 次

原 著

岐阜県西濃地域における産前産後ケア構築の現状と課題

—子育て支援事業と母子保健事業の連携を中心に—

……………今村 民子・谷 純子・田辺 圭子 ……(1)

「身体表現」の授業取り組みによる実践報告 ……………中 野 由香里 ……(11)

乳児保育における1歳児の拒否する行為

—他児が介在する場面に着目して— ……………名 和 孝 浩 ……(17)

学生の感性と表現を豊かにするための事例報告 ……………水谷 聡美・内藤 敦子 ……(27)

歯科衛生学科の1年次生の口腔衛生に関する知識と歯科保健行動に関する意識調査研究

……………水嶋 広美・海原 康孝・久本たき子・阿尾 敦子
飯岡 美幸・今井 藍子・村田 宜彦・石川 隆義 ……(47)

歯科衛生科卒業生の就業者及び未就業者の実態調査（第1報）

……………飯岡 美幸・久本たき子・今井 藍子・石川 隆義 ……(61)

一般病院で高齢者患者に実施されている身体拘束に対する看護師の意識

……………松原 薫・松波 美紀 ……(71)

ファシリテーション・グラフィックが母性看護学実習のカンファレンスへ与える効果

……………谷 純子・戸村 佳美・田辺 圭子 ……(85)

作 品

花粉症、Think Women's Rights、Homage to UMBERT ECO ……宮 川 友 子 ……(95)

彙報（学外における主な研究・教育並びに社会活動） ……………(97)

BULLETIN OF OGAKI WOMEN'S COLLEGE

NO.60 (2019)

CONTENTS

【Original Articles】

- Current state of prenatal delivery care system construction in Gifu Prefecture
..... Tamiko IMAMURA, Junko TANI, Keiko TANABE(1)
- Practice report by teaching approach of physical expression
..... Yukari NAKANO(11)
- Refusing Actions of 1-Year-Old Day Nursery Children:
Focus on Relationship Interacting with Other Children Takahiro NAWA(17)
- Case report to enrich students' sensitivity and expression
..... Satomi MIZUTANI, Atuko NAITOU(27)
- A survey about knowledge and awareness oral health care and dental health
behavior of the first-year dental hygiene students in a college
..... Hiromi MIZUSHIMA, Yasutaka KAIHARA, Takiko HISAMOTO
Atsuko AO, Miyuki IIOKA, Aiko IMAI, Norihiko MURATA
Takayoshi ISHIKAWA(47)
- Investigation on actual condition of employed and unemployed graduates of
dental hygiene department (The 1st report)
..... Miyuki IIOKA, Takiko HISAMOTO, Aiko IMAI, Takayoshi ISHIKAWA(61)
- Nurse's Perception of Physical Restraint on the Elderly Patients in General Hospital.
..... Kaoru MATSUBARA, Miki MATSUNAMI(71)
- An effect of the graphics method on the student's meeting about maternal nursing practice
..... Junko TANI, Yoshimi TOMURA, Keiko TANABE(85)
- 【Works】
- Hay fever, Think Women's Rights, Homage to UMBERT ECO Tomoko MIYAGAWA(95)
- Miscellaneous(97)

岐阜県西濃地域における産前産後ケア構築の現状と課題

—子育て支援事業と母子保健事業の連携を中心に—

Current state of prenatal delivery care system construction
in Gifu Prefecture

今 村 民 子¹⁾ 谷 純 子²⁾ 田 辺 圭 子³⁾
Tamiko IMAMURA Junko TANI Keiko TANABE

1 はじめに

昨今、育児を取り巻く社会環境は大きく変化してきている。2017（平成29）年の出生数は100万人を割る94万6千人、合計特殊出生率は1.43と少子化の進行はとどまることなく、一方で同年度の全国の児童虐待総件数は前年度より1万1203件増えて13万3778件と過去最多となった¹⁾。また、産後うつの状況は深刻で2005（平成17）～2014（平成26）年の10年間で東京都の産後うつによる自殺者は63人と、実に妊産婦死亡率の約2倍にあたる²⁾ことが報告された。こうした児童虐待防止や母親自身の健康の維持増進のために、産後のメンタルヘルスや初めて出産・子育てを経験する世代の産前産後期を支援するためには、地域との連携が益々必要なことはいうまでもない。

厚生労働省は、母子保健法の改正により2017（平成29）年4月から「子育て世代包括支援センター」（法律上の名称は「母子保健包括支援センター」という）の市区町村設置を努力義務とし、「ニッポン一億総活躍プラン」では2020（平成32）年度末までを目安にセンターの全国展開について明示した³⁾。子育て世代包括支援センターの必須業務は①妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること、②妊

娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと、③支援プランを策定すること、④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと、の4点とされており、拠点は市町村保健センターや地域子育て支援拠点事業所等、市区町村の実情に応じて設置できる⁴⁾としており、産前から産後までの家庭・家族の支援を母子保健と子育て支援の部署がより連携して行うことが求められている。

岐阜県内の子育て世代包括支援センターの設置については、2017（平成28）年度に行った調査から中濃地域の1市が実施しているのみで、西濃地域の市町では皆無であった。また部署間の連携については、発達に問題がある場合や虐待の疑いがある時などリスクがある場合に限って子育て支援部署と母子保健部署の連携がなされているが、協働して支援する体制までには至っていないことが明らかになった⁵⁾。

佐藤は、「母子保健に子育て支援が融合したポピュレーションアプローチの新たな時代が始まった」⁶⁾と述べているように、現在、「妊娠期から出産子育て期の切れ目のない支援」についての調査研究が盛んにおこなわれている。例えば松嶋は、A県内35市町村を対象

1) 大垣女子短期大学幼児教育学科准教授

2) 一宮研伸大学看護学部講師

3) 一宮研伸大学看護学部教授

に「切れ目のない妊娠・出産支援」に関する事業の現状と課題を明らかにしている⁷⁾。しかし、それに関する岐阜県内の調査は今のところ見当たらない。また、多くが母子保健分野の研究であり、子育て支援を行う保育分野からのアプローチも散見する限りでは見当たらない。

今回、岐阜県西濃地域の中心であるA市と隣接している3町(B・C・D町)の母子保健担当者を訪問し、面接聞き取り調査を行った。子育て支援事業と母子保健事業の新たな連携の現状や、今後の課題を探索したので報告する。

2 研究の目的

本研究の目的は西濃地域の4自治体における母子を対象とした健康支援事業の実態を把握することである。4自治体の選択理由は、自治体の人口数に大きな差があるためである。自治体の規模の差から、マンパワーや施設の充実度は異なる。その点から、規模が大きい自治体ほど健康支援事業の実施が進み、小規模な自治体では遅れているのではないかと仮説を立てた。

これにより岐阜県西濃地域における産前産後ケアに関する課題が明らかになり、産前産後ケアシステム構築の一助になると考える。

3 研究の方法

1) 調査期間

2018(平成30)年5月から7月

2) 対象ならびに対象施設

A市と隣接している3町(B・C・D町)の保健センター職員の母子保健担当者

3) 調査手順

事前に対象自治体の保健センターの母子保健担当者へ訪問調査についての研究協力依頼文と調査項目用紙を送付した。訪問調査の許可が得られた2自治体(A市・C町)は、研究者2名が訪問し、調査項目内容に基づいて

30分程度の聞き取り調査を実施した。1自治体(D町)は記入後の調査項目用紙と住民へ配布している広報紙を郵送にて受け取った。

1自治体(B町)は自治体の資料とHPにより現状を把握した。以上の調査結果から4市町の健康支援事業の現状を考察した。

4) 調査内容

(1) 訪問調査

調査項目は自治体の基本情報、保健センターの概要、実施している母子保健事業について、子育て世代包括支援センターについて等であった。この調査項目は「平成28年度子育て世代包括支援センター事例集」(以下、「事例集」)⁸⁾に記載されている項目を参考に作成した。

(2) 厚生労働省の「事例集」の考察

厚生労働省の「事例集」には19市町の事例が掲載されている。その事例内容から、母子保健事業と子育て支援事業との連携が顕著な自治体5市を選別した。事例集の自治体5市に共通する特徴と調査対象の4市町の特徴を比較し、西濃地域の母子の健康支援の在り方について考察した。

なお本研究は一宮研伸大学の学術・研究倫理委員会の審査を受け、承認されている。(承認番号:2017-8)

4 研究の結果

1) 対象自治体の概要

対象自治体の概要を表1に示す。

表1 対象自治体の概要

自治体	人口	世帯数	出生数
A市	159,603	61,679	1,279
B町	27,313	9,557	170
C町	19,082	6,656	130
D町	14,638	4,763	96

*平成29年9月推移値

*出生数は平成28年10月～平成29年9月の総数

2) 実施している母子保健事業の内容

自治体が毎年作成している健康支援体系図や地域住民へ配布している広報紙から、支援の切れ目になっているといわれる妊娠期と産後（出産後4～5か月まで）の事業を以下に示す。

＜妊娠期の支援＞

- ①母子健康手帳の交付
- ②妊娠健康調査票（14回分）の交付
- ③歯科検診無料券（1回分）の配布
- ④妊娠期の教育活動の実施
（ハッピープレマ会、マタニティー教室、もうすぐパパママ教室、ペアクラス、プレマキッチン等）

- ⑤希望者への訪問指導
- ⑥妊産婦支援計画書の作成
- ⑦マイ保健師等の紹介

＜産後の支援＞

- ⑧赤ちゃん訪問事業（2か月）
- ⑨予防接種の説明
- ⑩1か月児健康診査
- ⑪4か月児健康診査
- ⑫産後健康診査
- ⑬訪問希望者への訪問
- ⑭要支援者、健康診査未受診者への訪問
- ⑮乳児についての相談

妊娠期の母子保健事業の実施状況（表2）は、①～⑤については4自治体のすべてで実施されていた。特に①はいずれの自治体も保健師による面接を実施しており、産後支援につなげられるように、自治体オリジナルの質問紙や調査用紙を用いて情報収集をしていた。⑥⑦は、C町のみ今年度から新たに実施していた。このC町で実施している2項目については後述する。

表2 実施している妊娠期の母子保健事業

事業番号	A市	B町	C町	D町
①	○	○	○	○
②	○	○	○	○
③	○	○	○	○
④	○	○	○	○
⑤	○	○	○	○
⑥			○	
⑦			○	

産後の母子保健事業の実施状況（表3）は、⑧については子育て支援事業と連携して実施されていた。訪問事業は、A市は訪問支援員としての研修を受けた赤ちゃん訪問員が訪問をしており、B・C・D町は母子保健推進員に依頼して地域の子育て支援として訪問を実施していた。この表中の項目以外で、C町では4月より、町内の医療機関と連携して、宿泊型・通所型・訪問の産後ケアサービスを実施していた。

表3 実施している産後の母子保健事業

事業番号	A市	B町	C町	D町
⑧	○	○	○	○
⑨	○	○	○	○
⑩	○	○	○	○
⑪	○	○	○	○
⑫	○	○	○	○
⑬	○	○	○	○
⑭	○	○	○	○
⑮	○	○	○	○

3) 西濃地域4自治体における「子育て世代包括支援センター」事業の現状についての聞き取り調査

（1）A市の現状

A市では聞き取り調査後、2018（平成30）年9月に「子育て世代包括支援センター」が開設された。HP資料によると、実施場所は2か所で、保健センターと子育て支援セン

ター交流サロンに設置され、担当者は、保健師と子育てアドバイザー(利用者支援専門員)で、2つの窓口が連携してサポートするとPRされていた⁷⁾。

A市の子育て支援事業は行政がNPO法人に多数の実施事業を委託して充実を図ってきた。そのため、子育て世代包括支援センター事業開始にあたって、既存の子育て支援事業展開を土台にしてさらに母子保健事業との連携を図る内容となっていることが資料から読み取れた。

(2) C町の現状

2018(平成30)年4月に実施された「子育て世代包括支援センター事業」では、それまで妊娠期のケアが少なかった反省点をいかして改善されていた。

具体的には、4の2)⑥の「C町ママ応援プラン」と名付けた妊産婦支援計画書を作成する時間を設けていたことである。妊産婦支援計画書はA3用紙の両面で構成されており、表側が妊娠期の内容、裏側は産後の内容になっていた。母子健康手帳交付時の面接時に聞き取り、記入をして計画書を妊婦に渡す。用紙中に、面接した保健師の名前を記入し、地区担当保健師を「マイ保健師」として知らせ、地域の子育て支援者を「マイ母子保健推進員」として記入し、対象妊婦が自分の担当支援者が誰なのかがわかるようになっていた。また、計画書に、「あなたの目標」「あなた自身ができる取り組み」「ご家族の方や周りの方ができる取り組み」についてのチェックボックスがあった。妊婦と保健師が一緒に考え、確認しながら記入することにより、妊婦自身が主体的に出産や子育てができるような意識づけや、保健師が妊婦の家族や周りの支援状況が把握できるようになっていた。

さらに、子育て世代包括支援センターを保健センターと子育て支援センターの2か所とし、母子健康手帳を配布していた。どちらの施設にも保健と福祉のスタッフが存在して、

常に情報の共有化と専門同士の連携が実践でき、連携する体制が整っていた。C町は3世代が同居あるいは近くに居住していることが多く、地域で支え合う力が都市部ほど衰えていないということから、地域全体で妊娠期から子育てを支える体制を作っていきたいということであった。

また、妊婦宅への家庭訪問も以前から実施していたが、さらに希望者対象の電話相談や訪問数を増やして、保健師又は助産師が訪問をするようにした。

同じく4の2)④妊娠期の教育活動については以前から実施はされていたが、参加率が少ないという反省から、両親学級(仮称)を年3回実施する計画が立てられていた。対象を妊婦から両親とすることで父親支援にも力を入れたいということであった。

新たな産後の母子保健事業である産後ケアについては、C町にあるT産科医院を活用して、宿泊型・通所型・訪問の産後ケアサービスの実施を実現した。この産後ケアについては後述する。

4)「事例集」からみた子育て支援事業と母子保健事業の連携について

厚生労働省は、平成29年8月に「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」を策定した。ガイドラインには事業の実施体制について、「母子保健に関する専門的な支援機能及び子育て支援に関する支援機能を有することが前提」¹⁰⁾としている。これは母子保健法に基づく母子保健事業と子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業や児童福祉法に基づく子育て支援事業という両面からの支援を指している。しかし、支援にいくつかの関係機関が関わることから、十分な連携と情報共有が必要となる。対象となる妊産婦や乳幼児を包括的かつ継続的に支援をしていくには各機関の特性をいかした役割分担と連携体制の構築が必要である。ガイドラインには分担の例として、2017(平成29)年7月から実

施された子ども・子育て支援法に位置付けられている利用者支援事業の3つの類型の中の、「母子保健型（母子保健に関する専門知識を有する保健師や助産師が母子保健コーディネーターとなって事業を実施する）」と「基本型（利用者支援と地域連携の2つで構成される。保育士など福祉専任職員が事業を実施する）」を一体的に実施、連携して実施する方法や、保健センターと連携あるいは中心に実施する等いくつかの方法を示している。

子育て支援事業と連携するモデルである「利用者支援事業の活用」を明記していたのは、「事例集」19自治体のうちE：埼玉県和光市 F：神奈川県横浜市 G：三重県名張市 H：大阪府堺市 I：滋賀県近江八幡市の5自治体であった。

連携の状況を知るために、①自治体の概要（表4）、②子育て世代包括支援センター設置場所（表5）、③実施体制（表6）、④特色、PRポイント（表7）、の必要箇所を抜粋した。

① 5自治体の概要

表4 5自治体の概要

自治体	人口	出生数
E市	80,546	858
F市	3,737,338	30,022
G市	80,056	591
H市	836,109	6,969
I市	80,846	791

* 人口は H28～H29調査のもの

* 出生数は H27年度数

② 子育て世代包括支援センター設置場所

表5 5自治体の子育て世代包括支援センター設置場所

自治体	設置場所
E市	5か所の子育て世代包括支援センター

F市	18区福祉保健センター、 18区地域子育て支援拠点
G市	センター： 市役所福祉子ども部・健康子育て支援室 サテライト： 15地域（学区）の「まちの保健室」
H市	利用者支援事業「基本型」： 市内区役所子育て支援課7か所 利用者支援事業「母子保健型」： 市内保健センター8か所
I市	市民保健センター

5自治体では、拠点が大きく2つになっており、1つは「子育て支援センター」であり、そこには子育て支援コーディネーターとして保育士・幼稚園教諭ら福祉分野の専門家が主に活動をしていた。もう1つは「保健センター」であり、保健師を始めとした母子保健の専門家が主に活動をし、子育て支援事業と母子保健事業が連携して相談事業の実施や相互の情報共有を図っていた。

I市は、拠点は保健センター1か所であるが、そこに利用者支援員として福祉からは幼稚園教諭、保健からは助産師が同じ場所に存在することで、情報共有等の連携が図れていた。

③ 実施体制

表6 5自治体の実施体制

自治体	実施体制
E市	「母子保健型」： 母子保健ケアマネージャー（保健師、助産師）4名 「基本型」： 子育て支援ケアマネージャー（社会福祉職、女性福祉相談員、保育コンシェルジュ）4名
F市	「子ども家庭課」： 保健師、助産師、アルバイト看護職、保育・教育コンシェルジュ 「地域子育て支援拠点」： 子育てパートナー

G 市	センター： 母子保健コーディネーター（母子保健担当保健師・助産師）、保育士、事務員 サテライト： チャイルドパートナー（まちの保健室職員：看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員）
H 市	「基本型」：子育て支援コーディネーター、保育士、保健師、家庭相談員が常駐 「母子保健型」：保健師
I 市	保健師 1 名 「基本型」：幼稚園教諭 1 名 「母子保健型」：助産師 3 名

5 自治体の特徴的なところは、母子保健と子育て支援の 2 つの部署が、並列で対等に機能しているという点であった。他の 14 の自治体では、活動の中心が保健センターであることが多く、保健センターでは保健師・助産師が、子育て支援センターでは保育士・幼稚園教諭がそれぞれ活動しており、保健と福祉が一体となる事業提供はしていなかった。

また、5 自治体はいずれも新しく施設を作るのではなく、過去に積み上げられた地域資源を活用して連携を強化していた。

④特色・PR ポイント

F 市	「基本型」の全区展開により、子育て家庭が通いやすく相談しやすい場所での相談支援が充実し、支援が必要なより多くの家庭を適切な支援につなげることが期待できる。また、国の制度化に先駆け取り組んできた保育・教育コンシェルジュ（利用者支援事業「特定型」）等とも連携して対応する。
G 市	子育て世代包括支援センター自体が新たな事業を運用するのではなく、まちの保健室や民生委員、主任児童委員、ボランティア、医療機関や開業助産師、子育て拠点事業内や保育園、地域づくり組織が各々の活動の課題解決につなげながら運用している。
H 市	保健センター、子育て支援課（利用者支援事業「基本型」、保育士、保健師、家庭相談員等）が連携している。
I 市	妊娠出産包括支援事業（産前産後サポート事業・産後ケア事業）を子育て世代包括支援センター事業として一体的に実施することで、利用者支援員（助産師）や保健師がコーディネーターとなり、妊産婦の切れ目ない支援につながっている。市内に産科医療機関が 4 か所、助産所が 5 か所あり、医療機関や開業助産師の人材を活用した事業展開を実施している。

表 7 特色・PR ポイント

自治体	特色・PR ポイント
E 市	利用者支援事業基本型と母子保健型の一体的提供体制をとっている。 家庭の様々な課題にあわせたケアマネジメントを行うため、平成 28 年度より各子育て世代包括支援センターに「母子保健型」と「基本型」の両方を配置し、子育て家庭を母子保健と子育て支援の両面から支援する。

5 考察

調査した 4 市町で唯一産前産後ケアシステムの構築がなされていたのは C 町であったので、C 町の結果を中心に考察する。

1) 子育て支援事業と母子保健事業の連携は職員同士の関係づくりを重視すること

C 町の子育て世代包括支援センター事業は、福祉部局の子育て支援事業と保健部局の母子保健事業を同等並列に実施していた。

設置場所は 2 か所で保健センターと子育て支援センターとし、実施体制は、子育て支援センターに保健師を新たに配置し、保健セン

ターには子育て相談員を加えて配置した。これにより、どちらの施設にも保健と福祉の職員が存在することになり、常に情報の共有と専門職同士の連携が可能となっていた。

子育て支援センターはカナダの「ドロップイン」をモデルとして2000年前後から急速に全国に広がった施設で、開設している日には遊び場所、相談場所、地域の親子をつなぐ場所として活用されている。C町子育て支援センターは公設で運営し、日曜・月曜・祝日と年末年始以外開設しており、支援職員は保育士が配置されていた。そこに、保健師が加わることは従来の縦割り行政では考えられない画期的なことである。同じ町職員同士が部局を超えて関係を作り、子育て世代を支えることが期待される。妊娠期から切れ目なく支え、様々な課題に応じるには、地域の保健・医療・教育・福祉の各関係機関が形だけでなく職員間の関係づくりを重視して連携することが重要である。母子保健が行ってきた事業と、子育て支援が育ててきた事業を地域の実情に合わせて有効に融合させることがさらなる発展につながる。このような体制は利用者である子育て世代の住民にとって安心、安全を感じることができる地域の再構築となるはずである。

2) 母子健康手帳交付時の面接を充実した

(1) 子育て支援センターにも窓口を設置

母子健康手帳交付は、かつては保健師以外の行政職が窓口交付していた。近年は早期に支援を開始する必要性から、保健センターで保健師または助産師が交付を行っている。直接手渡しすることで妊娠初期の妊婦の情報を収集する機会を得ることができている。

C町では、センター事業実施で、新たに子育て支援センターの窓口でも交付を始めた。子育て支援施設での配布は西濃地域で初めてのことで、県内でも実施は少ない。

子育て支援センターは0,1,2歳の未就園の子どもと保護者が利用する場所である。初め

て妊娠をした女性あるいはカップルが気軽に来所できることは、親になる準備になり子育てへの意識や関心を高めるために大変有効であると考ええる。また、第2子以降の妊婦にとっては、交付場所が子育て支援センターであれば、子どもを遊び場所に連れてきた時に母子健康手帳を受け取ることができて大変便利である。同時に妊娠したことを子育て支援者と共に喜ぶことも予想され、利用者が安心を感じられる、住民を主体とした地域の再構築となったことは間違いないだろう。

(2) 妊産婦支援計画書の作成を実施

母子健康手帳交付の面接時、面談しながら調査用紙を用いて得られた情報を保健センターが集約していた。これは「ガイドライン」必須業務③支援プランの策定¹¹⁾にあたる。

段階的な支援と利用計画（セルフプラン）・支援プランの関係では、第1段階「個別状況に応じた情報提供」では、利用者自身が必要なサービスを選定して利用計画を立てる、第2段階「利用計画（セルフプラン）の作成支援」では、情報提供に加えて専門職の助言・支援による必要なサービスの選定・利用を含めた利用計画（セルフプラン）となり、第3段階「支援プランの策定」では、さらにサービスの調整・利用者支援を進め、関係機関による支援を整理したものを策定するとしている¹²⁾。C町の妊産婦支援計画書では、妊娠期から出産後1年を見通した健診スケジュール、予防接種予定の記載があり、そこに一人ひとりの利用時期がわかる内容で、これにより、妊娠期から子育て期の支援が当事者にも支援者にも明確に見えるようになった（見える化）。例えば、介入しなければならない要支援のケースには早期の的確な対応が期待できる。

(3) 「マイ保健師・マイ母子保健推進員」を紹介

支援計画書には、妊婦の住んでいる地区名、地区担当保健師と母子保健推進員の名前を知

らせている。これによりガイドラインが推奨している個別相談対応ができる体制を確立できていた。

保健師の地区担当制は以前から取られていたが、自治体の管理者側に都合のよい情報であり、利用者である妊婦は自分の担当保健師が誰であるのかは事前に知られることはなかった。妊娠当初から利用者側（妊婦）に担当者（保健師）を知らせることで、子どもを妊娠した時から地域の支援とつながることがわかり、妊婦自身が必要な時には地域から支援を受けられることができるようになった。そうした妊産婦主体の体制が安心して妊娠、出産、子育てができる地域づくりにつながっていくのである。

3) 産後ケアシステムの構築

(1) 今ある地域資源を活用する

C町の母子保健事業再構築で特筆すべきことは、町内T産科医院と協力体制を持つことができたことであろう。T産科医院は開院当初より、母乳育児指導を中心とした産後ケアを丁寧に行っていた実績があり、地域の妊産婦からの信頼を得ていた。再構築にあたり、希望者には産後ケア事業として、宿泊型、通所型及び訪問型のサービスを有料で提供できるようにした。これは自治体に存在したT産科医院という地域資源を活用することで住民にとってより安心な産後ケアシステムをスムーズに構築できたといえる。これは他市町にない特徴であった。

「事例集」の5自治体は子育て世代包括支援センターの設置にあたり、新しく建設した施設はないという状況であった。事業は地域で育ててきた従来の子育て支援に関わる地域資源を発展させて活用する形をとり、母子保健分野と連携を図っていた。I市では、自治体の特徴・PRとして、市内の医療機関や開業助産師の人材を活用した事業展開を実施していることを挙げている。対象とした5自治体の中でも事業の実施体制において助産師の

数は多い。これはC町と同じく、医療機関や助産所という地域資源を活用して事業展開を図っているためである。

(2) 地域にある資源の見直しをすること

本研究の開始前、規模が大きい自治体ほど健康支援事業の実施が進み、小規模な自治体では遅れているのではないかと仮説を立てた。しかし、実際には対象自治体の中でも規模が小さいC町において産後ケアシステムの構築が早々に実施に至ったという結果となった。それは地域資源の有無が影響しているのではないと思われる。今後産前産後ケア構築にむけて、自治体に取り組む課題としては、現在地域に存在している資源を再度見直すことであろう。従来の縦割りではつながることができなかったものがつながっていくことや、活用を憂慮していたものを取り入れる工夫をすることである。地域住民の活動から母子保健や子育て支援として活用できるものがあれば、道を開くよう知恵を使うことこそが、今後の産前産後システム事業構築の鍵であり、課題であろう。

6 まとめと今後の課題

母子を対象にした健康支援事業は大きな転換期を迎えている。本研究で明らかになったことは、システムの再構築が、西濃地域4市町において現在進行形で行われているということである。その中でC町は、2018（平成30）年4月から「子育て世代包括支援センター事業」の実施を開始していた。特徴として、①子育て支援事業と母子保健事業の連携を実現して、部署を超えた職員同士の関係づくりを行っていたこと、②母子健康手帳配布窓口を子育て支援センターに設置して、利用者の立場に立った支援体制を作り上げようとしていたこと、③全員を対象に個別の妊産婦支援計画書を作成して、対象者の支援レベルを観察し、利用者一人ひとりに合わせた支援を実施しようとしていたこと、④利用者と支援者

がお互い知り合える関係づくりを目指し、「マイ保健師」として専門職を、「マイ母子保健推進員」として地域とつながる人を知らせ、顔が見える関係を築きあげようとしていることがわかった。こうした内容は母子保健事業として保健部署の保健センターで実施されてきたことと、地域子育て支援事業として福祉部署の保育所、子育て支援センターそれぞれで実施されてきた内容を見直し、縦割りで行われてきた事業を、立場を超えてそれまで以上に専門職同士が連携しようと努力し、試行錯誤してきたことで実現に至ったことがわかる。

2020（平成32）年度の完全実施をめざして今後2年間に、各市町に子育て世代包括支援センターが次々と設置されることが予想できる。子育て世代包括支援センター開設にとって必要なことは、C町にみるように、今まで積み上げてきた事業内容を丁寧に精査し、母子保健や子育て支援として活かしている地域資源を見つけ出すことであろう。そして今後に向けて事業を整理し、必要な内容はさらに充実させ、活用できる資源を住民にとって有益にする努力であろう。そのために関係部署同士の連携、それはつまり利用者を中心とすることを第一として行政職員それぞれが、お互いの仕事内容を立場にとらわれず理解し合い、実現に向けて行動することがより重要となると考える。

今後の課題として、調査時点では開設されていなかったA市「子育て世代包括支援センター」が2018（平成30）年9月に開設され、運用実施が行われているので、事業内容の聞き取り調査を第一の課題としたい。さらに西濃地域9市町に向けてセンター事業の実施内容の調査を実施して、今後の産前産後システム構築の推移を調査研究していく努力をしたい。

口演第5群ヘルスプロモーションにおいて、谷純子が発表した内容を修正したものである。

<引用文献>

- 1) 厚生労働省（平成30年8月）、児童相談所での児童虐待相談対応件数、<https://www.mhlw.go.jp/conten>、2018.9.1.
- 2) 竹田省：妊娠婦死亡“ゼロ”への挑戦、日本産科婦人科学会雑誌68（12）、1815-1820、2016.
- 3) 厚生労働省（平成29年3月）子育て世代包括支援センターの設置運営について（通知）、https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc2680&dataType=1&pageNo=1、2018.8.12.
- 4) 厚生労働省（平成29年8月）、子育て世代包括支援センター業務ガイドライン、<https://www.mhlw.go.jp/file>、2018.8.12
- 5) 今村民子・宮島萌・今村光章：岐阜県における乳児家庭全戸訪問事業の現状と課題（2）、岐阜大学教育学部研究報告＝実践教育研究、pp71-81、2017.
- 6) 佐藤拓代：子育て世代包括支援センターとネウボラの理念、大阪市立大学看護学雑誌、46：1436-39、2018.
- 7) 松嶋弥生：A県内の市町村における「切れ目のない妊娠・出産支援」に関する事業の現状、群馬県立県民健康科学大学紀要、13：31-44、2018.
- 8) 厚生労働省：平成28年度子育て世代包括支援センター事例集、<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou>、2018.8.3.
- 9) 大垣市 HP: 大垣市子育て世代包括支援センター、<http://www.city.ogaki.lg.jp/>、2018.9.3.
- 10) 前掲書3
- 11) 前掲書3
- 12) 前掲書3

「身体表現」の授業取り組みによる実践報告

Practice report by teaching approach of physical expression

中 野 由香里
Yukari NAKANO

はじめに

表現とは、人が生活する中で感じたことや考えたことを自分なりに創造することである。表現することによって、豊かな感性を養い、創造性を豊かにしていくことが保育者には重要となる。一方、子どもの身体表現は、「即興表現」「模倣表現」「創造的表現」「仲間と一緒に踊る活動」に分けることができ、いずれの活動も子どもの心に感動を沸き立たせ、子どもを生き生きさせる原動力となる重要な活動であると考えられている¹⁾。

こうしたことを踏まえて、本学では幼児教育学科において、幼稚園教諭二種・保育士資格を取得するために必修科目の「身体表現」がある。この科目は保育者を念頭に、学生自らが楽しく子ども役、保育者役を役割演技する演習科目である。この授業は、身体表現に関する子どもの気持ちや保育者の指導法を学ぶことができる。同学科では、保育者養成校として保育者を目指す学生の指導にあたり、この「身体表現」の授業において表現力を高めるためにさまざまな取り組みを実施している。この取り組みの中で特にコミュニケーションが重要である。コミュニケーションが表現とどのような関連性があるのか、また、表現力を高めるために必要なものは何かという事柄が保育者としての表現力をつけていくために重要となると考えられる。そこで、こうしたことを明らかにしていくために、これまで幼児教育学科1年次対象科目「身体表現」の授業実践で得られた知見について、藤善他

の分類をもとに報告する。

対象・方法

対象者は、幼児教育学科平成29年度入学者30名である。

方法は、「身体表現」の授業において、即興表現として第1回～第5回、模倣表現として第1回～第2回、創造的表現として第4回～5回、仲間と一緒に踊る活動として第6回～14回にて行った。また、第1回～第15回の全てにおいて、出席カードにて授業後に毎回の感想を記入する。

授業での実践内容

1. 即興表現

即興表現とは、嬉しいときや楽しいときに気持ちが弾むことで体を動かしスキップなどを行い表現することである。授業において、即興表現を実施するにあたり、自らが楽しむ心や体が大切であることを伝える必要がある。その楽しみ方は、自然と表現できることが望ましいため、筆者が担当する授業の中では初めに、「じゃんけんあそび」から入る。

1) じゃんけんあそび

この「じゃんけんあそび」とは、教員一人対学生全員でじゃんけんを行う。じゃんけんのルールは、勝ち・負け・あいこの3つである。教員に勝った、負けた、あいこに分かれるが、勝負の確認を声に出して行う。

勝負の確認については、教員が学生全員に「勝った人？」と聞く。勝った学生は「はい」

と応える。次に教員が「負けた人？」と聞く。負けた学生は「はい」と応える。最後に教員が「あいこのひと？」と聞く。あいこの学生は「はい」と応える。この際、勝負の結果によって、それぞれの学生は表現の方法を問われることになる。ここでねらいとしたいポイントは、『声の大きさ』である。勝負の確認の際、いかに大きな声で自分の勝負の結果を知らせることができるかどうか。この方法は、1回目から上手くいくことはない。それは、ルールの説明を行わないためである。ただし、表現力を高めるとい点においては重要なことで、最初の実施から次に生かす力へと変化させることができるのである。

具体例としては、じゃんけん勝負の確認後、例えば、一番声が大きかったあいこの人を声が大きかったという理由の勝ちとし、じゃんけんに勝った人と負けた人は、壁まで走って壁にタッチして戻ってくる。この具体例を実施することで、学生の中で自然とルールの確認をすることができ、続いて2回戦のじゃんけんを実施する。同じように勝負の確認を実施し、この方法で同じように声の大きさを判断をする。この方法を3回程度繰り返すことによって、「次は走りたくない！」と思うようになり、大きな声で表現するようになる。また、声だけでは物足りない場合、からだ全体を使い、両手を大きく挙げることやジャンプをする等、さまざまな表現法を身に付けることになる。

2) じゃんけんあそび

二人組みにてじゃんけんを行う。このじゃんけんは、時間制限を設けることや、勝負の回数を決めて実施することで、勝敗に対する自己表現が表れる。

即興表現としては、「じゃんけん」を通した表現あそびを実施することで、自然と声を出しながら喜怒哀楽を表現することができ、学生自身も笑顔で楽しみながら取り組むことができる。また、簡単な遊びのため、即興表

現の導入としては取り入れやすい内容となる。

学生の感想としては、「じゃんけんで楽しくあそぶことができた」、「じゃんけんで勝ったので嬉しかった」、「皆と笑顔で楽しむことができた」と記載されている。

2. 模倣表現

模倣表現とは、見たものや感じたこと等を真似してそれになりきって表現することである。模倣の定番となるのは動物である。その中でもウサギやゾウ、サルやゴリラといった動物は、体の大きさや耳・鼻等の動きに特徴があるもので、模倣するには最適な題材である。

この題材を活かし、授業において模倣表現に入る場合、「進化じゃんけん」³⁾という表現あそびを取り入れる。これは、例えば動物をテーマにした場合、ウサギ→サル→ゴリラとじゃんけんして勝った場合に順番に進化して模倣しながらじゃんけんをする表現あそびである。表現あそびを通して模倣表現をすることで、動物になりきることができ、手足の動きや表情まで自然と活動することができる。

次に「オノマトペ」を使った表現あそびへと展開していく。この「オノマトペ (onomatopée)」とは、擬声語を意味するフランス語であり、擬声語とは擬音語や擬態語の総称である²⁾。代表的な例として、「雨がザーザー降っている」や「ゾウがドシンドシンと歩く」、そのザーザーやドシンドシンのことを「オノマトペ」いう。この用語を用いて「オノマトペゲーム」を実施している。このゲームは、カードにオノマトペの用語予め記載し、数十種類を準備する。1チーム4人程度に分かれてグループを作り、順番にカードを引く。引いたカードに記されたオノマトペを声に出すことなくジェスチャーする。それを見ているメンバーは、そのジェスチャー

からオノマトペのワードを当てる。この表現あそびを実施することで、相手に伝わるジェスチャーをしなければならない緊張感を持つ中で、動くことが大前提となるため、必然的に表現力が身につくことになり、ゲーム感覚で実施するという点が学生にも取り組みやすい内容となる。

学生の感想としては、「動物になりきって表現するのが楽しかった」、「体全体をつかうことができて楽しかった」、「進化じゃんけんはとてもおもしろい」、「動物になりきって声を掛け合った」、「コミュニケーションがとれた」、「オノマトペを表現するのは難しかった」、「同じワードでも人によって違う表現があることがわかった」、「言葉を使わずに表現することが難しかった」と記載されている。

3. 創造的表現

創造的表現とは、お話やある場面等を見たり聞いたりしたことをその物や人物になりきって表現することである。授業において保育者になりきることを念頭に「保育の一日」について創造的表現を行うように指導する。ここでは、先生と子ども、自然物や物等、登場するもの全てに役割をつけ、グループで発表する。まず、幼稚園か保育園、何歳児の保育を表現するのかを決定する。グループで話し合いを進める中、共通イメージを創造し、場面に応じた表現の練習を行う。ここでも声を出すことは禁止するため、より表現の工夫が必要とされる。例えば、保育の中で挨拶や子どもへの声かけの場面では、手をたたくことや足で音を鳴らし反応させるといった表現をする。

また、身振り手振りの表現や顔の表情等も音の無い創造的表現には欠くことができない方法である。この発表に関しては、全く音が無い環境で実施するのではなく、保育現場に相応しい音楽「童謡」を流すこととした。ただ、表現については、音楽と関係ないものと

する。実際に発表に向けた取り組みの中で、学生たちは声を出ることができないことに苦戦している様子であったが、グループで話し合いを進める中で、一人ひとりの意見や創造を共有し、その表現に対する工夫が広がり、より良い表現と化し、納得のいく発表ができたようであった。

学生の感想としては、「声を出することができない保育の一日を表現することはとても難しかった」、「トイレの便器を表現するという発想がよかった」、「子どもの動きをイメージして表情や指を使って表現することができた」、「皆で話し合い納得がいく発表ができてよかった」、「身体を大きくうごかすことでイメージが伝わりやすいと思った」と記載されている。

4. 仲間と一緒に踊る活動

仲間と一緒に踊る活動とは、フォークダンスやリズムダンス、わらべ歌あそびのことであり、幼児教育学科等の学修成果をいかした発表の場で地域の子どもたちが多く参加する「こども祭」での発表を目指して、授業でリズムダンスに取り組むこととした。

発表目的は、学修成果の発表ということとし、第1回の授業より修得したものを総合的に取り入れることができるよう、イメージすることを大切にしたい。まず始めに、リズムダンスに使用する選曲から入ることとし、こども祭のテーマからイメージされる曲を探すことにした。テーマが「大変身！～きみはヒーローだ～」ということで、テーマに沿った曲を選び出し、選曲された曲はテレビアニメに登場する仮面ライダーシリーズやこども番組に登場する歌等があった。選曲されたものより、受講生全員で多数決を取り、しまじろうに登場する「ハッピージャムジャム」に決定した。

曲が決定すると、3～6人までを1チームとするチームを作り、チームで「ハッピー

ジャムジャム」の踊りを表現することとした。この取り組みは、教員对学生ではなく、学生对学生の形式で実施する。少人数でチームを組むことにより、自分の存在が目立つ中で踊りを実施することは、仲間意識や踊りの表現力も身につくことができ、相乗効果が表れやすい。

踊りの取り組みが落ち着いた頃、身体一つで表現することも可能であるが、こども祭のテーマから「大変身」を取り上げ、変身につながる表現の工夫を試みることにした。それは、手具を用いて表現することである。手具には、縄やフープ、ボールやポール等、様々なものがあるが、今回は「浮遊スカーフ」を使用することにした。スカーフは、ゆっくりした動作や形を工夫するとその動きに変化が現れ、見ている人たちを楽しませてくれる。また、感覚として、非常に軽いものであるため、身体の一部として扱うことができ、年齢を問わず扱うことができる手具である。

踊りの全体的なイメージとしては、楽しい気持ちを表に出し、色鮮やかな浮遊スカーフを生かした動きの表現である。演技構成を考える中で、学生間でさまざまな意見が飛び交い、移動の方法やフォーメーション等の工夫をしながら演技構成を確定させていくことができた。

学生の感想としては、「笑顔で楽しく踊ることが出来た」、「自然と笑顔で踊ることが出来た」、「協調性を感じた」と記載されている。

以上の4つの授業の中で、表現あそびを実施する際、多く取り入れるのがグループワークである。グループ編成を行う際に表現への意識を高めるため、ゲーム感覚で実施する。例えば、対戦相手を見つけてじゃんけんをし、3回勝った人から一列に並ぶ。全員がじゃんけんを終えて一列に並ぶことが出来ると、グループの数が4つの場合、前から順番に1～4の番号を言う。全員が番号を言った後、同じ番号同士で集まる。このじゃんけんが始

まった時からコミュニケーション力が必要とされる。まず、じゃんけんの対戦相手を見つけるために自分から動くことが必要とされる。又は、待っていることも可能であるが、相手が来た場合は何かしらの反応を示さなければならない。次にじゃんけんで勝つことが目的であるため、勝った場合、負けた場合のそれぞれの表現ができる。そして同じ番号同士で集まる際、誰かがリーダー的存在として大きな声を張り、メンバーを集めることや一人ひとりが個々に動き出し自然と集まる場合等がみられる。このような様子から、グループ分けをすることによって、じゃんけんを通じてコミュニケーションを取り、更に表現の方法を自然と身に付けることができる。

授業での実践内容の成果

表現という視点から、自分の気持ちや感情を表に出すことは容易なことではない。しかし、取り組み方によっては、苦手意識や不安な気持ちが少しでも解消されることがわかった。その取り組みは、じゃんけんを通じてコミュニケーションを図ることや、表現あそびを実施することであり、学生たちの動きにも変化が表れた。第1回目の取り組みでは、ほとんどの学生が「人前で表現できるかどうか不安だ」、「恥ずかしい」、「表現が難しい」等といった消極的な感想が多かった。しかし、取り組みの終盤では、「自然に表現ができるようになった」、「自分自身が楽しみながらできた」、「笑顔で踊ることが出来た」といった感想が多くなり、表現することに対して不安が解消されたといえる。また、仲間と一緒に一つの演技を構成する中で、取り組みの中間辺りでは意見の食い違いやお互いの思いが伝わりきらずに苦戦している様子であったが、発表を終えた時には、「仲間と一緒に協力して活動することは楽しいことだと思った」、「心を楽しくする気持ちを大切に表現することができた」、「自分が楽しみながら活動する

ことが大切だということがわかった」という感想になった。これは、保育者を目指す者として、子どもたちを指導していく強い気持ちと保育者として自分自身の立場を考えたいうえで取り組みを行っていたといえる。このように、身体表現の授業の取り組みの中で、学生たちは保育者には欠くことができない表現力の技術を修得したといえる。

ム集」(財)日本レクリエーション協会、東京、2009、pp.62-63

おわりに

表現力を高めるために、身体表現の授業の中でさまざまな取り組みを実施した。表現するということは、説明を聞いてすぐに実施できるものではなく、表現することの難しさを体験しながら、コミュニケーションの必要性やコミュニケーションの中に表現が含まれること等、じゃんけんを通じて楽しみながら表現力を高めることができた。

保育者という立場から、子どもたちと一緒に活動する際、自分自身が楽しみながら活動することの大切さを学ぶことができた。また、仲間と創り上げる一つの作品に向けた取り組みでは、協調性を身につけ、笑顔で実施できた達成感を味わうことができた。

今後は「幼児と健康」という科目名にて内容を変えた取り組みとなり、表現の中にはさまざまな要素が含まれるため、これまで実施してきたことが少しでも活かせるように発展させて行きたいと思う。

また、今回の成果を基に、学生自身が楽しみながら技術を身に付けることができるよう、筆者自身の技術向上と指導法を高めていきたいと考え、今回の報告とする。

参考文献

- 1) 藤善瑞子他「子どもとあそぶ動きの表現」(株)不味堂出版、東京、2001、pp.9-33
- 2) ウィキペディア「擬声語」 <https://ja.wikipedia.org/wiki/>
- 3) 三浦一郎「楽しいアイスブレーキングゲー

乳児保育における 1 歳児の拒否する行為

—他児が介在する場面に着目して—

Refusing Actions of 1-Year-Old Day Nursery Children: Focus on Relationship Interacting with Other Children

名 和 孝 浩
Takahiro NAWA

1. はじめに

1. 1. 乳児保育のニーズと現状

厚生労働省¹⁾は平成29年4月時点の待機児童数について、23,114人が低年齢児（0～2歳）であり、全体の88.6%を占めるととりまとめている。また、うち0歳児は4,402人で16.9%であり、うち1・2歳児は18,712人で71.7%と多く、年齢別待機児童数から、特に1・2歳児において、保育のニーズが高まっているとしている。昨今の日本が抱える待機児童問題解消のためには、低年齢児の受け皿の拡大が喫緊の課題とされている。保育の受け皿確保については、今後も女性就業率が上昇し、保育の申込者が増加していくことを踏まえ、2020年度末までに32万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童を解消することとしている²⁾。平成29年に公表された「子育て安心プラン」³⁾では、保育の受け皿確保について、0・1・2歳児を対象とした小規模保育の普及や幼稚園における2歳児の受入れ拡大などの、1・2歳児の受け皿整備を強力に推進している。こうした0～2歳児を対象とした保育の量的な拡大にあわせて、当然ではあるが、質的な充実についても求められる。野澤ら³⁾は、実際に待機児童解消を目的とした規制緩和が進行するとともに、認可外保育施設数も増加し続けているという側面から、保育の「質」がいかに保障されるのかについて懸念を示している。また、こうした

質の保障について、乳児保育の重要性が指摘されている一方で、乳児保育の実践構造、すなわち乳児への働きかけの構造自体が解明されているとはいえない⁴⁾という課題も抱えており、乳児保育に関する研究の蓄積の少なさがあると考えられる。そのため、研究的な視座から乳児保育の実践を紐解くことは重要であると言える。

1. 2. 目的

1歳半から2歳にかけて、親や保育者の提案や要求に対し、何かにつけて拒否するようになり、おとなとは違う自分を主張するようになる⁵⁾。こうした拒否する場面において、大人は自分の呼びかけに応じないと、とかくイライラしがちであり、あの手この手を使ったり、対応の方法をかえたり⁶⁾と、どのように対応すればよいのか悩む場面の一つであると捉えられる。また、こうした拒否する場面において、母子間といった養育者と子どものかかわりに着目している研究が多く、乳児保育という集団場面に焦点を当てた研究は少ない。この時期の保育は現在最もニーズが高まっており、集団場面での子どもの拒否する行為において、子どもと保育者がどのようなかかわりを行っているかを明らかにすることは乳児保育の質的向上の一助になると考えられる。

また、乳児保育の特性について、同年齢の複数の子どもが同じ保育室に在室しているこ

とと、複数担任であるため、かかわる大人の人数が多いという点が、家庭との違いの一つとして挙げられる。母子間という一対一のかかわりと、乳児保育という集団保育場面では、そこで起こるかかわりにも自然と違いが生まれると考えられる。特に、拒否の場面は養育者と子どもの一対一のかかわりに着目されるが、他児がいることでかかわりが中断することや、複数の保育者がいることでかかわりに違いがあるのではないかと考えられる。

そこで、本研究では、同年齢の複数の子どもが同じ空間にいるという点に注目し、保育者とのかかわりにおける1歳児の拒否する場面において、他児が介在する事例から、1歳児の拒否する行為に他児がどのような影響を与え、拒否から調整に至るまでにどのような行為が見られるのかを検討する。

1. 3. 本研究における乳児保育の区分

保育所保育指針において、乳児保育は特に0歳児の保育を指し、乳児は満1歳に満たない者を指す。しかし日本保育学会では研究領域の区分を、乳児保育（0、1、2歳児保育）と表記しており、保育現場でも0～2歳児の保育を乳児保育と称することが多い。また厚生労働省が使用している0～2歳児を表す低年齢児という用語については、保育現場で使われることが少ない。本研究では、保育現場で一般的に用いられる用語に合わせて、乳児保育を0～2歳児クラスまでを含めた保育、乳児を0～2歳児を表す語として使用する。また、本研究で調査対象とする1歳児クラスは、4月から3月の期間で、満1歳から2歳10か月までの月齢の子どもが在籍するクラスを指し、保育現場と同様、在籍する子どもを総称して1歳児と表している。

2. 方法

2. 1. 対象

岐阜県A市内の私立保育園1歳児クラス（1歳児19名；保育士4名）で、9時から12

時頃までの登園後の自由遊びから給食までの場面で、月に2、3回程度、対象児らの保育場面に参加して、参与観察を行った。対象児からの行為には応答するが、観察者から積極的なかかわりはしないよう配慮した。なお、観察期間中の対象児の月齢は、1歳5か月～2歳2か月であった。

2. 2. 手続き

観察はビデオ撮影と同時にエピソードを記述し、観察終了後、ビデオの映像を基に記録を加えた。ビデオ撮影は、基本的に三脚を用いて定点的に使用した。分析の対象とした事例は、対象児が保育者の要求を拒否してから、保育者とのやりとりが終了する（調整に至った）までのなかで、他児が介在したと捉えられた場面をビデオで撮影できた事例とした。

3. 結果と考察

1歳児が保育者に拒否をし、調整に至るまでの場面で、他児が事例に介在したと認められた事例を抽出した結果、14事例が抽出できた。それらを類似する行為ごとに分類した結果、3つに分類できた。以下カテゴリーごとの代表的な事例と考察について述べる。

3. 1. 調整へ至るきっかけ

子どもが拒否を始め、気持ちを調整し、次の活動や生活の流れへと移る際、他児がいることがきっかけとなり、気持ちの切り替えができたとして捉えられた事例を分類した。

【事例①：お友達を連れて行こう】

男児タケシ（1歳11か月）

おやつの前に、水道で手を洗うことになる。タケシが自分から水道で手を洗い始める。最初に水で手を濡らしてこすり、次に自分でポンプタイプの石鹸をつけて手をこすろうとすると、R先生が、手を洗うタケシの後ろから自分の手を添えて一緒に洗う。R先生が「タケシちゃん、これでおしまいよ」と言いながら、タオルで手を拭くために、一緒に洗っていた手を握ったまま、

タケシを少し後ろに下がらせてタオルで手を拭く。するとタケシはムスっとした表情をして、体をひねる。R先生がタケシの両手を握ったままなので、タケシは両手を挙げたバンザイのような姿勢になる。R先生は「タケシちゃん、楽しい（手を洗い終えた子とK先生が手遊びなどをしている）、始まるって」と言っている。タケシの手を握って持ち上げると、水道の出入口へ連れて行く。R先生が、他児らと手遊びをしているK先生の方にタケシを向け、「タケシちゃん、何がある？ちょっと見てきて??」と声をかけてから、握っていた手を離すが、タケシは振り向いて水道の方をじっと見ている。そこへ、よくタケシがお世話をしたがるヒロキが、手を洗うため水道に向かって来て、タケシとすれ違う格好になる。タケシはヒロキを見て、「あっ」と顔を上げて、後ろからヒロキを手で押しながら進み、水道まで連れて行く。ヒロキが水道で手を洗い始めると、自分から手遊びをしているK先生の方に向かい、次の活動へと移っていく。

この事例では、タケシが自分で手を洗っているとところへ、R先生が「これでおしまい」という言葉かけとともに、タケシを水道から離れさせることがきっかけで、拒否が起こっている。タケシの手を握られたまま体をひねる様子から、R先生の言葉かけとは逆に、「まだ水道で手を洗いたい」という思いが読み取れる。R先生はタケシの気持ちが手洗いから次の活動へと向かうよう、次の活動である手遊びが「楽しい」ことを伝えながら連れていき、「ちょっと見てきて」などと誘いかけている。R先生はその場を離れるが、タケシは手遊びではなく水道の方を向いたままじっと見つめており、気持ちが切り替わったとは捉えられず、R先生とのやりとりでは、まだ調整へと至っていないと考えられる。

そこにタケシが普段から世話を焼きたがる

ヒロキがやってくることで、タケシはヒロキを水道に連れていく。それまで自分が水道で手を洗うことから気持ちを切り替えられなかったが、ヒロキの登場で、タケシの思いに変化が起こったことがわかる。タケシはヒロキが手を洗い始めるのを見届けると、自分から手遊びをしている方へ向かっており、保育者からの言葉かけがなくとも、ヒロキの存在が次の活動へと向かう気持ちをうまく作るきっかけとなり、調整へ至ったと捉えられた。

【事例②：置いてかないで】

女児エリ（1歳10か月）

戸外遊びの時間になる。エリは靴を履くがなかなか自分で遊び始めようとせず、テラスに座っている。K先生が「先生、先に行くから、自分で来てね!」と言って乳児園庭に出ていく。エリは「ヤ〜〜」と泣きながら手を広げて近寄っていく。K先生は子どもたちの様子を見ながら、乳児園庭をウロウロと歩き回る。エリはK先生に抱いてもらえず、泣きながら乳児園庭に出たところ、すべり台で、勢いよく滑っているサキを見る。エリはそれを見た瞬間に泣き止み、身を乗り出して、すべり台に登っていく。その後は泣くことなく、K先生のところへも行くことなく自分から遊び始める。

エリは自分から遊び始めることが少なく、担当のK先生は、保育者から離れて自分で遊ぶ機会も必要と考え、あえて「自分で来てね」と言葉をかけてその場を離れている。エリはその言葉に「ヤ〜〜」と泣きながら手を広げる行為から、「自分を抱き上げて一緒に連れて行ってほしい」という思いが読み取れる。K先生はエリの方へは向かわず、乳児園庭を歩いて様子を見ている。エリの「一緒にいてほしい」という思いと、保育者としての「自分で遊んでみてほしい」という思いがぶつかっている場面だと捉えられる。

しかし、泣きながら乳児園庭に出たエリの

目に、すべり台で遊ぶサキが目に入る。勢いよく滑って遊ぶサキの姿に興味をひかれたのか、その瞬間に泣き止んでいる。それまで泣いて追いかけるほど、K先生に「一緒にいてほしい」と思っていたと捉えられたはずが、サキの遊ぶ姿を見たことで、泣き止むだけでなく、サキの真似をするように自分からすべり台で遊び始めている。保育者との直接的なやりとりがなくとも、その場に他児がいることで気持ちが切り替わるきっかけとなり、調整へと至っていると捉えられた。

3. 2. 他児がいることで拒否が強まる

拒否が起こり、調整へと至る過程で、他児がいるからこそ、その子どもの拒否の行為が強まったと捉えられた事例を分類した。

【事例③：早く給食食べたい】

男児ユウタ（1歳10か月）

給食の時間が始まる。他の子どもが給食を食べ始めるなか、その様子をじっと見つめて乳児椅子に座るユウタ。手を口のなかに入れていたため、食べ始める前にS先生がウエットティッシュで手を拭こうとして、ユウタの手を掴む。すると、ユウタは顔をしかめて、「ンー」と言い、顔をそむける。S先生は「手、ベタベタやと食べれへんで」と言いながら、ユウタの手を拭き終え、少し離れたところに置いてあったユウタの給食が乗ったトレイを手に取り、ユウタの方へ持ってくる。ユウタがすぐに「パッチン！」と言いながら手を合わせると、S先生もそれに合わせ「パッチン」と言う。しかし、すぐに他児から「おかわり」の催促があったため、ユウタに「ちょっと待って」と言いながら、トレイを元の位置に戻して手が届かないようにし、他児のお椀などを持って、ユウタのもとを離れる。ユウタは、両手で椅子を掴み、「ンー」と大きな声でうなり、身体全身を前後に大きく揺らして訴える。「ユウちゃん、ごめん。ごめん」と言いながら、S先生が慌てた様

子で他児のおかわりを持って席に戻ってくる。他児におかわり分の給食を渡し、ユウタの方にトレイを持っていくと、再度すぐにユウタから「パッチン！」と手を合わせる。S先生も「はい。パッチンやね。いただきます」と言って、ユウタにスプーンを渡す。ユウタは渡されたスプーンで、自分から給食を食べ始める。その後は機嫌を損ねることなく、S先生とともに食事を進めていく。

ユウタは普段から給食をこぼす量や偏食が多いため、このクラスでは食事の援助のために担当の保育者がつき、丁寧に食事を進めている。この事例では、担当の保育者がすぐに隣につけず、他児が食べ始めた後で、ユウタも食べ始めることとなった。

ユウタは他児の食事風景をじっと眺めながら保育者を待っており、手を口の中に入れている様子からも、「早く給食が食べたい」のだと読み取れた。その後、ユウタは舐めていた自分の手をS先生に拭かれそうになると、手を拭かれることに対しての拒否が起こる。ここで、顔をしかめて嫌がるユウタには、単純に「手を拭かれる」ことが嫌なのではなく、「早く給食が食べたい」のに邪魔をしないでほしいという思いがあるのではないかと捉えられた。給食のトレイが運ばれてきた際も、ユウタはすぐに「パッチン！」と食事を催促するように手を合わせており、「早く給食が食べたい」という要求が、ユウタにはあるのではないかと捉えられた。

S先生もその思いを受け取っているからこそ、すぐに「パッチン」と食事を始める素振りを返す。しかし、他児がおかわりを求めたため、S先生はその場を離れることとなり、トレイが一旦下げられたことで、再び拒否の状態が起こっている。この際は、椅子を両手で掴み、身体全身を揺らしながら声をあげている。1度目の拒否の姿と比べ、声の大きさやからだの動きが強くなっている。他児がい

ることでユウタの「給食が食べたい」という要求が上手く満たされず、より強い拒否が起きたと捉えられた。S先生もまた、ユウタの姿を見て、慌てた様子で謝りながら食事を始めているため、ユウタの「早く」という思いを受け取っているのだろうと考えられた。

その後、S先生が席に戻り、あらためて食事を始める。自分から食べ始める様子から、自分の要求が満たされ、調整へと至ったと捉えられた。

【事例④：僕のそばから離れないで】

男児ショウ（1歳6ヵ月）

朝のオムツ替えになる。K先生が遊んでいるショウに「オムツ替えるよ」と声をかけ、オムツ替えを始めようすると、ショウは泣いて仰向けになる。K先生は、「あら～、ショウちゃん泣いてるから、トン、トン」とお腹を軽く叩きつつ、そのままオムツを替える。仰向けのままオムツを替え、自分の膝に座らせて抱き、「靴下履こう」と言って、ショウに靴下を履かせ始める。するとショウは泣き止み、K先生にからだを預けてもたれる。K先生がショウに靴下を履かせ終えたところで、近くで他児がケンカを始める。K先生がケンカの仲裁のためショウを降ろし、その場を離れる。ショウは床にへたり込むように座って再び泣く。K先生は他児の仲裁に行ったため、今度はその様子を見ていたS先生が、「はいはいショウちゃん!」と近寄り、抱き上げる。ショウは泣きながらがっかりとS先生の腕を掴んでいる。S先生は、「おんぶヒモにするかい?」とショウに聞くように話し、おんぶヒモをつける。ショウはおんぶしてもらい、しばらくしてから降りて遊び始める。

この事例では、オムツ替えの時間になり、遊びを中断しなければいけないことで、拒否が起きた。仰向けで泣いて、保育者に自分の思いを表現するショウに、K先生はゆったり

と言葉をかけながら、オムツを替える。ひとまずオムツを替えた後で、ショウを膝に抱いて靴下を履かせていくK先生からは、オムツ替えを嫌がるショウの思いを受け止めつつ、気持ちが切り替えられるまで丁寧にかかわろうとする意図が読み取れた。またショウもK先生の要求に拒否をしつつ、膝に抱えてくれたK先生にからだを預けてもたれる行為から、保育者とのやりとりの中で、気持ちを受け止めてもらいながら調整へと至ろうとする姿と捉えられた。

しかし、ここで他児のケンカの仲裁のためにK先生が離れることとなると、ショウは再び泣き始めたため、K先生が離れた段階では、ショウの気持ちはまだ次の活動へと向いておらず、調整に至っているとは捉えにくい。またショウから離れたK先生は、他児のケンカを仲裁するため、やむを得ず離れており、本来ならショウが十分に気持ちを切り替えるまでかわりが継続されたと考えられる。そのため、ショウと他児の直接的なやりとりはないが、拒否が起きてから調整に至るまでの間に、他児が介在した事例として捉えた。

さらに、この様子を見ていたS先生が来て、ショウを抱き上げるのだが、ショウは抱かれながらS先生の腕を強く掴み、先程よりも泣きが強くなっている。S先生もその思いを感じたため、すぐには降ろさずに、ショウに尋ねながらおんぶヒモをつけ、調整に至るまでの時間をじっくりと過ごしていると読み取れた。拒否が起きてから、調整に至る途中で、他児によって保育者が離れることになったことにより、拒否が強まったと捉えられた。

3. 3. 拒否が起きるきっかけ

すでに保育者の言葉かけやその状況に対して拒否をしている子どもを見て、自分も拒否を始める事例を分類した。

【事例⑤：僕たちお部屋には行かないよ】

男児カズキ（1歳11ヵ月）

男児タケシ（1歳11ヵ月）

男児コウジ（1歳8か月）

おやつが終わり、机などの片付けのため、一度アンパンマンの絵が飾ってある小さな部屋へ移動することになる。「ごちそうさま」のすぐ後、K先生が「じゃあ、お口きれいにした子、アンパンマンのお部屋（小部屋）に来てね～」とクラス全体に言葉をかける。するとカズキは小部屋には行かず、部屋の隅に敷いてあったマットへ向かう。カズキはマットに座ると顔を隠す。その後、タケシとコウジも、カズキを見るとマットへ来て、一緒に寝転んでいる。

K先生が近寄り、「はい、みんなアンパンマンのお部屋ですよ～」と言葉をかけて、笑顔で「タケシくん～、お話聞いて」とタケシに顔を近づけると、タケシは笑いながらK先生の方に手を伸ばす。K先生はタケシの動きに合わせて手をつなぐと、一緒に小部屋に向かう。マットの方は振り向かず、そのまま小部屋で遊び始める。

その後すぐに、コウジはR先生に「コウちゃん、こっちょ」と言葉をかけられると、自分で部屋に来る。

他児らが小部屋に向かっても戻らないカズキにS先生が近寄り「カズキくう～ん？」と声をかけると、カズキはぴょんとマット降りて部屋をぐるぐると走って逃げる。S先生が「待って～～」と追いかけていくが、そのまましばらく逃げ回る。S先生につかまると、手をつないで部屋を移動する。

この事例では、片付けのために部屋を移動する際に拒否が起きた。片付けのために部屋を移動することはこのクラスの日課であり、子ども達も見通しがもてていたと捉えられる。そのうえで、K先生の部屋への移動を促す言葉かけを拒否し、マットへと走っていく。

そして、カズキがマットへと様子を見たコウジとタケシは、カズキと同じようにマットへと向かい、寝転んでいる。自分から拒否を始めたカズキとは異なり、コウジとタケシは、

カズキの拒否の行為がきっかけで、同調するように拒否が起きたと捉えられた。

保育者とのやりとりから調整へと至る過程からは、3人を呼び戻そうと近寄るK先生に笑いかけながら手を伸ばし、手をつないで戻っていくタケシ。笑顔で自分から手を伸ばす様子や、K先生と手をつなぐとマットの方を振り向かないことから、拒否の思いの程度は強くないのではないかと考えられた。また、コウジはR先生に「こっちょ」と言葉をかけられただけで、素直に応じていた。

それに対して、最初に拒否を始めたカズキだけは、S先生に声をかけられると、走って逃げていく。泣いて逃げるようなことはなかったが、保育者とのやりとりを経て調整へと至るまでには時間がかかっている。カズキの拒否する行為からは、「まだ部屋へ行きたくない」という思いが読み取れた。

マットへ向かい、寝転ぶという拒否の行為自体は同様でも、他児がきっかけで拒否を起こしたタケシとコウジの2人からは、保育者の要求に対しての拒否の思いよりも、むしろ他児の真似をして、拒否すること自体を楽しんでいるように捉えられた。

【事例⑥：あの子が走っているから】

女児ミュ（1歳11か月）

女児リナ（2歳2か月）

女児メイ（1歳10か月）

玄関で靴を履き、乳母車に乗って園庭へ向かう場面。保育者が、子どもたちに「乳母車（に）乗るよ」と言いながら、靴を履いた子どもを乗せている。ほとんどの子どもが乗っているなか、言葉をかけられたミュが、乳母車に乗らずにさっと乳児園庭を走り出す。

するとリナは、ミュを見ると、その後をついて走りはじめる。チラチラと保育者の方を向くが、走るのは止めず、ミュの後を一定の距離を空けて走り続ける。

さらに、その二人を見たメイは、2人の

最後尾を走りだす。メイは一番後ろから走りつつ、保育者の方もチラチラと見ている。

その様子を見たR先生が近寄ろうとする。メイは、R先生が自分たちの方に来ようとするのを見ると、自分から走るのを止めて、乳母車がある方に自分で戻っていく。R先生はリナに追いつくと帽子をかぶせて手を差し出す。リナはR先生と手をつないで戻ってくると、抵抗することなく乳母車に乗って、乳母車にかけられていたビニール袋を触って遊んでいる。ミュはそのまま走り続け、乳児園庭と園庭の境まで走り、最後はK先生につかまえられて泣く。泣きじゃくりながら、K先生に抱かれたまま園庭に出ると、周囲の様子を見ながら少しずつ落ち着いていく。

この事例では、同じ場面で3人の子どもたちが次々に拒否を始める様子が見られた。

担任保育者らが、園庭へ向かうためクラス全体に、乳母車に乗るよう言葉をかける（普段遊んでいる乳児園庭と園庭とが離れているため、乳母車を使用してクラス全体で移動をしていた）。ミュも乳母車に乗るよう保育者に言葉をかけられるが、聞き入れずに走り始める姿に、保育者の要求を拒否する姿と捉えられる。

ミュと同様に保育者から乳母車に乗るよう言葉をかけられていたリナも、ミュを見てから走り始めている。また、その様子を見ていたメイも乳児園庭を走り出してしまう。このような流れから、先に乳母車に乗ることを拒否した他児によって、別の子どもの拒否が引き出されたと捉えられた。

拒否する行為については、さっと走り出すミュから、乳母車には乗らずに、自分で走り出したいという拒否—要求の思いを感じることができた。それに対して、リナとメイは保育者の方をチラチラと見ながら走っており、保育者の反応を意識しながら走っていると捉えられた。

調整に至る様子にも違いが見られた。走っていく3人を見て、R先生が近寄った行為には、乳母車の方へと連れて行こうとする意図が読み取れる。保育者の方を見ながら走っていたメイは、R先生が動き出すと、それに合わせて自分から乳母車の方へ戻っている。保育者の意図を予測し、注意されることを上手く回避しながら、もとの活動へと戻っていきこうとする姿と捉えられた。またリナも保育者の方を見ながら走っていたが、こちらはR先生が近寄っても走るのをやめなかった。しかしR先生が手を差し出すと抵抗することなく乳母車に戻っている。R先生が手を差し伸べる行為からは、乳母車の方へ連れて行こうとする意図が明確であり、リナはR先生の要求に応じているのだと考えられた。2人が調整へと至る場面からは、保育者の要求を拒否しつつも、無理に押し通すことはせず、保育者の気持ちを探りながら動く様子が見て取れた。しかし、最初に走り始めたミュは、R先生の動きに足を止めることはなく、園庭の方まで走って行ってしまい、最後はK先生につかまえられて泣いている。拒否が起きた場面から、ミュには強い拒否—要求の思いがあると捉えられ、調整に至るまでも時間が必要だったのだと考えられた。

こうした事例から、他児がきっかけで真似をするように行われる拒否の場面では、最初に拒否を始めた子どもよりも、強い拒否—要求の行為は見られなかった。他児の拒否を模倣的に行っており、「～がしたい」という明確な要求の意図が明確ではなく、むしろ他児と同じような拒否をすること自体が目的であったのではないかと考えられた。

4. 総合考察

本研究では、1歳児における拒否の場面に他児が介在する事例に着目し、集団生活をおくる乳児保育において拒否の行為や保育者とのかわりがどのように行われているかを検

討した。さらに、乳児保育の特性を踏まえた実際と保育のあり方についても考察を試みる。

4. 1. 拒否場面における仲間関係の芽生え

保育場面において、保育者の要求やその場の状況に対して拒否が起きた場合、多くが保育者とのやりとりによって、その子どもは気持ちを調整させていく。しかし、他児が「調整へと至るきっかけ」となった事例では、保育者とのやりとりがあっても、最終的に調整へと至るきっかけをもたらすのは、保育者の意図とは関係のない子ども同士のやりとりも含まれると分かった。これは、同年齢の他児と集団で過ごす乳児保育ならではの光景の一つではないかと考えられた。保育者ができる限り気持ちを受け止めながらも、乳児保育という集団性の中では、受け止めきれない部分もある。だが、子どもは子どもなりに、自分からきっかけを得て、気持ちを切り替えている。そこに他児が介在することは、乳児保育における仲間関係の芽生えにもなるのではないかと考えられる。このような子ども同士のやりとりは、保育者が意図的に促したものである。保育者が意図していなくても、子どもが自分なりに育ちへと向かう姿を分析的に捉えていくことも求められるのではないか。

また今回収集できた事例では、他児がきっかけで自分から気持ちを調整できた後に、保育者がその姿を承認するような言葉かけは見られなかった。拒否をしている最中だけでなく、保育者がその後、子どもの姿をどのように認めていくかなども、乳児保育において考えていく必要もあるのではないかと示唆された。

4. 2. 拒否場面における一対一のかかわりの難しさ

「他児がいることで拒否が強まる」場面では、拒否を始めた子どもと保育者のやりとりが、他児により中断する場面が見られた。子どもが調整に至る前に保育者がその場から離

れることで、拒否をする行為が強まる様子が描き出された。

これは、子どもの拒否—要求の思いが通らないために、より自己主張が強まっただけなのだろうか。より強い拒否の行為を起こすことで、一度離れた保育者の視線は再び自分へ戻ってくる。拒否が起きてから調整へ至るまで、保育者を自分とのかかわりに引き戻そうとする意図もあるではないかと考えられる。拒否の強まりは、子どもが自分の方に保育者の視線を向けさせたり、かかわりを促したりして、調整へと向かおうとする姿として捉えることができた。

また保育者は調整に至る途中で、意図的にかかわりを止めているわけではなく、やむを得ず、他児への対応に依拠している。古賀⁷⁾はこうした1歳児保育の難しさについて、子どもと一対一で丁寧なかかわりをしたいと志向しつつも、保育者が個別対応に追われたり手薄な状態であったりすることから、手がかけていない他の子どもがトラブルを起こすなど、個別対応の裏に多人数対応があるというジレンマを抱えていると分析している。事例④では保育者が一対一の個別対応をしているところに、他児のケンカが起きたため、その子どもが調整へと至る前に、その場を離れることとなった。しかし、ケンカの仲裁を別の保育者が行うことで、調整に至るまでのかかわりを丁寧に行うこともできたのではないだろうか。保育者は乳児保育の特性を理解し、一対一のかかわりが継続できるよう、保育者同士の連携をとることで、より充実した保育実践が行えるのではないかと考えられた。

4. 3. 拒否場面における他児の行為への同調

他児がいることにより「拒否が起きるきっかけ」となった事例では、他児の拒否を真似しながら、同じような行為で拒否をしていく子どもの様子が描き出された。同じような行為をしていても、拒否の強さは異なり、最初

に拒否し始めた子どもの方がより強く拒否をする姿が捉えられた。これは最初に拒否をし始める子どもには、保育者の要求やその場の状況に対して明確な拒否—要求の思いがあるのに対して、他児の真似をすること自体が目的になっているのではないかと考えられた。0～2歳児の模倣には、コミュニケーションとしての意味合いから、模倣をすること自体を楽しんでいることが特徴とされており、子どもたちの中に仲間意識を芽生えさせ、仲間入りのきっかけや他者とつながるきっかけになるとされている⁸⁾。他児がきっかけとなって拒否が起こる場面においても、仲間入りのきっかけとまでは言えないまでも、同じように拒否を起こす姿から、「あの子のようにしてみよう」という他児への興味が行動の背景にあると考えられる。また拒否が起きてから調整へと至るまでを、1つの事例として読み解くことで、拒否する行為自体は同じでも、拒否の強さや調整に至るまでの流れや時間に違いがあることも明らかになった。他児がきっかけで拒否を始めた後でも、保育者の誘いかけに素直に応じていく姿から、他児がきっかけで拒否をした子どもは、拒否する行為自体は模倣的に同じことをしているが、内面までは同調していないのではないかと示唆された。

さらに事例⑥のように保育者の要求を拒否し、園庭に出た子ども達を連れ戻そうとした場面で、保育者の動きに合わせて、言葉をかけられる前に、自分から戻っていく子どもの姿が捉えられた。これは、模倣対象である拒否をし始めた子どもに意識を向けつつ、同時に保育者の動きにも注意を向けているのではないかと考えられた。拒否の内面まで同調していないからこそ、他児と保育者の両方の動きや意図を見取りながら、自分の行為や思いを調整しようとする姿があるのではないかと示唆された。石川⁹⁾は、子どもの「いや」などの「自己主張」を自分のことしか考えな

い自己中心的な行動であると捉えている保育者が、少なからずいるとしているが、拒否の場面を丁寧に読み解くことにより、相手の思いや意図を考えながらかかわる子どもの姿として捉えることができた。

4. 4. まとめと今後の課題

このように、乳児保育の実際から、保育者とのかかわりだけでなく、他児がいるからこそ自分から調整へと至る乳児保育ならではの姿も見られた。しかし、特に一対一でかかわりたいような拒否の場面でも、保育者とのかかわりが継続できないというジレンマも抱えているため、それを踏まえた乳児保育の方法や保育者間の連携などを考えていく必要がある。また、拒否の中には、他児とのかかわりにつながるような拒否もあり、拒否する場面を「問題のある行為」「困る場面」として捉えるのではなく、仲間関係の芽生えとしても捉えることができ、丁寧な読みとりの必要性や、同年齢の子どもと過ごす乳児保育の意義にも迫っていけるのではないかと考えられた。

今後の課題として、今回は拒否する行為に着目し、乳児保育の実際について検討したが、その他の場面からも保育の全容を掴んでいく必要がある。また、本研究の事例集では、1歳児を対象としているが、その他の年齢との違いや、変容などを検討する必要がある。さらに、事例数が限られているため、対象や事例数を増やした上で、改めて検討することが必要である。

引用文献

- 1) 厚生労働省：保育所等関連状況とりまとめ、2017
- 2) 内閣府：平成30年度版 子供・若者白書
- 3) 厚生労働省：子育て安心プラン、2017
- 4) 野沢祥子・淀川裕美・高橋翠・遠藤利彦・秋田喜代美：乳児保育の質に関する研究の動向と展望、東京大学大学院教育学研究科紀要、56：399-419、2016

- 5) 大方美香：保育所保育指針における乳児保育の実践構造の検討—乳児保育研究その4—、大阪総合保育大学紀要、12：19-42、2017
- 6) 今井和子：自我の芽生え—はじめて体験する「人とのぶつかり」、1歳児の育ち辞典、小学館：6-9、2009
- 7) 汐見稔幸：子どもの時間 保育園は育ちあう原っぱ、大月書店：118-120、1994
- 8) 古賀松香：1歳児保育の難しさとは何か、保育学研究、49-3：8-19、2011
- 9) 大桑萌：0～2歳児の仲間関係における模倣の役割、保育学研究、52-2：28-38、2014
- 10) 石川真由美：幼児の自己主張に対する保育者の意識と援助—「いや」と言う場面を中心に—、愛知教育大学幼児教育研究、16：17-24、2012

学生の感性と表現を豊かにするための事例報告

Case report to enrich students' sensitivity and expression

水谷 聡 美 内藤 敦 子
Satomi MIZUTANI Atuko NAITOU

1. はじめに（背景と目的）

近年、各大学・短期大学におけるFD研修会が必須となり、授業改善や教科間・科目間の連携の必要性が言われ、本学でもカリキュラムマップやカリキュラムツリーの作成などが行われている。

特に保育者養成校においては、保育の5領域（健康）（人間関係）（環境）（言葉）（表現）の教科目間連携については以前より保育者養成協議会等でも、その必要性や方法について繰り返し議論されている。

平成30年には「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂され、0歳から18歳までを見通した「知識・技能」（遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、何を感じたり、何に気付いたり、何が分かったり、何ができるようになるのか）「思考力・判断力・表現力等」（遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったことなども使いながら、どう考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするか）「学びに向かう力・人間性等」（心情、意欲、態度が育つ中で、いかによりよい生活を営むか）が3つの柱とされた。¹⁾

資質・能力の3つの柱から5領域のねらいや内容に基づいた活動の展開として、次の通り「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」①健康な心と体②自立心③協同性④道徳性・規範意識の芽生え⑤社会生活と関わり⑥思考力の芽生え⑦自然との関わり・生命尊重⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感

覚⑨言葉による伝え合い⑩豊かな感性と表現が示された。

幼児教育は生活を中心に、環境を通して行われるものであり（表現）を軸にして考えたとき、⑩豊かな感性と表現に該当するのは当然の事であるが、他の9つの姿とも結びついていると考えられ、中でも「造形表現」の分野では、自然をモチーフや材料として利用した活動が多く（環境）の内容と深く関わり合っている。

学生の段階的な学びを目的として、特に⑥思考力の芽生え「身近な事象に積極的に関わり、物の性質や仕組み等を感じ取ったり気付いたりする中で、思い巡らし予想したり、工夫したりなど多様な関わりを楽しむようになる」とともに、友達などの様々な考えに触れる中で、自ら判断しようとしたり考え直したりなどして、新しい考えを生み出す喜びを感じながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。」

⑦自然との関わり・生命尊重「自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、身近な事象への関心が高まりつつ、好奇心や探究心を持って思い巡らし言葉などで表しながら、自然への愛情や畏敬の念を持つようになる。身近な動植物を命あるものとして心を動かし、親しみを持って接し、いたわり大切にする気持ちを持つようになる。」

⑩豊かな感性と表現「心動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや

考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。」の3つの姿について、保育者を目指す学生たちに先ずその力を培わせることで、これらの3つの姿に向けて子ども達を援助することの出来る、豊かな経験や知識のある保育者を養成することができると考える。

本研究では学生の感性と表現を豊かにするため「図画工作」「保育内容の指導法（造形表現）」「保育教材研究」などの造形関連の科目と「保育内容の指導法（環境）」「教職演習」の科目の取り組み事例について報告する。

以下「保育内容の指導法（造形表現）」を「造形表現」「保育内容の指導法（環境）」を「環境」、「図画工作」を「図工」と略して表記する。

2. 研究内容・方法

（1）学内の自然環境の調査

実際に学内に植えられている樹木や花を調べ、採取することができる木の実や草花の種類などの種類を調査して、その場所の情報を共有し、植物の名前などを一覧にして授業で活用する。

（2）授業内容の摺り合わせ

筆者らの担当する各科目の学内の“みずきの郷”などで見つけた自然物を利用した授業内容についての摺り合わせと連携の内容について検討し、重複する内容を省いたり、重要な活動については繰り返し指導したりすることで学生にとって段階的な深い学びに繋がるよう、役割分担を行い科目間の連携を図る。

（3）関連付けた授業の取り組み

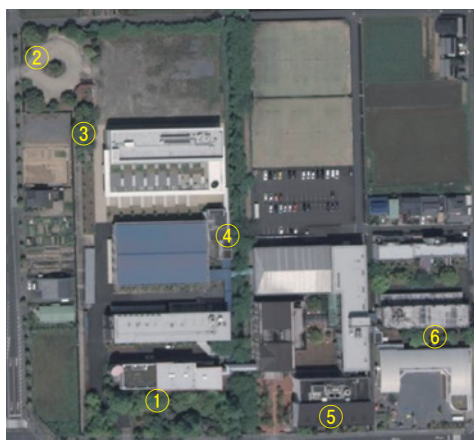
それぞれの授業で授業間の関連付けを行い、その取り組み内容を振り返り、学生の制作内容や制作方法、完成作品、制作後のレポートや聞き取り調査などから、科目間の関連付けた取り組みが学生の学びにどのような影響をもたらし、どのような利点があるか、また、

学内の自然環境に学生が興味・関心を持ち、感性を働かせることにより、豊かな造形表現につながるような、科目間の連携方法について考察する。

3. 学内の自然環境の調査

短大の敷地内には樹木が植えられ、あちらこちらで四季の自然を感じることができる。（図1）

図1に示すように①みずきの郷（図2）の他にも②バスのロータリー周辺（図3）や校舎西の③エコハウス跡地（図4）などにも数々の植物が植えられている。また短大の敷地内を南北に流れる④小川の土手（図5）にも樹木が植えられ、数々の草花が自生し、小動物や昆虫も多く生息している。また、⑤A号館南（図6）と⑥H号館南で、内藤がグリーンカーテンに取り組み、きゅうり・ゴーヤ・朝顔の他、水谷のリクエストとして、モチーフや造形材料にするための、飾りかぼちゃ・千成り瓢箪の栽培に挑戦した。



（図1）学内の上空から見た図

①みずきの郷の自然

＜樹 木＞

サルスベリ・イチョウ・ヤマカキ・メタセコイア・サルスベリ・ドングリ・クスノキ・トチ・ヤツデ・ナンテン・ケヤキ・ツバキ・ツツジ・カイコウズ・モチ・マキ・ゲッケイジュ・

アララギ・モッコク・キンモクセイ・サツキ・モミジ

<草 花>

スイセン・アジサイ・ホトトギス・宿根性サルビア・ススキ・ゆきのした・・カラー・トビユリ

<木の実>

ナンテンの実・ユリの実・メタセコイアの実・ギンナン・カキの実・ドングリ



(図2) みずきの郷

②バスロータリー周辺の自然

<樹 木>

サザンカ・クスノキ・モチノキ・ドウダンツツジ・ミカン・サクラ・マキ・イチョウノキ・モミジバフウ・カシノキ・マツノキ・クロガネモチ・テツモチ・カシノキ・アララギ・キンモクセイ・ヒラドツツジ・

<木の実>

モミジバフウの実・サザンカの実・ドングリ・マツぼっくり・サクラランボ



(図3) バスロータリー周辺

③エコハウス跡地の自然

<樹 木>

ナツメ・クルミ・カリン・マツ・マチク・ナラ・クスギ・ソメイヨシノ

<木の実>

ナツメの実・クルミの実・カリンの実・マツぼっくり・どんぐり・(タケノコ)

<草 花>

シロツメグサ など



(図4) エコハウス跡地

④学内を流れる小川の土手周辺の自然

<樹 木>

ソメイヨシノ・シダレザクラ・ツツジ

<草 花>

水仙・たんぽぽ・ビオラ・パンジー

<その他>

大小様々な形の石



(図5) 学内を流れる小川の土手周辺

⑤グリーンカーテン (A号館南)

きゅうり・ゴーヤ



(図6) A号館南のグリーンカーテン

その他、学内では次の生き物も確認できた。
 <小動物>

鳥類・はりよ・鯉・めだか・蝶・とんぼ・
 セミ・蜂・みみず・蟻・ヌートリア など

“みずきの郷”は校門西に巨大なビオトープとして、開校当初から設置され、耐震工事に伴い整備され“みずき森水”(図7)も設置されて学生だけでなく、地域の方も頻繁に訪れ、湧き水を持ち帰られるなど憩いの場所でもあり、小学生の地域を知るための校外学習の取り組みとしても活用されている。

短大ではオープンキャンパスで行われているキャンパスツアーで“みずきの郷”を紹介したり、5学科合同で行われる1年次の「教養・キャリア基礎演習」の基礎教養ゼミでは“みずきの郷”巡りを企画されたりしていることも多く、ここで昼食をとる学生もいる。



(図7) みずき森水

このように、学内には多くの樹木や草花があり、幼児教育において、身近に豊かな自然

を利用した感覚的な体験ができる環境があることが分かった。

4. 授業内容の摺り合わせ

「図工」「造形表現」「保育教材研究」などの造形関連の科目と「環境」「教職演習」それぞれの科目のシラバスで設定された到達目標の中から、“感性”と“表現”について示しているものを抜粋すると「図工」では、②思考・判断・表現＝他学生と互いの作品の個性や良さに気づき、保育者に必要な豊かな感性と表現力を養う。「造形表現」では、②思考・判断・表現＝様々な素材の特徴や表現の仕方などに気づき、感じたことや考えたことを自分なりに表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。また自らの表現活動をもとに子どもの造形表現について思考することができる。④関心・意欲・態度＝日頃から生活の中にある色々なものの美しさなどに対して関心を持ち、イメージを豊かにし様々な表現を楽しむことができる。としている。「環境」では、①知識・理解＝自然や周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わり、自らの感性を磨く。「教職演習」では②思考・判断・表現＝豊かな感性と表現力を養い、理想の保育者像を常に描き、研鑽に努めることができる。「保育教材研究」では“感性”と“表現”の文言は使用していないが、「図工」や「造形表現」で身につけてきた“感性”と“表現”に加えて様々な素材を使った豊かな表現や素材からひらめく力を養うことを目的としている。

シラバスを見ても、“感性”を豊かにすることや自分なりに“表現”したり“表現”を楽しんだりすることについて多く扱われている。

前述のように幼稚園教育要領では、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿のひとつとし

て、⑩「豊かな感性と表現」がありその中で「心を動かす出来事」や“様々な素材の特徴”を知り感じることがあげられている。

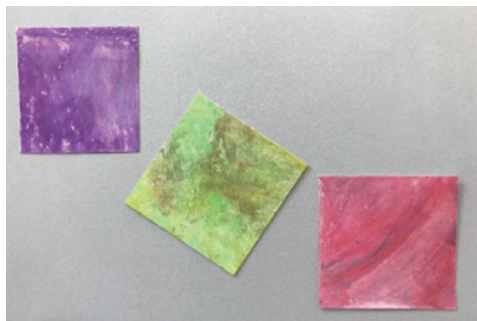
筆者は“心を動かす出来事”や“様々な素材の特徴”を知り感じることの方法として、モチーフとなるものを育てたり、じっくり観察したり、時には味わったりと、五感を使って感じることや感動するような出来事を体験することが必要であり、感動体験が表現活動の源であると考えことから、子どもたちと造形活動を行う際にも、短大での授業を行う際にも、実際に自然物などの本物のモチーフを出来る限り一人ひとりに用意するように心かけている。

筆者の担当する科目では、自然物を利用した授業として、様々な取り組みをしてきた。また、作品を制作した後は制作レポートの作成を行っており、制作に必要な材料や保育者としての下準備、制作方法、制作時間、対象とする幼児の年齢別配慮や自身の作品と制作過程の振り返り、他学生の作品から学んだこと、自己評価を記入している。ここでは主に2018年度の2年次生（29名）の1年次生からの取り組み内容を順に追いながら、制作レポートに記された学生のコメントから学生の感性や表現について考えたい。

1年次の必修科目である「図工Ⅰ」では2017年4月短大の敷地内“みずきの郷”などの身近な場所にある春の植物について、春の色に着目して、色々な色の草花を採取して持ち寄り、それら実際の草花をよく観察して、そのモチーフに含まれる春の色を感じながら、クレヨンでの重色によって、春の色を3枚の小さなカードに表現しカードで構成して春を表現した。（図8）

学生は「普段気に留めていなかった身近な春の草花に目を向けると様々な色がある事に気づき、春の色探しにわくわくしながらモチーフを探し、自然のもつ色の美しさを感じ、その奥深い色合いを表現しようと色を重ね

た」皆熱心に取り組み、春を感じながら制作できた。



（図8）2017年4月『春色の色彩構成』

次に、絵の具によるにじみの技法とスクラッチの技法を生かした絵画制作として『いちご』（図9）を描いた。この取り組みにおいても、実物のいちごを一人に一つずつ用意し、五感で観察し、見た色合いだけでなく、感じた香りや味、触った感触なども含めて表現することに挑戦した。学生は甘酸っぱい味を表現するために色々な色を重ね、にじみの技法と、更にもう一つから割り箸でスクラッチする描画方法を楽しみながら思い思いに表現していた。



（図9）2017年4月『いちご』

2017年5月はクレヨンを使った技法の一つとして紫陽花の葉などを利用したフロッタージュ技法（図10）を行う。学生の多くがフロッタージュ技法での遊びの経験が無く、或いはその経験の記憶がなく、様々な葉を採取してその葉脈やシルエットを写し取ることを楽し

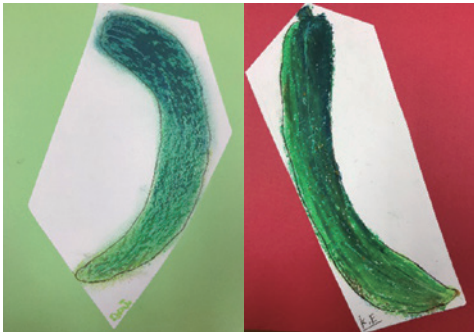
んだ。



(図10) 2017年5月紫陽花の葉で技法あそび

2017年7月には夏野菜の絵(図11)としてきゅうり又はなすを描いたり、8月は『野菜スタンプ』体験(図12)を行ったりした。モチーフとしてのきゅうりとナスは、筆者が家庭で育てたものを持参し、実際に野菜の匂いや味、トゲの感触を確かめて描いた。

「スーパーで売っているような真っ直ぐなきゅうりと違い、凸凹して曲がっている様子を描いた作品は味がある作品になった。」と学生たちの満足度が高かった。



(図11) 2017年7月『きゅうりの絵』

野菜スタンプは筆者と学生とが持参して使用したが、野菜スタンプの経験が無い学生も多く「普段捨ててしまう野菜の切れ端の断面の形の面白さに気づき、ナスでも面白い模様が出来たりして想像と違った」などの感想が得られた。



(図12) 2017年8月『野菜スタンプ』

1年次後期の図工Ⅱでは2017年9月、筆者が育てたり、購入したりした色々な種類のかぼちゃをモチーフにして『かぼちゃの絵』の制作(図14)と『立体かぼちゃ』の制作(図15)を行う。

「今まで何とも思わなかったかぼちゃが面白く見えてきた。」「よく見ると単色でなく色々な色が混ざり合っていた。」「中身から描くことで温かみの感じられるかぼちゃが描けた」「みんな違ったかぼちゃが描けて、どれもあじがあって芸術的で良かった」などの記述があり、色々な色や形のかぼちゃを準備したことで学生の心が動いた様子がうかがえる。



(図14) 2017年9月『かぼちゃの絵』

『立体かぼちゃ』は新聞紙を丸めてかぼちゃの土台を作り、おはな紙を使って色合いや模様を表現した。カラフルな立体かぼちゃの制作では「作りたいかぼちゃの形と模様の良いところ取りでオリジナルのかぼちゃを作る事が

できて楽しかった。みんな違ってみんな良い作品ができたと思う」と他の学生の表現にも関心を持ち、目を向けて、他者との違いに気付き、他者の表現を認め肯定しあうコメントが多く見られた。



(図15) 2017年9月『立体かぼちゃ』

2017年10月には学生がそれぞれ採取した『秋の野草』と秋の風をモチーフに『秋の野草屏風絵』(図16)を制作。野草は主に“みずきの郷”など短大の敷地内で集めた。「最初に秋の風を感じて、目には見えない風を描いたのが新鮮で楽しかった」「ススキやエノコロ草などをじっくり観察したことが無かったが、良く見て墨で描くのが楽しく、今までで一番満足のいく作品になった」など満足度の高い取り組みになった。



(図16) 2017年10月『秋の野草屏風絵』

2年次の2018年7月にはスタンプあそびの展開として再度、野菜や廃材などを利用したスタンプを用いた制作として、花束や帽子、

Tシャツ、傘などを思い思いに描き、そこに模様を付ける制作をした。(図18)二度目の『野菜スタンプ』の取り組みだったため、どのような野菜がスタンプとしてふさわしいのか、どんな形ができるのか振り返り、学生同士で打合せて多種類のスタンプを準備して行うことができた。多くの学生が、実際に子ども達とやってみたいと記していた。



(図18) 2018年7月『スタンプあそびの応用』

2018年9月には、ぶどうをモチーフに、タンポで描く『ぶどうのスタンプ画』(図19)を制作。ぶどうは本物のモチーフを全員分準備出来なかったため、ぶどうの房はいくつか準備し、不足分は様々な品種のぶどうの写真を準備した。ぶどうの葉とぶどうのツルは筆者が自宅から持参した。学生は「実際のぶどうを見ると全ての実が同じ色ではないことや、ぶどうの粒の大きさもバラバラだという事に気付いた。タンポであんなに簡単に色々な色や大きさの粒が描けてびっくりしたし、葉っぱをスタンプする事でより本物のように仕上がり、とても満足でした」と述べ、実際のモチーフを前にして学生たちの多くの気付きになったことが分かる。



(図19) 2018年9月『ぶどうのスタンプ画』

2018年10月には、りんごをモチーフにした壁面構成『りんごの木』(図20)を制作。学生が各自でりんごを購入して持参した。「りんごを自分で用意したことや、観察する前にティッシュで磨いたことでモチーフに愛着が湧き、りんごは赤だけでなく7色以上の色を見つける事ができた。」「五感を使った観察と、感じたことを描く方法で出来上がった作品にも愛着を持つ事ができて、りんごの木の壁面になった時には嬉しかった」などの記述があり、学生は自分のりんごに愛着を持ち、丁寧に取り組めた。



(図20) 2018年10月『壁面構成りんごの木』

2018年10月には、さつまいもをモチーフにした壁面構成『さつまいも畑』(図21)に取り組んだ。ここでも学生がさつまいもを各自で持参し、五感を使って観察したことを基に

して描いた。「さつまいもを良く観察すると穴が空いていたり、皮がむけていたり、傷があったりして沢山の色があったので色々な色で描いた。」「さつまいもは大きめの凸凹な形の方が面白い作品になると分かった。一つの壁面になると達成感が味わえた」などの記述から、学生たちが五感を通して熱心にモチーフを観察していることや、モチーフの選び方について学びが深まってきたことが分かる。



(図21) 2018年10月『さつまいも畑』

2018年10月、自然素材を使った立体制作として、木の実や木の葉などを用いて作る『森の妖精』(図22)を制作。秋の深まりを感じ、自然素材の収集を行い、それぞれの形や色、大きさ、質感などの違いを感じ、素材の組み合わせを工夫して、オリジナルの妖精を考えながら作った。



(図22) 2018年10月『森の妖精』

また「造形表現」での個人制作の集大成として、2018年11月、技法遊びを取り入れた『壁面構成』(図23)では今までに学修した内容

を振り返り、子どもと作ることを前提とした、2つ以上の技法遊びを取り入れた作品作りを行ったが、学生によっては自然物を取り入れた制作を行った。



(図23) 2018年11月『壁面構成』

また、2年次後期の選択科目である「保育教材研究」の授業内では、2018年11月「環境」や「造形表現」と重複しないもので、自然物を利用した保育教材を学生の自由な発想で個人制作を行い、どんぐりなどの木の実を使ったカレンダー（図24）や小物入れなどを制作した。



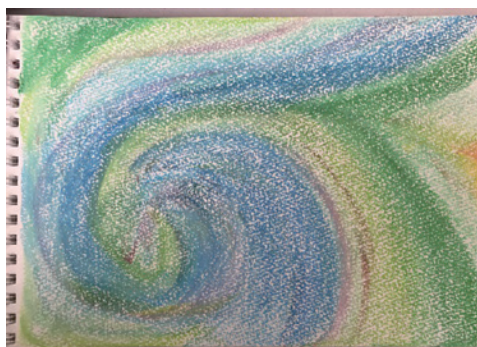
(図24) 2018年11月『木の実のカレンダー』

そして、3年次では選択科目「造形表現とこころ」の授業内容のなかで、学内で気に入った石を見つけ、形の美しさや模様の面白さを味わい、その形や模様をヒントに、ペイントを楽しんだり（図25）五感で感じたことを表現する試みとして、“みずきの郷”を訪れ、実際に流れる水の音に耳を澄ませ、聞いて色

や形に表現したり、風を肌で感じたり、匂いを感じたりする体験を通し、感じたことをスケッチブックにクレヨンを用いて、色や形で自由に表現（図26）するなどして、1、2年生での経験を生かし、更に五感を働かせ感じながら磨かれた感性、心の表出、表現へと繋げている。



(図25)『石に描く』



(図26)『みずきの郷』

これらの取り組みはいずれも、実際に本物の草花や野菜、果物、石や木の実を1人に1つ以上用意して、眺めるだけでなく、その色や形、手触り、香りや味から、感じたり、実際に“みずきの郷”を訪れて心を動かしたり、五感を通して感じたことを様々な技法を学びながら、自分なりに表現した造形活動であり、上手い下手を評価するのではなく、色々な造形の技法を体験しながら、“心動いたこと”を丁寧に綿密に、あるいは大胆にエネルギーに表現されることや、色々な技法での造形表現を楽しむこと、また、保育者の視点で

その造形活動を振り返り、対象年齢に合った活動内容や支援の方法を考えることを評価している。

また、それぞれの表現方法を共有し、互いの表現を認め合い、表現を通してコミュニケーションをとったり、他者の表現から新しい気付きや学びにつなげたりすることを重視している。

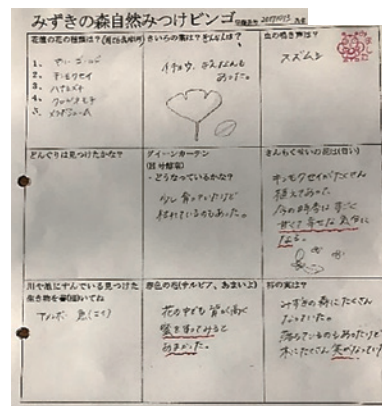
一方「環境」では、幼稚園教育要領の“周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う”「環境」の領域に沿った内容を中心に授業内容を行っている。

2年次前期の「教職演習」では、2018年5月に幼児の年齢、季節に適した自然遊びを調べる。みずきの郷を中心に学内を探索し、自然遊びの教材研究として、「春の自然遊び絵本」(図27)を各自で作成する。



(図27) 2018年5月「春の自然遊び絵本」

2年次後期の「環境」では、2018年10月に秋の初めの“みずきの郷”で五感を通してフィールドビンゴ(図28)を楽しむ。



(図28) 2018年10月フィールドビンゴ

2018年11月にみずきの郷を再び訪れ、秋の深まりを実感しながら、フィールドビンゴ(2回目)を行い『自然物を使った遊びの実践①』として、“みずきの郷”で木の実、草の実、落ち葉等を探し、構成遊びや見立て遊び方を楽しむ平面的な作品を作る。(図29)



(図29) 2018年11月『構成遊び・見立て遊び』

次に自然物を使った遊びの実践②として、木の実、草の実、落ち葉等に他の材料を加えて遊びに使えるおもちゃなど(図30)を作り、いろいろな遊びに発展させる。



(図30) 2018年11月『木の実のおもちゃ』

授業内容を摺り合わせた結果、昨年度行った自然物を用いた制作や学習は1年次から3年次まで、次のような時系列になることが分かった。

<学生の学ぶ自然物を用いた授業>

- ①春の色探し 1年・図工Ⅰ（4月）
- ②葉っぱのフロッタージュ
1年・図工Ⅰ（5月）
- ③いちごのにじみ絵 1年・図工Ⅰ（5月）
- ④夏野菜の絵 1年・図工Ⅰ（7月）
- ⑤野菜スタンプ 1年・図工Ⅰ（8月）
- ⑥かぼちゃの絵 1年・図工Ⅱ（9月）
- ⑦立体かぼちゃ 1年・図工Ⅱ（9月）
- ⑧秋の野草屏風 1年・図工Ⅱ（10月）
- ⑨春の自然遊び絵本 2年教職演習（5月）
- ⑩野菜スタンプの花束
2年造形表現Ⅰ（7月）
- ⑪ぶどうのスタンプ画
2年造形表現Ⅱ（9月）
- ⑫フィールドビンゴ① 2年環境（10月）
- ⑬自然素材での制作
2年保育教材研究（10月）
- ⑭りんごの木 2年造形表現Ⅱ（10月）
- ⑮さつまいも畑 2年造形表現Ⅱ（10月）
- ⑯フィールドビンゴ② 2年環境（11月）
- ⑰自然物の構成遊び見立て遊び
2年環境（11月）
- ⑱自然物を使ったおもちゃ 2年環境（11月）

⑱木の実で作る森の妖精

2年造形表現Ⅱ（11月）

その後3年次の選択科目へと続く。

このように、造形関連の科目と「教職演習」「環境」の科目だけでも約20以上もの自然物を利用した授業が行われていることが分かったが、今まではそれぞれの科目が関連性を持ちながらも、教員が関連性を具体的に示すことなく、個々の授業が進められてきた。

今回の摺り合わせを基に、それぞれの授業で自然に関わる部分や造形に関わる部分を授業の導入において、振り返りの時間を設けることで学びの往還を意識的に行い、学生の5領域に対する理解が深まることなどを期待した。

筆者は、造形関連の科目でそれまでに行っていた、木の実などを使用した授業内容について、『どんぐり駒』やどんぐりを用いた『やじろべい』作り、木の実を使った『でんでん太鼓』『マラカス』どんぐりを使った『コリントゲーム』松ぼっくりを使った『ミニツリー』『木の実のリース』作り、『石を使った見立て遊び』など、簡単に制作できるものや、手軽に作って遊ぶことのできる、自然物を使ったおもちゃ作りや遊びを授業内容から外し「環境」や他の科目の授業での遊びや制作と重複の無いよう見直した。

5. 関連付けた授業の取り組み

無藤は「循環の中で、子どもは、集中し没頭して、主体的に表現活動を楽しむことができる。そして、身のまわりの自然とのかかわりの豊かさが、主体性の原動力となる」²⁾と述べている。

子どものすることすべてが表現で、保育内容を総合的にとらえるべきであり、子どもが何かを感じ、考えていく。それを表現する場とか、素材とかがある。たまたまできたものを見立て、広がる。直接に経験したことが刺

激となって絵を描くなど繰り返し表現することが大切である。

また、思いや過程を大事にして豊かな素材や道具を用意し、子どもの思いつきをいろいろに試せる場が必要であり「感じる」「考える」過程を経て表現は磨かれ、発展していく。とされている。

このことから、筆者は、保育者になろうとする学生たちにとっても同様に、自然などの直接体験から何かを感じ、心を動かし、考え、表現する事、見立てたり、その閃きから表現を工夫したり広げたりする事、様々な素材や道具、技法の経験と、繰り返し表現することが必要であると考えている。

授業では作品を評価するが、作品そのもののだけでなく、プロセスが大切であり、学生が考えたこと、工夫したことなど、学生自身が作品や制作過程を振り返ることや、振り返りから次回への取り組みに繋がられるよう制作レポートでの学修も行い、その内容を評価している。

また、智原江美らは保育者自身が「感性を豊かに持つ」ことが保育者の資質として重要であるとし、感性・子ども理解（発達）・領域の総合的理解が求められている。そのためには日ごろから芸術や自然環境に触れる機会を持つことが豊かな感性を習得する³⁾と述べているように、保育者となる学生が繰り返し自然物を通した学習を行い、豊かな感性を習得することで、領域の総合理解にも繋がることを期待して、筆者の担当する科目内で“みずきの郷”などの学内の自然を利用した授業と、制作に関連した授業をそれぞれ関連付け、段階的、反芻的に行うことにより、学生の学びが深まるように連携して取り組んだ。

どんぐりなどの木の実の自然物収集方法や、旬の野菜や季節の果物の紹介や栽培方法、木の実や木の葉の種類や特徴、採取方法や下処理の方法などについて、「環境」の授業内で行ったり、造形関連の科目ではモチーフや

スタンプとして使用する野菜の一部を内藤が学内でグリーンサークルの学生と一緒にに行った。これは、サークル活動によるグリーンカーテン作りとして行ったものであり、きゅうりやゴーヤの収穫もサークルに所属する幼児教育学科の学生が体験することができた。（図31. 32）

ゴーヤは大量に収穫できたため、図画工作での野菜スタンプなどにも活用できた。授業でこの野菜を使用する際、学内でグリーンサークルが栽培したものであることを伝え、その在処について知らせ、実際に足を運ぶように促した。



（図31）2018年7月きゅうりの収穫

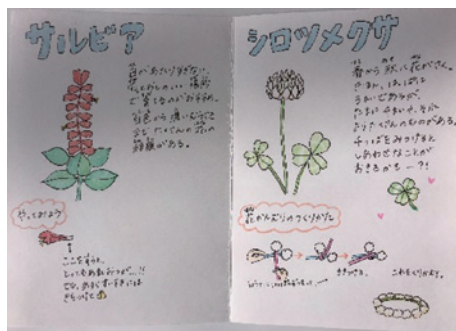


（図32）2018年7月学生と栽培したゴーヤ

（1）春の自然遊び絵本「環境」

2年次前期の「教職演習」では、春の自然探しとして“みずきの郷”など学内を探索して、『春の自然遊び絵本』作りを行う。この取り組みでは、2018年5月の幼児の年齢、季節に適した自然遊びを調べて教材研究し絵本

にする。(図33. 34) 完成した絵本は学生同士で見せ合い学びを深める。



(図33) サルビアとシロツメグサを使った遊び



(図34) たんぽぽを使った遊び

この取り組みでは1年次に「図工」で『春色のモチーフ探し』をしたことを振り返ることによって、春に学内で見つけられる植物について視点を“春の色”から“春の遊び”に変えて探索することで、関連性のある段階的な学びへと繋げた。

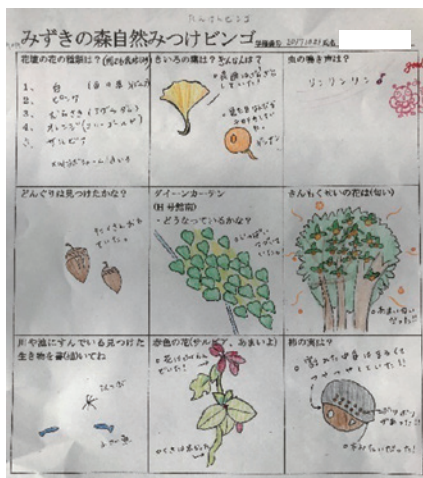
学生の学内探索の感想では、「1年の時は“春の色”に着目することで、普段意識していなかった自然の色をたくさん見つけ、こんな色をしてたんだと気付いたり、色の美しさにワクワクしながら草花を探して採取し楽しかったが、今回は“春の草花遊び”に使える草花は何かあるかなと、昔遊んだあそびを思い出ししながら、前回とはまた違った視点で、楽しく探索できた。」「白つめ草の花で久しぶりに冠を作り、懐かしかった。」などの記述があり、春の環境を利用した二つの科目が、直接的には関係していないながらも、1年次

の取り組み内容を少し思い出し振り返る時間を設けたことで、目的は違うが、春の草花を探すという点で連続性を持たせる事ができた。

春の自然遊び絵本は、どの学生も時間をかけて丁寧に遊び方を図式したり、色鉛筆でもきれいに色付けしたり、五感を意識した遊びを教材研究した。

(2) 秋の自然みつつけビンゴ

2年次後期の「環境」では、2018年10月に秋の初めのみずきの郷で五感を通してネイチャーゲームのフィールドビンゴ①『秋の自然みつつけビンゴ』(図35)を楽しんだ。



(図35) 2018年10月『フィールドビンゴ』

このフィールドビンゴは、キンモクセイの花の(匂い) 赤色のサルビア花の(味) 虫の鳴き声(音)などの視覚だけでなく臭覚や味覚など五感を通して直接体験をすることを願って行った。

この取り組みでは、フィールドビンゴのやり方や秋の「みずきの郷」の楽しみ方を説明し、今まで「図工」や「造形表現」の授業において、視覚以外に、嗅覚、聴覚、味覚、触覚の五感を通してモチーフを感じる取り組みを行ってきたことを振り返る言葉がけを行ってから探索に入った。

学生はすぐに教室に戻ると予想していたが、春との違いに興味をもち、気付いたり、教え合ったりしてコミュニケーションをとりながらフィールドビンゴを楽しんでいた。教室に戻ってから、絵や言葉で細かい事柄まで丁寧に記入する姿があり、春の自然絵本作りでの友達の表現の刺激が今回のビンゴカードへの表現に生きていた。

学生からは、「フィールドビンゴの項目の自然物を探すことで今まで気が付かなかった、きんもくせいやサルビアなどの匂いや味などを直接体験することができてよかった。」「なにげなく通りすぎていたが、色々なものがあり、ビックリした。」との感想が得られた。

(3) 自然物を使った見立て遊び・構成遊び
前述で述べたように、循環の中で、子どもは集中し没頭して、主体的に表現活動を楽しむ(無籐)ため、学生においても、循環の中で、主体的な表現活動を楽しむことを期待し、授業内容の摺り合わせから、自然物での制作内容が重複しないようにするために、予め授業内で行う制作について話し合い、最初に「環境」の授業で平面的で簡単な表現である構成遊び・見立て遊びを行い、次に遊びに着目したおもちゃ作りで簡単な立体制作を行い、最後に「造形表現」で自由な発想力と、より豊かにイメージを膨らませた、オブジェの制作といった段階的な学修のできる様、内容と時期を調整した。

11月の中頃に再び“みずきの郷”を訪れ、秋の深まりを実感しながらフィールドビンゴをして、10月とは違う紅葉の美しさを感じながら、木の実、草の実、落ち葉等、きれいな色やおもしろい形のものを見つけて持ち帰り、構成遊びや見立て遊びを楽しむ。

昨年度の先輩の作品や参考書の事例作品を数多く紹介したうえで、“みずきの郷”にでかけ、秋の深まった色づいた落ち葉に着目したフィールドビンゴをしながら、作品のイ

メージを深めながら、落ち葉集めをした。

教室に戻り、自分で集めたものに加え、筆者が、より意欲的に構成あそびや見立て遊びができる事を願って用意した自然物の素材(図36)にも刺激をうけながら『自然物を使った遊びの実際①』として平面構成作品である『構成遊び・見立て遊び』を行った。



(図36) 2018年11月予め用意した素材

内藤は、2年次「造形表現Ⅰ」で6月に行っている新聞紙を破った形から何かに見立てて色画用紙に貼り、色を塗ったり加筆したりして作る『見立てあそび』(図37.38)を楽しむための基礎として振り返り、自然物を使った構成遊びに応用することにした。



(図37) 2018年6月『見立てあそび』1



(図38) 2018年6月『見立てあそび』2

できあがった作品は造形室通路の掲示板を利用して掲示（図39）「造形表現」の作品と同じように一つの作品として見合うことができた。



（図39）作品を造形室外の掲示板に展示

自分の作品の工夫したことや友だちの作品の参考になったことをワークシートに記入することで、よりイメージを広げて思いを形にする喜びを感じながら活動に取り組めることができた。

木の葉の踊会などとお話のあるテーマをつけた作品もあり、落ち葉や木の実などの色や形の美しさに感動し、イメージを広げ個性豊かな作品となった（図40）。

実習で出会った子どもたちだったらどんな見立て遊びを楽しむだろうかと子どもの視点で想像しながら作った学生の姿もあった。



（図40）2018年11月『見立てあそび』

（4）木の実を使ったおもちゃの制作「環境」『自然物を使った遊びの実際②』として、木の実、草の実、落ち葉等に他の材料を加えて作って遊ぶ活動に発展させる。

ここでは、造形関連の授業で行ってきた木工用接着剤や目打ち、錐など造形用具の基本的な使用方法を振り返り、確認してから活動に取り組んだため、スムーズに制作することができた。

作って遊べるものを作ろうというテーマで実習等での保育計画、教材研究の一環として取り組んだ。

学生は自分の作って遊びたいものや素材の形や特性に刺激を受けて、また、おもちゃとしての動きのおもしろさに魅力を感じ、参考書やネット検索等を参考にして楽しんで制作に取り組んだ。

<おもちゃ>

けんだま・やじろべい・マラカス・コリントゲーム・時計・デンデン太鼓（図41）



（図41）2018年11月『おもちゃ』

<お店やさんの品物>

クリスマスツリー・木の葉の花束・壁掛け・リース・アクセサリー（図42）



（図42）2018年11月『お店やさんの品物』

学生の感想として「どんぐりやまつぼっくりをボンドで接着するコツを造形関連の授業

で経験していたので、着けにくいどんぐりもスムーズにつけることができた。」「秋の自然物を使って、遊びに発展できるものを考えて作った。」「自然物の形や材料の特質と自分が作ってみたいもののイメージを思い描きながら、作った。」との記述があり、接着方法などにおいて「図工」などの授業で習ったことが生かされていることが分かる。

また全員がそれぞれ自分の思いを形にしようと試行錯誤していた姿があり、できあがると、遊び方や工夫したことを熱心に話してくれる学生もいた。

自然物を繰り返し使って活動することで自然物の形や色を活かしたり、特性をいかしたりして意欲的に自分なりに工夫して活動に取り組む姿がみられるようになってきた。

（５）自然物（木の実）で作る森の妖精

これまでに、「環境」の授業において、『自然物を使った見立て遊び・構成遊び』『作って遊ぶおもちゃの制作』を行っているため、「造形表現」の授業で行う『木の実で作る森の妖精』（図43）は学生にとって、木の実や木の葉などの自然物を利用した活動としては連続性のある３回目の活動となった。



（図43）2018年11月『木の実で作る森の妖精』

作品の多くは木っ端で作った様々な形の土台の上に、松ぼっくりなどの木の実に木の葉や空豆のサヤなどを利用して耳に見立て、目玉にパンダ豆や黒豆、鼻に南天などの実を利

用したり、百合の実にドングリの帽子をかぶせ、目玉にパンダ豆、鼻に南天の実を利用したもの、百合の実を顔や体に見立てて使い、手にシャリンバイの実を付けたもの、帽子をかぶっているものなど、どの学生の作品もそれぞれに違った木の実を組み合わせ工夫した。

また、木っ端や枝を組み合わせ、3階立ての建物やブランコを作り、そこに動物を配置するなど、土台や背景を工夫して作っていた。

ここでは、「環境」の授業で繰り返し訪れた“みずきの郷”や学内にあるエコハウス跡地、バスロータリー付近で学生が拾い集めた小枝や木の葉（図44,45）の他、筆者の収集した木の実や、自宅で栽培したパンダ豆や黒豆、空豆のサヤ、朝顔の蔓や種、桜の枝を輪切りに加工したものなどを利用して思い思いに制作に取り組んだ。



（図44）小枝や落ち葉、朝顔のツルなど



（図45）学内で集めた木の実や百合の実

6. 関連付けた授業取り組みの成果

(1) 学内の自然環境の情報共有

学内のフィールドにおいて、それぞれの担当者が利用していた木の実についての情報を共有することで、それぞれが認知していなかった植物や木の実の存在について知ったり、環境調査をして一覧にしたりしたことで、樹木や木の実、草花などの名前やその在処を学生に分かりやすく示すことができるようになり、それぞれの授業で活用することができた。

また、各授業の中で学生と学内を歩いて採取した自然素材と、担当者がそれぞれに採取したり育てたりした素材を一部譲り合い、共有することにより自然素材の種類や数が増し、それを生かした表現の幅が広がった。

ただし、自然物を利用した造形表現の集大成となる最後の活動では、それまでに出していなかった豆類や木っ端、枝を輪切りにしたものなどを提供し、グルーガン（ホットボンド）を貸し出して目新しい素材材や道具の獲得による学生の意欲に繋げる工夫を行った。

(2) 授業内容の重複回避

授業内容の摺り合わせにより、制作内容が重複することがなくなり、重要な活動については繰り返し指導することで学生にとって段階的な深い学びに繋げることができた。以前は、学生から他の授業でも同じような事をやったと言う不満の声を聞くことがあったが、同じ自然物を利用した活動であっても、造形表現の視点としては、平面での見立て遊びや平面構成から順に遊びを目的とした立体作品、最後にはテーマに沿ってイメージを膨らませて自由を作る立体造形になっていくことを伝えることによって、段階的な学習につなげることができた。

学生のコメントからも、「視点を変えた学内散策によって気付きが違い、新たな発見があり、美しさや面白さを感じながら、表現に

生かしていった」ことが分かった。

(3) 学生の継続的・反芻的な学び

「造形表現」と「環境」などの科目の重なり合っている部分や関連性を確認し、繋がりを意識した授業を展開することで、それぞれが行った自然物を利用した制作が、関連性のある連続した取り組み内容になり継続的・反芻的な学びに繋がった。

身近な学内の「みずきの郷」等の自然物を繰り返し活動に利用することで、自分なりに思いをもち、それを実現しようとする気持ちが高まったと考える。

「環境」ではワークシートを「造形表現」では制作レポートを活用して授業内容の振り返りを行っているが、今回はそれぞれの振り返り内容について、関連性のあるものについて教員間で共有し、取り組み前に振り返りの時間を設けた。

また「環境」で制作した作品は昨年度まで掲示していなかったが、作品を持って発表したり掲示することによって他学生に自分の作品や思いを理解してもらえる喜びと、他学生の作品や思いを知ることができたり、他者の表現を参考にしたりして、次にやってみたい事が生まれ、制作（表現）意欲が高まっている事が分かる。

「環境」の授業で行ったフィールドビンゴでは、ビンゴカードに絵や言葉で記入することで、五感を通して感じることを直ぐに理解してスムーズに取りかかることができ、学生は「形や色、匂いや味などを絵や言葉で表現することで友達にも自分の思いを伝えることができた。」とコメントしている。

また、学生のレポートに「五感で感じる事ができた」というコメントが多くみられる事から「図工」や「造形表現」で繰り返し“五感”を使った観察方法を行ってきたことや五感で感じたことを様々に表現してきた事を学生自身が理解し自覚していることが分かる。

また、フィールドビンゴと自然物を使った造形活動によって、学生が繰り返し“みずきの郷”などに出かけたりして、視点を変えた自然環境のとらえ方を行う事により、身近な自然を生かした、直接的で具体的な体験の中で自然遊びの経験や自然物の色や形、感触等に触れ、感じる体験を通し豊かな感性を育てる一助になった。

学生にとっても、科目間で関連性を持たせ、自然物を繰り返し使った制作を行うことによって、環境に対する理解、自然物に対する知識と造形素材として使用するための技能それぞれが段階的な学びにつながったものと考ええる。

具体的には、木の実を利用した一連の制作で学生は、繰り返しの経験の中で失敗体験を生かした素材選び、その素材に合った道具の使い方や接着材の組み合わせなどを身につけ、豊かな表現へとつなげていった。

後のアンケートでは、自然をモチーフや材料にした全ての取り組みの中で、一番心が動き、楽しく取り組めた活動の一つとして、29名中17名の学生が『木の実で作る森の妖精』の制作と答え、「身近な素材（どんぐりや松ぼっくりなど）に触れているうちにどんどんイメージが膨らみ、素敵な作品を作る事ができて嬉しかった」「自然素材を集めている時間も夢中になって、その事が作品にも影響したと思う」「色々な木の実があることを知ることができたし、実際に取りに行く事で知らない木の実などを見つけ、これは何だろうと興味を持って調べることができた」「色々な接着剤を知り、接着する物に合ったボンドやホットボンドなどの使い分けなどを学べた」「他の学生の作った作品もバラエティーに富んでいて、それぞれ違った妖精で、見ていてもとても楽しかった」などのコメントがあった。

子どもの造形表現において保育者は、発達段階を考慮しながら、継続的に繰り返し制作

活動を行うことが望ましく、それが幼児の自己表現力や自己肯定感につながり、保育者にとっては更なる幼児の表現の理解と造形指導力の向上になると考えている。学生も継続的・反芻的な取り組みの中で多くのことを学んでいる事が分かった。

また、一連の取り組みを通して、それぞれに発見したり感じたりしたことなどを自分らしく表現する力や表現に対する意欲が見られ、互いの作品の違いを認め褒め合う姿、互いに気付きを共有したり、楽しく一緒に制作する姿があり、「幼稚園教育において育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」の中の⑥思考力の芽生え、⑦自然との関わり・生命尊重、特に⑩豊かな感性と表現「心動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。」ことについて、学生の取り組みの様子やレポート、完成作品や、作品鑑賞の様子などから、学生たちにもその育みたい資質・能力、育って欲しい姿が備わってきたと感ずることができた。

おわりに

長谷によると、「自然遊び経験の豊かさが主体的に生きる力の基礎を育み伸ばすことに繋がる」⁴⁾と述べられており、遊びの中で生きる力の基礎を総合的に身につけていく幼児期にかかわる保育者を養成する保育内容「表現」と「環境」に共通する「自然遊び経験」や「自然やものの色や形、感触、イメージ等に親しむ体験」「感性を豊かに持つ」などのつながりを常に意識して授業のねらい、内容を検討していくことの大切さを改めて強く感じた。

そして養成校教員自らも絶えず自身の感性を磨く努力が重要であることから、今後、本

学の“みずきの郷”を中心とした身近な自然に、より一層親しみ、筆者自身が感性を磨き、学生に気付いて欲しい、また、伝えたいと願いをもった授業を計画し、その願いや違いを理解したうえで繰り返し活動をする楽しさを経験できるような授業となるように努力していきたい。

また、幼児教育学科の専門科目では、「図工」や「造形表現」以外の科目でも、実習で使える簡単工作が行われたり、コミュニケーションを取るための教材としてパクパク人形を制作されたり、乳児のためのおもちゃ制作が行われたり、自然物を採取しておもちゃなどを作ったり、保育技術を身につけたり、実習で活用するために簡単シアターなどの保育教材を作ったり、水遊びで使えるおもちゃ作りをするなど、様々な制作が行われているため、今後も授業内容が重複しないよう、他の授業でも、重なり合っている部分を確認し合い、それぞれで育てたいことや繰り返し活動することの意味を認識しながら教員間での調整をしながらシラバスを考え取り組んでいきたい。

そして、来年度の試みとして、園児にとって身近な食物をモチーフに使用することも多いため、学内での畑作りに挑戦していきたい。可能であれば、園内の菜園で育てられたりすることの多い、さつまいもやいちごなどの栽培を通した自然体験や環境教育を行い、感性的体験を深めることで更なる表現につなげていきたいと考えている。

引用・参考文献

- 1) 文部科学省：平成29年告示 幼稚園教育要領＜原本＞（株）チャイルド本社2017年6月 pp7-9、pp15、pp20-21
- 2) 無藤隆 保育のひきだし 表現のひろがり WWW.hoikunohikidashi.jp/ 2018.12アクセス
- 3) 智原江美、鍋島恵美、和田幸子、下口美帆 田中慈子 「幼稚園・保育所における

表現領域の活動に対応した保育者養成のあり方」 京都光華女子大学研究紀要（53号）119-134 2015年12月

- 4) 長谷秀輝「子どもの生活と保育内容「環境」とのつながりについての一考察」 四條畷学園短期大学紀要 第50号 2017 pp26-30
- 5) 横山洋子『発達にあわせた保育の環境づくり』 ナツメ社 pp3、pp92
- 6) 原子純「子どもの豊かな育ちと就学前教育」 共栄学園短期大学研究紀要 第27号 2011 pp156 pp161
- 7) 本村弥寿子 保育内容「表現」における学生の学びについて 長崎短期大学紀要 第41号 2017
- 8) 無藤隆『10の姿プラス5・実践解説書』 ひかりのくに 2018 pp54～55 pp78～81
- 9) 生田啓友『草花のある園庭と季節の自然あそび』 フレーベル館 2014
- 10) 柴崎正行「子どもが育つ保育環境づくり」 学研 2010
- 11) 田尻由美子、無藤隆：保育内容「子どもと環境」 同文書院 2006

歯科衛生学科の1年次生の口腔衛生に関する 知識と歯科保健行動に関する意識調査研究

A survey about knowledge and awareness oral health care and dental health
behavior of the first-year dental hygiene students in a college

水嶋 広美 海原 康孝 久本 たき子
Hiromi MIZUSHIMA Yasutaka KAIHARA Takiko HISAMOTO
阿尾 敦子 飯岡 美幸 今井 藍子
Atsuko AO Miyuki IIOKA Aiko IMAI
村田 宜彦 石川 隆義
Norihiko MURATA Takayoshi ISHIKAWA

緒言

歯科衛生士は、歯科保健行動の専門家として臨床現場で患者に口腔衛生に関する正しい知識を提供し、健康的なライフスタイルを習慣化させるために効果的な歯科保健行動をとるよう支援する立場にある¹⁾。

歯科衛生士教育では、入学時に学生自身が口腔清掃習慣を自覚することを促している。自らの口腔の健康に目を向け健康管理を高めることは、「歯科衛生士」に対する職業意識を向上させる上で必要なことである²⁾。

このような歯科衛生士を育成するためには、入学時より、学生が自ら口腔衛生に関する正しい知識を持ち、口腔の健康づくりをする上で望ましい歯科保健行動がとれるように教育しなければならない。そのため、学生自身の口腔衛生の知識と歯科保健行動に対する理解度の現状を知る必要がある。

しかし、学生を対象とした調査で、歯科保健行動に関するものはみられるが、入学時の口腔衛生に関する知識と歯科保健行動がその後の教育によりどのように変化するのか調査した報告は少ない。

そこで、入学時の口腔衛生に関する知識および歯科保健行動の実態について質問紙調査

を行った。さらに、1年生の前期授業終了時にも同様の質問紙調査を実施し、入学直後から受講した授業（「歯科保健指導」「歯科予防処置」「口腔衛生学」「歯科衛生士概論」など）により、短期間の教育で学生の知識と歯科保健行動がどのように変化したかについても評価・検討した。

調査対象および方法

1. 対象

2018年に本学に入学した学生61名（平均年齢18歳5か月）である。

2. 調査方法

対象者に本調査の目的を説明し、自己記入式の無記名調査を行った。質問紙および質問項目の内容は、鈴木らの方法¹⁾に準じて作成した。質問紙を表1に示す。質問項目1～10は口腔衛生にかかわる歯科保健行動、質問項目11～22は口腔衛生の知識に関する設問である。この質問紙による調査を、入学時の4月（以下、指導前と略）と前期終了時の7月（以下、指導後と略）の授業時に実施した。

指導前の調査結果については単純集計を

表1 質問用紙

口腔衛生に関する知識と歯科保健行動に関する調査

問1. あなたは1日何回、歯を磨きますか。() 回

問2. 1日の歯磨き時間はどれくらいですか。() 分くらい

問3. 歯ブラシ以外の清掃用具は使用していますか。はい・いいえ
使っていると回答した方にお聞きします。清掃用具は何ですか(複数回答可)
デンタルフロス 歯間ブラシ タフトブラシ その他()

問4. 歯磨剤はフッ素入りのものを選んで使いますか。はい・いいえ

問5. 喫煙習慣はありますか。はい・いいえ

問6. 食生活習慣についてお聞きします。
1. ジュース、炭酸飲料、スポーツドリンクを飲みますか。毎日・週2・3回・あまり飲まない

2. 間食はしますか。毎日・週2・3回・あまり飲まない

3. 甘いお菓子、飲み物は好きですか。はい・いいえ

4. お菓子の中で好きなものはどれですか(複数回答可)
キャラメル・あめ・ガム・クッキー・チョコレート・ケーキ・せんべい・アイスクリーム・和菓子・その他

問7. 虫歯にならないように考えて飲食物を選択していますか。はい・いいえ

問8. 虫歯にならないようによく噛んで食事をしていますか。はい・いいえ

問9. あなたは今までに1回でもフッ化物を塗布した経験はありますか。はい・いいえ

問10. あなたはどんなときに歯科医院へ行きますか。
虫歯の治療・矯正治療・歯周病治療・予防治療・定期検査(メインテナンス)・クリーニング(歯の清掃)・その他

問11. 歯の質が弱いと虫歯になりやすいと思いますか。はい・いいえ・わからない
*歯の質とは、歯の強さや硬さのことです。

問12. 食べ物(糖)を食べると必ず虫歯になると思いますか。はい・いいえ・わからない

問13. 歯の表面についている白い汚れ(歯垢・プラーク)があると必ず虫歯になると思いますか。はい・いいえ・わからない

問14. 口の中には常に(いつも)細菌がいると思いますか。はい・いいえ・わからない

問15. 歯の質を強くするにはCa(カルシウム)をとると良いと思いますか。はい・いいえ・わからない

問16. 虫歯は年齢に関係なく奥歯の噛みあわせのところになりやすいと思いますか。はい・いいえ・わからない

問17. フッ化物塗布を1度したら虫歯にならないと思いますか。はい・いいえ・わからない

問18. フッ化物塗布の虫歯予防効果は、100%に近いと思いますか。はい・いいえ・わからない

問19. 生えたての歯は歯の質も強く、虫歯になりにくいと思いますか。はい・いいえ・わからない

問20. 虫歯予防法で1番効果的なものはどれだと思いますか。
甘味制限 食後の歯磨き フッ化物の応用 洗口剤でのうがい

問21. もっとも虫歯になりやすい食べ物は何だと思いますか。
アイスクリーム キャラメル スナック菓子 チョコレート

問22. どの状態になると歯がしみるようになりますか。

The diagram illustrates the stages of tooth decay (C0 to C4). C0 shows a healthy tooth. C1 shows decay on the enamel. C2 shows decay reaching the dentin. C3 shows decay reaching the pulp. C4 shows the tooth broken down to the root, with labels for the root, pulp, and pus.

鈴木啓代, 大飼順子, 酒井英一, 柳原保, 近藤高正, 中垣晴男, 向井正視: 歯科医院来院患者のう蝕の知識と歯科保健行動 日本
歯科衛生教育学会雑誌 第2巻 第2号 2012年3月の質問紙調査を使用した。

行った。

指導前と指導後の比較には、対応のある t 検定、McNemar 検定、および Wilcoxon の符号付順位検定を適用した。これらのすべての統計解析には、IBM SPSS Statistics version 22 (日本 IBM 社製) を使用した。統計学的有意水準は $P < 0.05$ とした。

3. 倫理的配慮

初回の授業開始時に、研究概要を説明し同意書の記入を実施した。そして、授業後の調査を行った。回収方法は、記入式の無記名調査とした。なお、この研究は、大垣女子短期大学研究倫理基準及び大垣女子短期大学研究倫理委員会 (申請番号30-1) で承認されている。

結 果

1. 入学時の歯科保健行動の現状 (表 2)

歯科保健行動の項目は、歯磨きの回数は、1 日 2 回 80.3%、3 回以上 18.0%、1 回 1.6% であった。歯ブラシ以外の清掃用具の使用は、36.1% が使用しており、内訳は歯間ブラシ 27.9%、デンタルフロス 14.8%、タフトブラシ 1.6%、その他 1.6% であった。ジュース等の摂取習慣については、週に 2、3 回 47.5%、あまり飲まない 37.7%、毎日 14.8% であった。「虫歯にならないように考えて飲食していますか」には、9.8% が「はい」と回答した。

「甘いお菓子、飲み物は好きですか」という質問は、93.4% が「はい」と回答した。また、「好きなお菓子はどれですか」については、「はい」と回答した者の多い順に、アイスクリーム 73.8%、チョコレート 62.3%、ケーキ 54.1%、クッキー 49.2%、あめ 24.6%、和菓子 21.3%、ガム 19.7%、キャラメル 14.8%、その他 9.8% であった。(複数回答)

フッ化物については、85.2% がフッ素入りの歯磨剤を使用していた。1 回でもフッ化物

を塗布した経験がある者は、85.2% であった。

「どんなときに歯科医院へ行きますか」については、むし歯治療 57.4%、クリーニング 24.6%、矯正治療 23.0%、定期検査 21.3%、その他 3.3%、予防治療 0.0%、歯周治療 0.0% であった。

2. 入学時のう蝕の知識に関する正答率 (表 3)

正答率の高かった質問は、口の中に常に細菌がいる (95.1%)、フッ化物塗布を 1 度したら虫歯にならない (85.2%)、虫歯予防法で 1 番効果的なもの (83.6%) であった。フッ化物塗布効果が、100% に近いと思うは、67.2% であった。また、歯の質に関する質問の正答率は、「生えたての歯は歯の質も強く虫歯になりにくい」(正答:「いいえ」) が 54.1%、「歯の質が弱いと虫歯になりやすい」は、49.2% であった。「最もむし歯になりやすい食べ物」の正答率は(正答:「キャラメル」) 62.3% であった。どのようになると歯がしみるか (正答:「C 2」) の正答率は 39.3% であった。

3. 授業終了時の歯科保健行動の変化 (表 4)

指導後、歯磨きの回数は有意に増加したが ($P < 0.001$)、歯ブラシ以外の清掃用具の使用については、デンタルフロスが有意に増えたが ($P < 0.001$)、歯間ブラシは、有意に減少した ($P = 0.013$)。

好きなお菓子では、あめ ($P = 0.039$)、ケーキ ($P < 0.001$) と答えた者が有意に減少した。

ジュース、炭酸飲料、スポーツドリンクを飲む回数については、有意差が認められなかった。う蝕にならない飲食物を選択するについては、指導後 ($P < 0.001$) 有意に増加した。フッ化物については、歯磨剤のフッ素入りのものを選ぶ者 ($P < 0.001$) が有意に増加した。どんな時に歯科医院に行くかは、指導前後で有意な差が認められなかった。

表2 入学時のう蝕にかかわる歯科保健動

		4月	
項目		n	%
問1	1日の歯を磨き回数		
	2回未満	1	1.6
	2回	49	80.3
	3回以上	11	18.0
問2	1日の歯磨き時間		
	5分未満	22	36.1
	5分以上10分未満	16	26.3
	10分以上15分未満	12	19.7
	15分以上	11	18.0
問3	歯ブラシ以外の清掃用具は使用は使用していますか		
	はい	22	36.1
	いいえ	39	63.9
	清掃用具（複数回答可）		
	デンタルフロス	9	14.8
	歯間ブラシ	17	27.9
	タフトブラシ	1	1.6
	その他	1	1.6
問4	歯磨剤はフッ素入りのもの使用		
	はい	52	85.2
	いいえ	9	14.8
問5	喫煙習慣がありますか		
	はい	0	0.0
	いいえ	61	100.0
問6	1. ジュース、炭酸飲料、スポーツドリンクを飲みますか		
	毎日	9	14.8
	週2・3回	29	47.5
	あまり飲まない	23	37.7
	2. 間食はしますか		
	毎日	21	34.4
	週2・3回	30	49.2
	あまり飲まない	7	11.5
	無回答	3	4.9
	3. 甘い物嗜好		
	はい	57.0	93.4
	いいえ	3.0	4.9
	無回答	1.0	1.6
	4. お菓子の中で好きなもの（複数回答可）		
	キャラメル	9	14.8
	あめ	15	24.6
	ガム	12	19.7
	クッキー	30	49.2
	チョコレート	38	62.3
	ケーキ	33	54.1
	せんべい	21	34.4
	アイスクリーム	45	73.8
	和菓子	13	21.3
	その他	6	9.8

問 7	虫歯にならないように考えて飲食物を選択していますか		
	はい	8	9.8
	いいえ	55	90.2
問 8	虫歯にならないようによく噛んで食事をしていますか		
	はい	27	44.3
	いいえ	34	55.7
問 9	あなたは今までに1回でもフッ化物を塗布した経験はありますか		
	はい	52	85.2
	いいえ	8	13.1
	無回答	1	1.6
問 10	あなたはどんなときに歯科医院へ行きますか（複数回答可）		
	虫歯の治療	35	57.4
	矯正治療	14	23.0
	歯周病治療	0	0.0
	予防治療	0	0.0
	定期検査（メンテナンス）	13	21.3
	クリーニング（歯の清掃）	15	24.6
	その他	2	3.3

表3 入学時のう蝕の知識に関する正答率

質問項目		正答率 n %
問11	歯の質が弱いと虫歯になりやすいと思いますか	30 49.2
問12	食べ物（糖）を食べると必ず虫歯になると思いますか	46 75.4
問13	歯垢・プラークがあると必ず虫歯になると思いまか	21 34.4
問14	口の中には常に（いつも）細菌がいると思いますか	58 95.1
問15	歯の質を強くするにはCaをとると良いと思いますか	41 67.2
問16	虫歯は年齢に関係なく奥歯の噛みあわせのところになりやすい と思いますか	38 62.3
問17	フッ化物塗布を1度したら虫歯にならないと思いますか	52 85.2
問18	フッ化物塗布の虫歯予防効果は、100%に近いと思います か	41 67.2
問19	生えたての歯は歯の質も強く、虫歯になりにくいと思いますか	33 54.1
問20	虫歯予防法で1番効果的なものはどれだと思いますか	51 83.6
問21	もっとも虫歯になりやすい食べ物はどれだと思いますか	38 62.3
問22	どの状態になると歯がしみるようになると思いますか	24 39.3

表4 う蝕にかかわる歯科保健行動

問1. あなたは1日何回、歯を磨きますか。

	平均値	標準偏差	平均値の標準誤差	差の95%信頼区間		t 値	P値
				下限	上限		
歯磨きの回数の変化	0.295	0.527	0.068	0.430	0.160	4.370	<0.001***

対応のある t 検定, ***<0.001

問2. 1日の歯磨き時間はどれぐらいか。

	平均値	標準偏差	平均値の標準誤差	差の95%信頼区間		t 値	P値
				下限	上限		
歯磨き時間の変化	1.311	5.881	0.753	2.818	0.195	1.742	0.065

対応のある t 検定, ***<0.001

問3. 歯ブラシ以外の清掃用具は使用していますか。

	指導後		指導前合計	P値
	いいえ	はい		
指導前	いいえ	29	39	0.454
	はい	6	22	
指導後合計	35	26	61	

清掃用具は、何ですか。(複数回答可)

		指導後		指導前合計	P値
		いいえ	はい		
デンタルフロス	指導前	いいえ	39	13	0.007 **
		はい	2	7	
	指導後合計	41	20	61	
歯間ブラシ	指導前	いいえ	42	2	0.013 *
		はい	12	5	
	指導後合計	54	7	61	
タフト	指導前	いいえ	57	3	0.250
		はい	0	1	
	指導後合計	57	4	61	
その他	指導前	いいえ	60	0	1.000
		はい	0	1	
	指導後合計	60	1	61	

問4. 歯磨剤はフッ素入りのものを選んでいますか。

	指導後		指導前合計	P値
	いいえ	はい		
指導前	いいえ	1	8	0.008 **
	はい	0	52	
指導後合計	1	60	61	

問5. 喫煙習慣はありますか。

		指導後		P値
		いいえ	はい	
指導前	いいえ	61	0	検定せず
	はい	61	0	

問6. 食生活習慣についてお聞きます。

1. ジュース、炭酸飲料、スポーツドリンクを飲みますか

		指導後			指導前 合計	P値
		毎日	週2・3回	あまり飲まない		
指導前	毎日	6	1	2	9	0.741
	週2・3回	5	15	9	29	
	あまり飲まない	2	3	18	23	
指導後合計		13	19	30	61	

2. 間食はしますか

		指導後			無回答	指導前 合計	P値
		毎日	週2・3回	あまり飲まない			
指導前	毎日	9	8	2		19	0.142
	週2・3回	4	19	5		28	
	あまり飲まない	0	5	2		7	
	無回答				7	7	
指導後合計		13	32	9	7	61	

3. 甘いお菓子、飲み物は好きですか

		指導後			指導前 合計	P値
		いいえ	はい	無回答		
指導前	いいえ	1	2		3	1.000
	はい	2	55		57	
	無回答			1	1	
指導後合計		3	57	1	61	

4. お菓子の中で好きなものはどれですか（複数回答可）

お菓子			指導後		P値
			いいえ	はい	
キャラメル	指導前	いいえ	49	3	1.000
		はい	4	5	
あめ	指導前	いいえ	45	1	0.039*
		はい	8	7	
ガム	指導前	いいえ	45	4	0.549
		はい	7	5	
クッキー	指導前	いいえ	27	4	0.118
		はい	11	19	
チョコレート	指導前	いいえ	21	2	0.109
		はい	8	30	
ケーキ	指導前	いいえ	25	3	0.008**
		はい	15	18	
せんべい	指導前	いいえ	39	1	0.390
		はい	8	13	
アイスクリーム	指導前	いいえ	4	12	0.077
		はい	4	41	
和菓子	指導前	いいえ	48	0	0.125
		はい	4	9	
その他	指導前	いいえ	53	2	0.453
		はい	5	1	

問7. 虫歯にならないように考えて飲食物を選択していますか

		指導後		指導前 合計	P値
		いいえ	はい		
指導前	いいえ	31	24	55	<0.001***
	はい	0	6	6	
指導後合計		31	30	61	

問8. 虫歯にならないようによく噛んで食事をしていますか。

		指導後		指導前 合計	P値
		いいえ	はい		
指導前	いいえ	24	10	34	0.092
	はい	3	24	27	
指導後合計		27	34	61	

問9. あなたは今までに1回でもフッ化物を塗布した経験はありますか。

		指導後			指導前 合計	P値
		いいえ	はい	無回答		
指導前	いいえ	2	6		8	0.508
	はい	3	49		52	
	無回答			1	1	
指導後合計		5	55	1	61	

問10. あなたはどんなときに歯科医院へ行きますか。（複数回答可）

		指導後			P値
		いいえ	はい		
虫歯の治療	指導前	いいえ	22	4	1.000
		はい	4	31	
矯正治療	指導前	いいえ	47	0	0.250
		はい	3	11	
歯周病治療	指導前	いいえ	0	0	検定せず
		はい	0	0	
予防治療	指導前	いいえ	60	1	1.000
		はい	0	0	
定期検査 (メインテナンス)	指導前	いいえ	38	10	0.092
		はい	3	10	
クリーニング (歯の清掃)	指導前	いいえ	44	2	0.180
		はい	7	8	
その他	指導前	いいえ	57	2	1.000
		はい	1	1	

問1.2.6-1: Wilcoxon の符号付順位検定, 問3.4.6-2, 6-3.6-4.7.8.9.10: McNamar 検定

*** p<0.001 ** p<0.01 * p<0.05

表5 う蝕の知識に関する正答率

問11. 歯の質が弱いと虫歯になりやすいと思いますか。

		指導後			指導前 合計	P値
		わからない	いいえ	はい		
指導前	わからない	4	4	15	23	<0.001***
	はい	0	4	26	30	
	いいえ	0	4	4	8	
指導後計		4	12	45	61	

問12. 食べ物（糖）を食べると必ず虫歯になると思いますか。

		指導後			指導前 合計	P値
		わからない	はい	いいえ		
指導前	わからない	4	1	1	6	0.833
	はい	0	2	7	9	
	いいえ	2	7	37	45	
指導後合計		6	10	45	61	

問13. 歯の表面についている白い汚れ（歯垢・プラーク）があると必ず虫歯になると思いますか。

		指導後				指導前 合計	P値
		わからない	はい	いいえ	無回答		
指導前	わからない	7	5	7		19	0.027*
	はい	1	9	10		20	
	いいえ	3	4	14		60	
	無回答				1	1	
指導後合計		11	18	31	1	61	

問14. 口の中には常に（いつも）細菌がいると思いますか。

		指導後			指導前 合計	P値
		わからない	いいえ	はい		
指導前	わからない	0	0	3	3	0.131
	いいえ	0	1	57	58	
	はい	0	0	0	0	
指導後合計		0	1	60	61	

問15. 歯の質を強くするにはCa（カルシウム）をとると良いと思いますか。

		指導後			指導前 合計	P値
		わからない	いいえ	はい		
指導前	わからない	9	2	5	16	0.754
	いいえ	0	1	3	4	
	はい	7	2	32	41	
指導後合計		16	5	40	61	

問16. 虫歯は年齢に関係なく奥歯の噛みあわせのところになりやすいと思いますか。

		指導後			指導前 合計	P値
		わからない	いいえ	はい		
指導前	わからない	4	2	10	16	0.111
	いいえ	0	1	6	7	
	はい	4	7	27	38	
指導後合計		8	10	43	61	

問17. フッ化物塗布を1度したら虫歯にならないと思いますか。

		指導後			指導前 合計	P値
		はい	いいえ	わからない		
指導前	わからない	1	6	0	7	0.012*
	はい	1	1	0	2	
	いいえ	1	51	0	52	
指導後合計		3	58	0	61	

問18. フッ化物塗布の虫歯予防効果は、100%に近いと思いますか。

		指導後				指導前 合計	P値
		わからない	はい	いいえ	無回答		
指導前	わからない	6	0	11		17	0.006 **
	はい	0	1	1		2	
	いいえ	1	3	37		41	
	無回答				1	1	
指導後合計		7	4	50	1	61	

問19. 生えたての歯は歯の質も強く、虫歯になりにくいと思いますか。

		指導後			指導前 合計	P値
		わからない	はい	いいえ		
指導前	わからない	5	2	11	18	0.031 *
	はい	1	1	8	10	
	いいえ	3	7	23	33	
指導後合計		9	10	42	61	

問20. 虫歯予防法で1番効果的なものはどれだと思いますか。

	指導後				指導前 合計	P値
	甘味制限	洗口剤でうがい	フッ化物の応用	食後の歯磨き		
指導前	甘味制限	0	0	1	0	0.203
	洗口剤でうがい	0	0	0	2	
	フッ化物の応用	0	0	1	6	
	食後の歯磨き	1	0	3	47	
	指導後合計	1	0	5	55	
					61	

問21. もっとも虫歯になりやすい食べ物はどれだと思いますか。

		指導後					指導前 合計	P値
		スナック菓子	アイスクリーム	チョコレート	キャラメル	無回答		
指導前	スナック菓子	0	0	0	0		0	0.648
	アイスクリーム	0	0	0	0		0	
	チョコレート	1	0	12	9		21	
	キャラメル	0	2	5	31		39	
	無回答					1	1	
指導後合計		1	2	17	40	1	61	

問22. どの状態になると歯がしみるようになりますか。

指導後				指導前 合計	P値
	C2以外	C2	無回答		
指導前	C2以外	27	9	36	0.307
	C2	15	9	24	
	無回答			1	
指導後合計		42	18	1	61

問 11-21 : Wilcoxon の符号付順位検定, 問 22 : McNemar 検定

*** $p < 0.001$ ** $p < 0.01$ * $p < 0.05$

4. 授業終了時のう蝕の知識に関する正答率の変化 (表5)

授業終了に統計学的に有意に正答率が上昇した項目は、歯の質が弱い ($P < 0.001$)、フッ化物塗布を1度したら虫歯にならない ($P = 0.012$)、フッ化物塗布の予防効果 ($P = 0.006$)であった。

考 察

1. 入学時の学生の歯科保健行動について

本研究と厚生労働省の平成28年歯科疾患実態調査を比較すると、厚生労働省による女性 (15～19歳) の調査では、1日の歯磨き回数

が2回以上の割合は77%、歯ブラシ以外の清掃用具については、デンタルフロス・歯間ブラシの使用が16.4%であった³⁾。

それに対して、入学時の本学の学生は、歯磨きの回数が2回以上が90%以上、歯ブラシ以外の清掃用具の使用する割合は37.1%で、デンタルフロスは14.8%、歯間ブラシは27.9%であった。このことから本学の歯科衛生学専攻学生は、同年代の一般女性よりも口腔清掃に関する意識が高いと考えられる。

2. 前期授業後の口腔衛生に対する知識と歯科保健行動の変化

青年期の歯科保健指導のなかで、「望ましい歯科保健行動」は、1.生活習慣を見直し、口腔清掃を習慣づける、2.食生活、甘味食品、甘味飲料についての正しい知識を身につける、3.かかりつけ歯科医を受診し、歯科疾患の早期発見・早期治療に努め、フッ化物歯面塗布を受ける、4.健康的な食生活習慣を身に付け、生活習慣病を予防する、5.スポーツと咬合に関する知識を身につける、6.喫煙と全身の健康、歯周病との関係についての知識を身につける」ことであるとされている⁴⁾。

上記を踏まえ、入学時の学生に対しての歯科知識と歯科保健行動の質問紙調査の結果を比較し、う蝕予防に必要な原因（細菌）、食事（糖質）、および宿主（歯）の3つの因子を基に、前期の授業の学生の口腔衛生に対する知識と歯科保健行動に対する教育効果について考察する。

1) 原因（細菌）因子について

歯磨きの回数が増えた要因について、学生は入学時より「口腔内に細菌がいる」、「食後の歯磨きが虫歯予防に効果的である」という知識を高い割合で持っていたが、「歯科保健指導」でのブラッシングの目的や方法等の実践的な学びにより、より一層歯磨き行動に対する意識が強化されたためと推測される。

歯ブラシ以外の清掃用具の使用については指導後にデンタルフロスの使用率が高くなった。口腔内清掃において歯ブラシだけでは、全てのプラークを除去することは困難である。特に歯ブラシの毛先が届きにくい歯間部の清掃は、う蝕や歯周病の予防に重要である。

「歯科保健指導」の授業内において、デンタルフロスを実際に実習する機会が多く、なおかつ実技試験も実施していることが、デンタルフロスの使用率が高くなった結果に影響

していると考える。

2) 食事（糖質）因子について

「う蝕にならないように飲食物を選択している」と回答したにもかかわらず、う蝕の原因であるジュースや炭酸飲料などの摂取の習慣の変化が無いこと、甘味食品を好きな者の割合が高いこと、間食の回数に変化が無い事などから、1度身についた食品の嗜好と習慣を変えることは困難であると思われる。う蝕は生活習慣病であり、発症に飲食物の選択と摂取の仕方が大きく関与することについて、学生が良く理解し行動変容できるよう教育する必要があると考える。

3) 宿主（歯）因子について

近年、市場に出回っている歯磨剤の90%以上にフッ素が含有されている。フッ素入りの歯磨剤を使用している学生が多かった理由は、フッ素のう蝕予防効果を念頭に置いて使用しているのではなく、無意識に購入し使用していたためと推測される。また、「歯科保健指導」や「歯科予防処置」で、歯磨剤やフッ化物塗布の予防効果に対する知識⁴⁻⁶⁾や、歯磨剤の成分を学ぶことにより、フッ化物のう蝕予防効果を意識づけられたと考えられる。

青年期は、学童期のように永久歯の交換が行われることもなく、口腔に対する関心が希薄化する時期である。自分の口腔に関心を持ち自らの意思決定によって歯科保健行動をとれる自律的な生活習慣の形成が大切になる。歯科受診行動については、健康日本21（第2次2013年）「歯と口腔の健康」によると、歯科検診の受診率の目標値は30%以上である⁷⁾。定期検診を受診して、早めに歯科治療を受ける習慣を維持することが歯の喪失を抑制するとしている⁷⁾。しかし、今回の調査では、約5割が虫歯治療のための受診であり、予防やメンテナンスで受診する学生が3割に満たなかったことから、定期的な受診行動

に結びついていないことが推測された。歯科疾患は自覚症状がないままに進行することが多いことから、定期的な歯科検診を受けるように教育する必要がある。

「どの状態になると歯がしみるようになると思いますか」の問いは、う蝕についての基本的な知識を問うものであるが、指導前後で正答率に変化がみられなかった。これは、評価した時期が入学時から3ヶ月しかたっており、う蝕の病態に関する知識や理解が十分でなかったためだと考えられる。

以上により、入学時（専門教育を受けていないため知識がない）の学生に対し、短期間にもかかわらず指導効果がみられた項目が存在した。しかし、定期健診の受診率など変化がみられなかった項目も存在した。この時期は学生が「歯科衛生士」に対する職業意識を持つ初期の段階である。この時期から始まる歯科保健行動の変化は、歯科衛生教育の内容如何に影響を受けられると思われる。今後歯科衛生士に対する職業意識をより高めるような教育の必要性が示唆された。

結 論

入学後の「歯科保健指導」「歯科予防処置」「口腔衛生学」「歯科衛生士概論」などの歯科医学に関する授業によって、歯科衛生士を目指す学生のう蝕に対する知識と歯科保健行動に対する意識が入学時と比較し、どのように変化するか質問紙調査により検討した結果、以下の結論を得た。

1. 歯磨きの回数と補助的清掃用具のデンタルフロスの使用する者の割合が増加した。
2. 歯の質と虫歯の関係、フッ化物に対するう蝕の予防効果に関する知識と、フッ化物入歯磨剤の使用の割合が高くなった。
3. 甘い物への嗜好については、指導後も変化がなかった。
4. 学生の定期的な歯科医院への受診行動をさらに向上させる教育が必要である。

文献

- 1) 鈴木啓代、犬飼順子、酒井英一、柳原保、近藤高正、中垣晴男、向井正視：歯科医院来院患者のう蝕の知識と歯科保健行動、日本歯科衛生教育学会雑誌：2、84-91、2012.
- 2) 畠中能子、細見環、柴谷貴子：歯科衛生士学生の入学後の口腔状況および歯科保健行動、関西女子短期大学紀要、16、85-94、2006. 「厚生労働省：平成28年歯科疾患実態調査」の結果（概要）について、<http://mhlw.go.jp>、2018.6.2.
- 4) 可児徳子、名取文子、尾崎哲則、江川広子、石田洋子、遠藤圭子、その他 全国歯科衛生士教育協議会：歯科衛生士教本 歯科予防処置・歯科保健指導、第1版 医薬出版、2017、184-190、210-213、240-241、270-275.
- 5) 浜田茂幸、大嶋隆：新・う蝕の科学、医薬出版、東京、2006、134.
- 6) 可児徳子、松井恭平、眞木吉信（編）、全国歯科衛生士教育協議会：歯・口腔の健康と予防にかかわる人間と社会の仕組み 1、歯科衛生士教本 保健生態学 第2版 医薬出版、2018、155-18.
- 7) 厚生労働省：健康日本21（歯の健康）、https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/kenko21_11/b6f.html、2019.2.1.

歯科衛生科卒業生の就業者及び未就業者の実態調査 (第 1 報)

Investigation on actual condition of employed and unemployed graduates of dental hygiene department (The 1st report)

飯 岡 美 幸 久 本 たき子
Miyuki IIOKA Takiko HISAMOTO
今 井 藍 子 石 川 隆 義
Aiko IMAI Takayoshi ISHIKAWA

緒 言

歯科衛生士有資格者が生涯就労を継続するためには、ワークライフバランスを保つことが重要である。

H29年度厚生労働省の女性の年齢階級別労働力率¹⁾では、20～24歳が72.1%、25～29歳82.1%、30～34歳が75.2%、35～39歳73.4%、40～44歳75.7%と、緩やかなM字カーブを示している。一方、歯科衛生士の人材確保、復職支援等に関する検討会報告書（以下、検討会報告書）²⁾では、30～34歳の歯科衛生士の就業率は49.7%であり、他職種と比較して、約20%以上就業率に差が認められる。現在、歯科衛生士養成所の入学定員と入学者数は増加傾向にあるが、その反面、離職率の高さが問題となっている。

したがって、特に離職者が増加する年齢層の離職原因や復職条件等を把握することが、ワークライフバランス実現に一石を投じる意義があると考ええる。

そこで、30歳代前半の歯科衛生士の就業状況の実態把握を目的とし、某短期大学歯科衛生科の卒業生を対象とした調査を実施した。

対象および方法

平成30年3月1日～平成30年4月16日にかけて、A短期大学歯科衛生科3年制を開始した、平成17年度～20年度卒業生を対象（内、

平成30年4月1日現在推定年齢30～34歳で、郵便が確実に届く可能性の高い230人）に、郵便による質問紙調査を実施した。

研究概要を説明した文書、同意書、質問紙調査票（図1）を同封し、質問紙調査票、同意書を対象者に郵便で送付した。同意書の回収方法は、本人が特定できないように、記名なしの同意書とし、質問紙調査票と同意書が返送されたことから研究に同意されたとみなした。回収期間は約1ヶ月半で、その回収された結果より、就業者、未就業者の実態を追求・分析した。

集計及び分析は単純集計及びクロス集計を行った。クロス集計では、 χ^2 検定により有意差を検討した。統計学的有意水準を $P < 0.05$ とした。

なお、本研究は大垣女子短期大学倫理審査委員会（申請番号29-6）による審査・承認を得て調査を実施した。

結 果

質問紙の回収数（回収率）は105名（45.7%）であった。

1. 現在の就業状況（歯科衛生士）

常勤で就業している者が37名（35%）、非常勤で就業している者が31名（30%）就業していない者が37名（35%）であった（図2）。

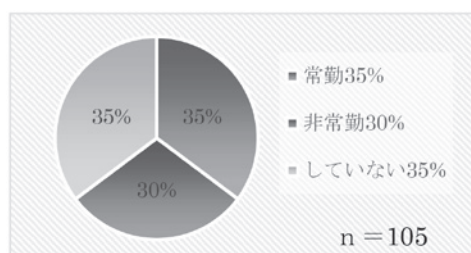


図2 就業状況（歯科衛生士）

常勤、非常勤回答者の就業地内訳は、岐阜県32名（47%）、愛知県15名（22%）、滋賀県8名（12%）、静岡県1名（1%）、その他12名（18%）であった（図3）。

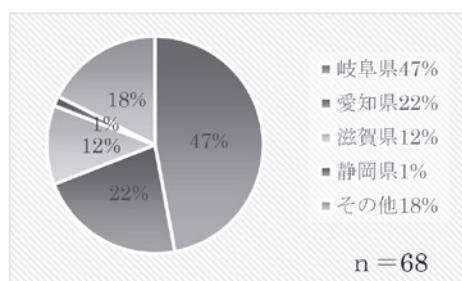


図3 就業地の内訳

常勤、非常勤回答者の現住所については、岐阜県30名（44%）、愛知県15名（22%）、滋賀県8名（12%）、静岡県1名（2%）、その他13名（18%）無回答1名（1%）であった。就業地と現住所が一致しない者は2名であった（図4）。

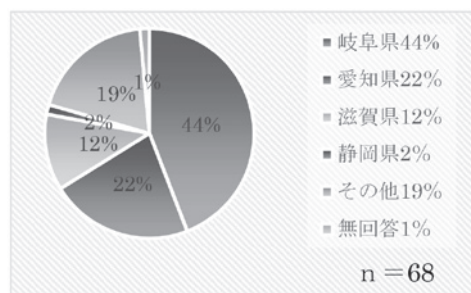


図4 回答者の現住所

2. 就業状況（歯科衛生士以外）

1) 常勤が1名（3%）、非常勤が5名（13%）、していない者が31名（84%）であった（図5）。

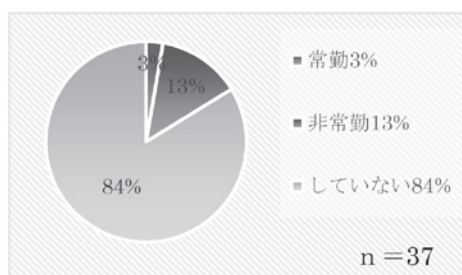


図5 就業状況（歯科衛生士以外）

なお、衛生士以外の仕事の内容については、①事務系2名、②医療系0名、③福祉系0名、④その他4名であった。

2) 「歯科衛生士」として、復職希望の有無

復職希望者は18名（49%）、条件が合えば復職したい者は16名（43%）、復職希望しない者は3名（8%）であった（図6）。

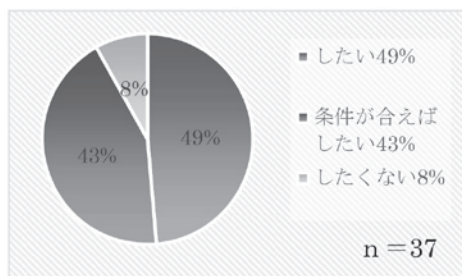


図6 復職希望の有無

復職希望者の条件については、①就業場所12名、②勤務時間17名、③院長の人柄11名、④スタッフの人間関係12名、⑤診療内容4名、⑥給料14名、⑦福利厚生7名、その他0名であった（複数回答）（図7）。

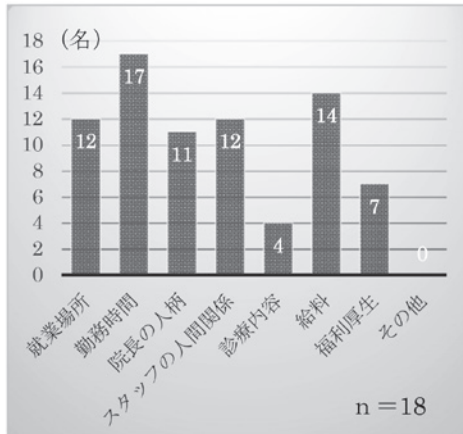


図7 復職の条件

条件が合えば復職したい者の条件については、①就業場所14名、②勤務時間15名、③院長の人柄9名、④スタッフの人間関係12名、⑤診療内容6名、⑥給料9名、⑦福利厚生0名、その他2名であった（複数回答）（図8）。

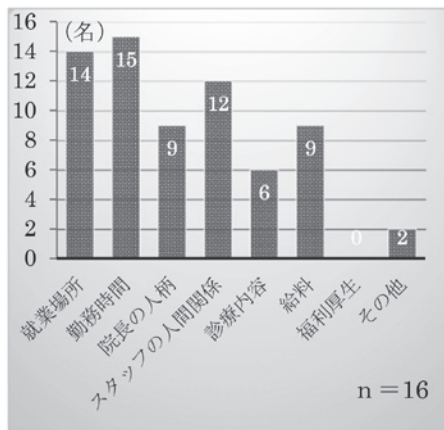


図8 条件があえば復職したい条件

復職希望しない者の理由については、①育児で多忙3名、②技術低下1名、③歯科衛生士の仕事が合わない0名、④休暇がとりにくい1名であった（複数回答）（図9）。

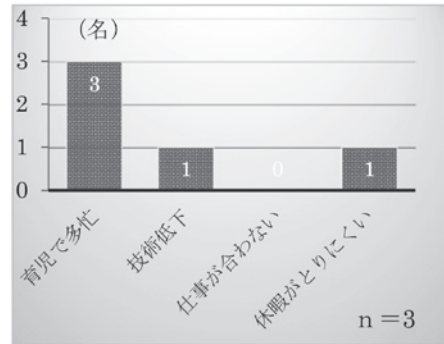


図9 復職を希望しない理由

3. 歯科衛生士就業歴について

①11～12年22名（21%）、②9～10年48名（46%）、③7～8年17名（16%）、④5～6年10名（9%）、⑤4年以下7名（7%）、⑥0年1名で（1%）であった（図10）。

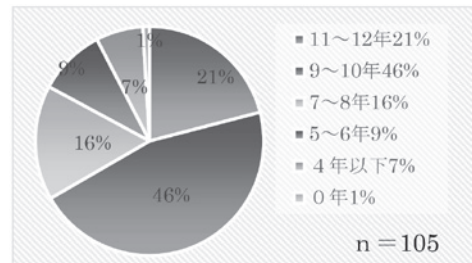


図10 歯科衛生士就業歴

4. 「歯科衛生士」として勤務した就業件数

①1件45名（43%）、②2件32名（30%）、③3件17名（16%）、④4件以上10名（10%）であった。⑤0年1名（1%）であった（図11）。

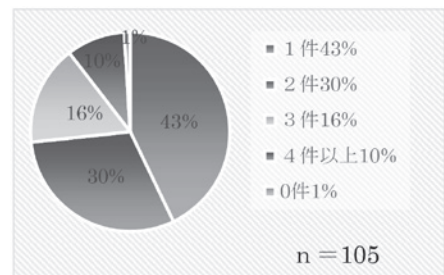


図11 歯科衛生士勤務件数

就業件数2件以上の回答者の離職理由は①通勤時間9名(6%)、②勤務時間13名(9%)、③院長の人柄26名(18%)、④スタッフの人間関係25名(17%)、⑤診療内容その他14名(10%)、⑥給料11名(8%)、⑦福利厚生6名(4%)、⑧休暇がとりにくい14名(10%)、その他26名(18%)であった(複数回答)。

その他の理由は、結婚による転居6名、結婚4名、出産3名、結婚・出産3名、産休が取れない1名、産後パートになる1名、歯科衛生士以外の業務が増えた等結婚・出産・育児以外の理由8名であった(図12)。

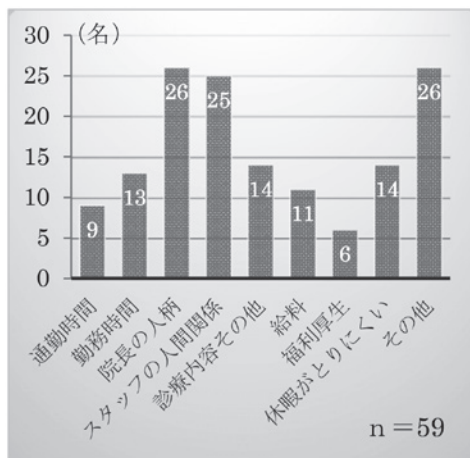


図12 離職理由

5. 日本(県)歯科衛生士会会員率

①会員である11名(10%)、②いいえ93名(89%)、③手続き中0名(0%)、④無回答1名(1%)であった(図13)。

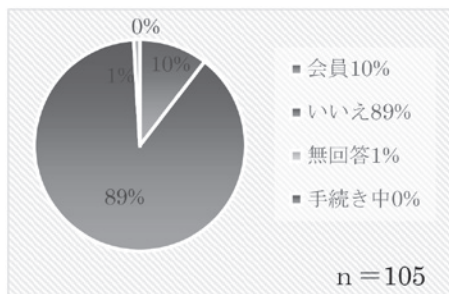


図13 日本歯科衛生士会会員率

6. 「歯科衛生士」以外の資格の所持

①はい19名(18%)、②いいえ86名(82%)、所持資格は、介護支援専門員4名、介護福祉士3名、看護師0名、その他12名であった(図14)。

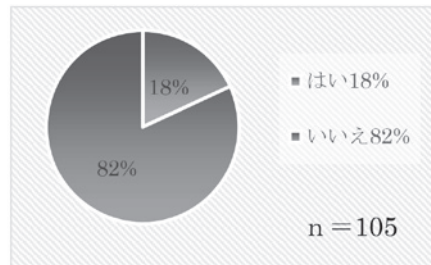


図14 歯科衛生士以外の資格取得

7. 子どもの有無

①0人36名(34%)、②1人30名(29%)、③2人29名(28%)、④3人以上10名(9%)であった(図15)。

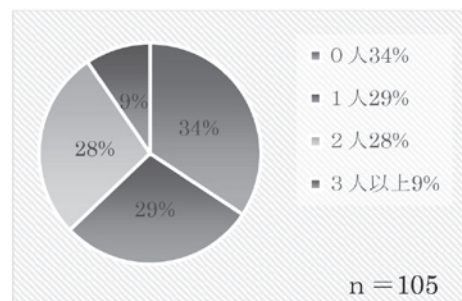


図15 子どもの有無

8. 産休、育児休暇制度の利用の有無

①利用した21名(30%)、②利用しなかった39名(57%)、③制度を知らなかった2名(3%)、④その他7名(10%)であった(図16)。

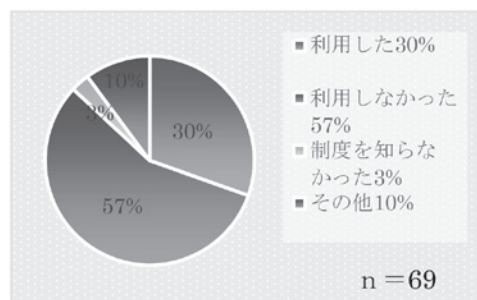


図16 産休・育児利用の有無

9. 配偶者の有無

- ①いる76名（72%）、②いない28名（27%）、
③無回答1名（1%）であった（図17）。

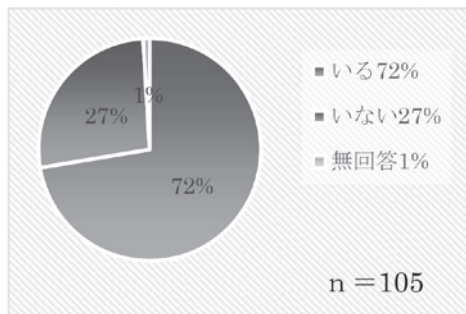


図17 配偶者の有無

「子どもの有無」により「就業状況」に統計学的に有意な違いを認めた（ $P < 0.001$ 、 X^2 検定）（表1）。同様に、「子どもの有無」により「就業形態（常勤、非常勤）」に統計学的に有意な違いを認めた（ $P < 0.001$ 、 X^2 検定）（表2）。

表1 子どもの有無と就業状況

就業	子ども		
	なし	あり	合計
している	34	34	68
していない	2	35	37
	36	69	105

$P < 0.001$ 、 X^2 検定 (名)

表2 子どもの有無と就業形態

就業形態	子ども		
	なし	あり	合計
常勤	28	9	37
非常勤	6	25	31
	34	34	68

$P < 0.001$ 、 X^2 検定 (名)

考察

平成21年度以降、歯科衛生士養成所の入学定員と入学者数は増加傾向にあり、平成30年4月時点における全国歯科衛生士教育協会に加盟する養成所は168校に上る。

H28年度、歯科衛生士名簿登録者270,648名であり、年々歯科衛生士の数は増加している。しかし、H28年の就業歯科衛生士数は、123,831名であり、登録者数の半分にも満たない状況である。

検討会報告書では、30～34歳で歯科衛生士の就業率は、49.7%である²⁾。一方、本稿調査では、調査対象者の65%が歯科衛生士として就業（常勤・非常勤）しており、歯科衛生士以外の仕事をしている者が16%で併せて81%であった。歯科衛生士の就業率³⁾と比較すると、約15%も高い結果となった。H28年度厚生労働省の労働力調査の30～34歳の就業率は、73.2%であり¹⁾、本調査のほうが7.8%高い数値となった。

調査対象者のうち37名（35%）が歯科衛生士として勤務していなかった。そのうち復職希望者は、条件が合えば復職したい者を含め34名（92%）である。歯科衛生士としてではなく他職種での就業者5名のうち、歯科衛生士として復職希望者が4名含まれている。復職を希望しない回答者3名の復職を希望しない理由は、3名とも「育児で多忙」であった。（複数回答）。また復職を希望する34名中32名が現在育児中である。歯科衛生士の勤務実態調査報告書においても、非就業者のうち、30～34歳の70.2%が「出産、育児」を理由としている。その結果として30歳代前半が「出産、育児」で7割が一度退職している³⁾。そして、池田らも、「未就業の理由」で、「出産・育児」と回答した者（47.7%）が多く、その中で約半数の者が就業しない理由として挙げた。就業者は20代で最も多く、30代から40代にかけて減少する傾向がみられた。この原因は出産・育児であることが示唆されたと報告されている⁴⁾。

歯科衛生士は女性が圧倒的に多く、今回の対象者はM字カーブの低い年齢層にあたり、女性特有の出産・育児を経験し就業に関し悩む世代と考える。

「子どもの有無」と「歯科衛生士としての就業状況」及び「歯科衛生士としての就業形態」のクロス集計結果から、子どもの有無が就業状況や就業形態に影響を及ぼしていることが示唆された。したがって労働条件が就業希望者の条件と合致すれば、歯科衛生士として勤務する者が増加すると考える。また、産休・育休制度を利用していない者と制度の存在を知らなかった者が合わせて60%となった。産休・育休制度の周知と利用しやすい環境を整備することによって、就業率の向上が期待できると考える。

復職の条件の中で「勤務時間」が高値であったのは、対象者に育児中の者が多いため、正規の労働時間ではなく、短時間労働を希望していると考えられる。検討会報告書では、「勤務形態」で、労働時間への希望について、午前のみが50%、午後5時頃までが25.6%となっている²⁾。このことから、労働時間は、子育てや家事の妨げにならない程度を希望していることが窺える。

多くの育児世代は、家庭と就業の両立を望むため、非常勤にならざるを得ない。あるいは就業しない選択となる。本稿においても復職の条件として34名中32名(複数回答)が勤務時間を選んでいる。このことから、雇用主が歯科衛生士を雇用する場合、子育てがひと段落するまで短時間正社員として雇用するなど、柔軟性のある働き方ができれば、歯科衛生士の就業数が増加すると考える。

歯科衛生士の90.6%が歯科診療所に勤務している。歯科診療所の規模は一般的に小規模で、1歯科診療所当たりの従事歯科衛生士数は単純平均で1.47人となっている。そして歯科衛生士がいない歯科診療所が約4割、常勤換算1人以下の歯科診療所が約3割、歯科衛生士が常勤換算で3人以上いる歯科診療所は1割未満とされている²⁾。このことから、従業者数の少なさが柔軟性のある働き方を困難にしていることが考えられる。

以上より、雇用者とそこで勤務するスタッフの短時間労働への理解が必要になると考える。

育児がしやすい職場環境をつくるためには、職能団体である日本歯科衛生士会が、職場環境の改善を国に働きかけをする必要がある。それには会員数を増加させ組織率を上げなければならない。しかし、調査結果から、日本歯科衛生士会の会員率が非常に低いいため、職能団体への所属意識の低さが窺える。歯科衛生士の地位向上のためにも、入会率を高めることが望ましい。教育関係者は、歯科衛生士養成教育期間中に入会の意義を説明し、職能団体への所属意識を講義等で高めていく必要がある。

就業と家庭の両立を阻むものに、社会的背景も関係していると考えられる。「配偶者控除」や「特別配偶者控除」である。常勤職員として就業したいが、実際には正規労働が困難のため、控除限度額年収103万円以内の労働にせざるをえない現実がある。そして、復職を希望しない者が育児を理由としてあげているのは、育児に専念したい気持ちが強いのか、保育園入園に至らないことがあると考える。働き方改革において、2019年10月より3歳児から5歳児まで保育料が無償化される。このような社会的背景の変化により、育児と就労の両立がしやすくなり、働き方は大きく変わると推察する。

今回の調査対象年齢は、30歳代前半であったが、今後は20歳代、40歳代も調査の対象として継続的に実態調査を行いたい。

まとめ

本研究により、現在は歯科衛生士として勤務していないが、条件が合えば就業したいと考えている者が多数いること、そして、復職する上で、勤務時間が最も大きな問題であることが判明した。

本調査対象の30～34歳は「出産・育児」

が生活の中心の世代である。

勤務時間、就業場所等就業条件が合致すれば、歯科衛生士の復職が促進される。それには職能団体に所属し、職場環境の改善とワークライフバランスのサポート体制が雇用主に整備されるよう、関連する職能団体に働きかける必要がある。

参考文献

- 1) 厚生労働省：平成29年版働く女性の実情、第1章 平成29年の働く女性の状況
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/17.html> 2019.1.9
- 2) 公益社団法人日本歯科衛生士会：歯科衛生士の人材確保、復職支援等に関する検討会報告書、2017、pp. 8、17、31、35.
- 3) 公益社団法人日本歯科衛生士会：歯科衛生士の勤務実態調査 報告書、2015、pp. 150.
- 4) 池田理恵、合場千佳子：歯科衛生士の就業状況と未就業歯科衛生士の復職支援に関する検討の研究、公益社団法人東京都歯科衛生士会学術誌、32：15-24、2016.

質問紙調査票

研究テーマ：歯科衛生科卒業生の就業者及び未就業者の実態調査

*次の質問の該当する番号に○をつけるか、必要に応じて記述してください。

あなたの年齢（ ）歳：H30年4月2日付の満年齢を記入

Q1 現在、「歯科衛生士」として、就業していますか。

- 1) 常勤でしている
- 2) 非常勤（週 時間労働）
- 3) していない

*上記1)、2)と答えた方へ

・就業地は、どこですか。

- 1) 岐阜県 2) 愛知県 3) 滋賀県 4) 静岡県 5) その他（ ）

・現住所はどこですか。

- 1) 岐阜県 2) 愛知県 3) 滋賀県 4) 静岡県 5) その他（ ）

Q2 **Q1で3)と答えた方**

Q2-1 現在、「歯科衛生士」ではなく、他の仕事をしていますか。

- 1) 他の仕事を常勤でしている
- 2) 非常勤で他の仕事をしています
- 3) していない

*上記1)、2)と答えた方へ：仕事の内容を教えてください。（任意）

- ・①事務系 ②医療系 ③福祉系 ④その他（ ）

Q2-2 「歯科衛生士」として、復職する気持ちはありますか。

1) はい、復職したい：復職の条件を選んでください。（複数回答可）

- ① 就業場所 ②勤務時間 ③院長の人柄 ④スタッフ人間関係 ⑤診療内容 ⑥給料
⑦ 福利厚生 ⑧ その他

2) 条件が合えばしたい：合う復職の条件を選んでください。（複数回答可）

- ① 就業場所 ②勤務時間 ③院長の人柄 ④スタッフ人間関係 ⑤診療内容 ⑥給料
⑦ 福利厚生 ⑧ その他

3) いいえ

理由：①育児で多忙 ②技術低下 ③歯科衛生士の仕事が合わない ④休暇がとりにくい

その他

*Q3～Q9については、全員にお聞きします。

Q3 歯科衛生士歴は何年ですか。

- 1) 11～12 年
- 2) 9～10 年
- 3) 7～8 年
- 4) 5～6 年
- 5) 4 年以下

Q4 これまで、「歯科衛生士」として勤務した就業場所の件数は、いくつですか。

- 1) 1 件
- 2) 2 件
- 3) 3 件
- 4) 4 件以上

・ Q4 の質問で、2 件以上と答えた方へ：離職した理由は何ですか。（複数回答可）

- | | |
|---------------|-------------|
| 1) 就業場所への通勤時間 | 5) 診療内容その他 |
| 2) 勤務時間 | 6) 給料 |
| 3) 院長の人柄 | 7) 福利厚生 |
| 4) スタッフ人間関係 | 8) 休暇がとりにくい |
| | その他 _____ |

Q5 現在、あなたは日本（県）歯科衛生士会の会員ですか。

- 1) はい、会員である
- 2) いいえ
- 3) 手続き中

Q6 あなたは、現在「歯科衛生士」以外に資格を持っていますか。

- 1) はい（介護支援専門員 介護福祉士 看護師 その他 _____）
- 2) いいえ

Q7 現在、お子さんはいますか。

- 1) 0 人
- 2) 1 人
- 3) 2 人
- 4) 3 人以上

Q8 お子さんのいる方：出産時、産休・育休制度は、利用しましたか。

- 1) 利用した
- 2) 利用しなかった
- 3) 制度を知らなかった
- 4) その他 _____

Q9 現在、配偶者はいますか。

- 1) いる
- 2) いない

図 1 質問紙調査票

一般病院で高齢者患者に実施されている身体拘束に対する 看護師の意識

Nurse's Perception of Physical Restraint on the Elderly Patients in General Hospital.

松 原 薫 松 波 美 紀¹⁾
Kaoru MATSUBARA Miki MATSUNAMI

1. はじめに

1998年に「抑制廃止福岡宣言」が発信され、1999年3月には介護保険施設などの「人員、設備及び運営に関する基準」が厚生省(当時)令により定められ、その中で「身体拘束禁止規定」が示された。2001年には、「身体拘束ゼロへの手引き：高齢者ケアに関わる全ての人に」が全国の地方公共団体や介護保険施設などに配布され普及が図られた。

一般病院の現状はどうであろうか。患者の人権擁護や人間の尊厳の尊重から、拘束はできる限り回避することが望ましいとされているが、拘束についての法的規制はなく、組織の判断に委ねられている。実際に拘束は、「緊急やむを得ない」と判断したものに限って、医師の指示に基づき患者又は家族の同意を得て実施されている。道又は「抑制に対する基本的なスタンスは、生命のリスクと代用手段がない場合に限って行うべきであり、決して継続的なものでないこと」¹⁾と述べている。つまり、実施した後も看護師は患者の状況が「緊急やむを得ない場合」に該当するか否かを常に観察し、再検討し、該当しなくなった場合には、拘束をただちに解除することが重要であるということである。

一方で、患者の生命に影響する危険行為を防止・回避するために、拘束を行わざるを得

ない場面も少なくない。実際に一般病院で働く看護師の84%以上が拘束の経験があり、その身体拘束を「やむを得ない処置」と考えるものは72.6%と高い割合を示している²⁾。実施理由としては、患者を危険から守るための判断に基づくものがほとんどであり、拘束は最良な方法ではないが生命維持が最優先である以上、危険を回避するためには必要であるという看護師の考えを報告している。しかしその反面、身体拘束を実施した約90%の看護職は“できればしたくない”という複雑な思いを抱いている³⁾。

近年では、多くの病院の看護師により、身体拘束廃止に向けての取り組みが報告されている。今回研究対象となるA病院でも、身体拘束を必要最小限にするように取り組んでいる。そのなかで、看護師が実施する拘束に対する意識の変化が現れてきた一方で、相変わらず「やむを得ない」として拘束を開始し、その後いつまでも継続されていることがあるのも現実である。一般病院での拘束が適切に実施されるためには、身体拘束の状況と、その拘束に対する看護師の意識を明らかにすることが必要であると言える。

そこで本研究では、一般病院で行われている入院高齢患者の身体拘束の実際を、病棟ラウンドで確認すること、その拘束に対する思

1) 岐阜大学医学部看護学科

いをインタビューで語ってもらい拘束に対する看護師の意識を明らかにすることを目的とし研究を実施した。

2. 研究方法

1) 研究対象

A 一般病院（199床）で拘束事例が多い2病棟（内科病棟60床、外科・整形外科病棟52床）に勤務する看護師で、研究に同意が得られた者である。

2) データ収集期間

2011年5月～11月

3) データ収集方法

（1）非参加観察法により、2病棟における身体拘束の実態の把握

5日間同じ時間帯（午前）に、病棟師長のラウンドに同行し、病棟で実施されている身体拘束の実態を観察した。

（2）身体拘束を受けていた患者の状況の把握（入院診療録の調査）

観察当日に行動制限を受けていた患者の入院診療録から、①「観察初日までの入院期間、拘束開始からの期間」 ②「入院目的」 ③「身体拘束を開始した時の理由」 ④「本人・家族への説明」 ⑤「同意書の有無」 ⑥「拘束の物品」 ⑦「拘束の時間帯」 ⑧「患者の状況と拘束に関する経過観察内容」 ⑨「カンファレンス内容」についての内容を確認した。これらの項目は、「身体拘束ゼロへの手引き」に身体拘束を行う場合に確認しなければならないとされている項目でもある。

（3）病棟看護師の拘束に対する意識の調査（質問紙調査）

研究者が非参加観察を実施した5日間に、「身体拘束をしていた」と思っている患者について、また実施していた（実施した）拘束について、質問紙調査を行った。調査内容は、①患者の年齢 ②身体拘束の物品 ③例外3原則への該当 ④身体拘束の理由 ⑤拘束以外の検討の実施 ⑥実施した拘束の必

要性 である。振り返ってみての拘束の必要性については自由記載による回答とした。

（4）身体拘束の経過と看護師の意識調査（半構成的面接法）

観察期間中に病棟で身体拘束を実施していた患者を担当することが多かった看護師に改めて文書で同意を得て実施した。面接は、プライバシーが保護される施設内の個室で行い、実施していた（実施した）拘束の経過やその時の思いについて、できるだけ自由に語ってもらった。看護師が拘束をどのように考え、どう行動したのかについては、研究者の観察事項等を基に、患者ごとにインタビューガイドを作成して臨んだ。面接の内容は、対象者の了解を得て記録、ICレコーダーに録音した。所要時間は45分程度であった。

4) 分析方法

看護師の年齢、経験年数については単純集計した。自由記載の内容は、意味を損なわない程度に要約し解釈してコード化した後に、得られたコードを意味内容の類似性に沿ってサブカテゴリー、カテゴリー化した。

インタビュー内容は、録音とメモを基に逐語録を作成した。「身体拘束に対する意識」を表す内容を抽出し、意味を損なわない程度に要約し解釈してコード化した。得られたコードを意味内容の類似性に沿ってサブカテゴリー、カテゴリー化した。分析に当たっては、指導教員及び質的研究経験者のスーパービジョンを受けながら、複数で協議し内容の一致率を高め、信頼性の確保に努めた。

5) 用語の定義

（1）身体拘束

本研究では、身体拘束を「患者の身体に直接用具を用いて、自由な動きや身体活動を制限すること」と定義する。

（2）高齢者

本研究で用いる「高齢者」とは、世界保健機構（WHO）の定義と同様に、65歳以上の人のこととする。

(3) 看護師の意識

「意識」とは、三省堂「大辞林 第2版」による「物事に気づくこと。思考・感覚・感情・意思などを含む広く精神的・心理的なものの総体。特に対象を認識する心の働き」とする。本研究においては、拘束の実態、看護師が実際にどのような拘束をしているか、その背景となる思考や感情のこととする。

6) 倫理的配慮

A病院病院長、看護部責任者に研究協力依頼文書を基に口頭で研究の趣旨を説明し、協力の是非について確認し、同意を得た。病棟責任者、病棟看護師には研究協力依頼文書を基に口頭で研究の趣旨を説明し、同意を得た。研究への参加は自由意思に基づくものであり、途中棄権の自由と不参加による不利益は生じないことを保証した。さらに質問紙は無記名とし、得られたデータは匿名とし研究のみに使用し、管理、処分は適切に行うことを説明した。入院診療録の閲覧については、看護師および患者または家族に研究協力依頼文書を基に研究の目的を口頭で説明し、得られた情報は研究の目的以外には使用せず、いつでも中止できること、中止することにより不利益が生じないことを説明し、同意書が得られた患者の入院診療録を閲覧した。本研究は研究の倫理的原則に則り岐阜大学大学院医学系研究倫理審査小委員会の審査を受け、承諾を得て実施した。

3. 結果

1) 観察期間中の身体拘束の実態

(1) 身体拘束を受けていた患者の概要(表1)

観察期間中拘束を受けていた患者は11名(男性7名、女性4名)であった。平均年齢は 84.0 ± 8.11 歳であった。患者全員に認知症の診断はなかったが、認知機能の低下と思われる言動が見られた。

観察初日までの拘束期間は、5日間3名、10日～20日間2名、1か月以上6名でその

内5名は50日以上であった。その間拘束が解除されたという記録はなかった。

本人家族への説明、同意については、全ての患者において入院時、拘束開始時に主治医から家族に説明され、家族から同意書を得ていた。

(2) 身体拘束に用いられた物品(表2)

観察初日に見られた拘束に用いられていた物品は、離床センサー、安全ベルト、4点柵、ミトン、上肢拘束帯、つなぎ服の6種類であった。

離床センサーは、歩行が安定しないままに動き回る患者2名に「転倒・転落防止」、安静が守れない患者2名に「生命の危険回避」という目的で用いられ、観察期間中解除されることはなかった。

安全ベルトは、車椅子乗車時の姿勢が悪く転倒の可能性のある患者や、不随時車椅子から立ち上がる患者、歩行が安定しないままに動き回る患者4名に「転倒・転落防止」という目的で用いられていたが、いずれも観察期間中に解除された。4点柵は、3名の患者に用いられていたが、いずれの患者も不安定な状況のままベッドから起き上がろうとするため「転倒・転落防止」という目的で用いられていた。そのうち2名の患者は観察期間中に解除された。

ミトンは、経鼻経管栄養カテーテル挿入中の患者2名、点滴ルート、膀胱留置カテーテル挿入中の患者1名に「ルート類の自己抜去の可能性はある」ということで用いられていた。観察期間中、一時的に解除されたり、その後再開されたりした。

上肢拘束帯は、経鼻栄養中1名、酸素吸入中、点滴、膀胱留置カテーテル挿入中の患者1名、術後ドレナージ中の患者1名に「ルート類の自己抜去の可能性はある」ということで用いられていた。観察期間中、一時的に解除されたり、その後再開されたりした。

つなぎ服は、点滴を繰り返し抜去する行為、

表1 身体拘束を受けている患者の概要（観察および診療記録から）

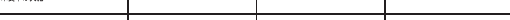
	年齢	性別	入院期間	拘束開始からの期間	入院目的とその後の経過	患者にみられる認知症様症状	拘束が開始されたときの理由	観察初日に見られた拘束物品	観察期間中の患者の状況と受けている拘束の実態
A	76	男	6日目	5日目	肺がん、膵臓がん 呼吸状態悪化で入院 (24時間点滴・各種モニター装着・酸素吸入)	有 ・何度説明しても理解できない。	＜生命の危険＞ 呼吸困難があるにもかかわらず、ふらつきながら歩行している。 ＜転倒・転落防止＞ ベッドから転落しそうになっている。 柵から体を乗り出すところを目撃。	離床センサー 4点柵(24時間) ＜安全ベルト開始＞	・ナースコールは使用しない。 ・安静の指示に従わずベッドから降り、ふらつきながら歩行している。それに伴いSP02の低下があるため、拘束を継続。 ・起き上がり「家に帰る」と言っている。 ・夜間に柵を外そうとしたり身体を乗り出すため4点柵解除。 ・車いす乗車時の転落防止のため、安全ベルトの使用を開始するが、翌日には車いす乗車時は見守りができるとして解除。
B	86	女	51日目	51日目	大腿骨転子骨折→手術リハビリ中	有 ・意思疎通ができない。 ・説明しても理解できない。	＜転倒・転落防止＞ リハビリが進み、自ら歩行しようとする。歩行も安定しない。	車椅子乗車時の安全ベルト	・車椅子乗車時、前傾姿勢で転落しそうになるため、安全ベルトを使用していた。 ・愛着する前傾姿勢をとると安全ベルト解除、声かけて姿勢を戻している。
C	85	女	3カ月以上	35日目	大腿骨頸部骨折→牽引リハビリ中	有 ・説明しても理解できない。 ・他の患者と会話ができる。	＜転倒・転落防止＞ 車いす乗車が可能になり、車椅子からの不用意な立ち上がりがある。	車椅子乗車時の安全ベルト	・リハビリが開始になり、患者は歩行できると思い、動くようになり、転倒する機会が多くなる。 ・ナースステーションで看護師が傍にいても拘束している。 ・車いすからの立ち上がり行動は安全ベルト解除。
D	89	女	3カ月以上	2カ月以上	大腿骨頸部骨折→手術リハビリ中	無 術後せん妄	＜点滴自己抜去防止＞ 入院時・及び術後の、判断。点滴終了で解除。 ＜転倒防止＞ リハビリが進み、自走して外に行ってしまう。 車椅子フットレストの上に立ち上がる。	夜間のみ離床センサー 車椅子乗車時の安全ベルト	・離床センサーの作動で訪室、ベッドから降りている。 ・ナースコールは使用しないので継続。 ・車いすから立ち上がったり、トイレ誘導時、前のめりになり転落しそうになる。 ・ナースステーションで看護師が傍にいても拘束している。 ・エレベーターで下の階へ行き発見される。 ・安全ベルトを解除。 ・車いすから立ち上がろうとするが、声かけて着席する。
E	95	女	2カ月以上	2カ月以上	インフルエンザ、肺炎 体力低下	有	＜転倒の可能性＞ トイレには自分で行きたいと、ナースコールせず歩行する。	離床センサー	・看護師に促されディルームまで歩行している。歩行は安定している。 ・食後はベッドで臥床している。 ・離床センサーは夜間のみとなった。
F	79	男	2カ月以上	56日目	経口摂取ができない →鼻腔経管栄養 褥瘡悪化	無	＜チューブ自己抜去の可能性＞ チューブをさわっている。 栄養注入中の自己抜去は危険。	ミトン(24時間)	・観察開始日より前から繰り返し自己抜去している。 ・栄養中の自己抜去はない。 ・たえずミトンで顔を触っている。 ・家族がいるときは解除する工夫をしている。 ・4日目ミトン全面的に解除したが夜間に自己抜去。 ・5日目昼間家族がいても自己抜去、栄養注入中のミトン再開。
G	89	男	3カ月以上	2カ月以上	下腿深部静脈血栓症 鼻腔経管栄養	有 ・説明しても理解できない。 ・家族と穏やかに話している。	＜チューブ自己抜去の可能性＞ チューブをさわっている。 認知症があり抜去の可能性がある。 ↓ ＜チューブ自己抜去＞ ミモンをしても自己抜去を繰り返す。	ミトン(家族不在時) 両上肢拘束帯	・ミモンをしても自己抜去を繰り返していたため解除。 ・家族がいるときと夜間は解除していた。 ・2日目解除。 ・3日目自己抜去のため再開するが、家族がいるときと夜間は解除している。ミモンのみで抜去されたあとは再開しているが翌日は解除している。 ・5日目栄養注入中、再開。
H	94	男	5日目	5日目	誤嚥性肺炎、チアノーゼ ・24時間点滴 ・酸素吸入	有 ・何度説明しても理解できない。	＜生命の危険＞ 酸素カニューレを外すとチアノーゼが出現。 ＜前回入院時も拘束が必要だった＞ 入退院を繰り返している。	両上肢拘束帯	・呼吸状態が悪化すると酸素吸入が開始になり、同時拘束を開始する。呼吸状態が改善し、酸素吸入が中止になると拘束も解除される。 ・酸素投与中でも寝ている時などカニューレの自己抜去がない時は解除している。
I	78	男	26日目	19日目	原閉 ・点滴 ・膀胱留置カテーテル	無 ・問いかけに返答できる。	＜自己抜去防止＞ ・点滴を繰り返し抜去。 ・膀胱留置カテーテルを引きちぎる。	ミトン つなぎ服 ＜4点柵開始＞	・車椅子乗車時と食事の間は解除されていた。 ・カンパフレンドで、つなぎ服だけでよいということになった。 ・観察当日から膀胱留置カテーテルを触ることはなかったが4日目に解除される。 ・2日目体幹の痺れ感を訴え発疹がある。 ・3日目ベッドサイドでリハビリをしている。 ・4日目柵につかまり起きようとするため、柵を4点柵に変更、起き上がりはない。
J	68	男	3カ月以上	5日目	術後安静(4日目) せん妄予防 ・ドレーナージ ・膀胱留置カテーテル ・各種モニター装着	無	＜自己抜去の可能性＞ ・術後の対応。 ・指示に従えない可能性。	両上肢拘束帯 ＜4点柵開始＞	・会話は可能であり患者自ら拘束の苦痛を訴える。 ・2日目解除を求める 昼間は解除。 ・3日目解除危険行動はない様やかに過ごしている。 ・3日目夜間のみ4点柵。 ・5日目4点柵解除。
K	85	男	13日目	13日目	肺炎治療 ・各種モニター装着 ・酸素吸入	有 ・ナースコールを押さない。	＜転倒転落の可能性＞ ・他施設から入院、サマリーに歩行時のふらつきがありと記載されていた。	離床センサー	・酸素吸入を中止するとチアノーゼが出現するが、酸素なしでふらつきながら歩行する。 ・ナースコールは使用しない。 ・離床センサーは継続。

・拘束に関するインフォームドコンセントは、入院時に主治医より実施され、家族からの同意書もある。

観察期間中に開始された拘束

観察中に解除された拘束

表2 観察期間中身体拘束に用いられた物品

患者	拘束物品 拘束時間	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	最終 拘束物品数
A氏	拘束物品		安全ベルト	解除			1
	時間帯		車いす乗車時				
	拘束物品	離床センサー					
	時間帯	24時間	"	"	"		
	拘束物品	4点褥				解除	
	時間帯	24時間	"	"	"		
B氏	拘束物品	安全ベルト	解除				0
	時間帯	車いす乗車時					
C氏	拘束物品	安全ベルト			解除		0
	時間帯	車いす乗車時	"	"			
D氏	拘束物品	安全ベルト				解除	1
	時間帯	車いす乗車時	"	"	"		
	拘束物品	離床センサー					
	時間帯	夜間のみ	"	"	"	"	
E氏	拘束物品	離床センサー					1
	時間帯	24時間	"	夜間のみ	"	"	
F氏	拘束物品	ミトン			解除	再開	1
	時間帯	24時間	家族がいるときは解除 求養中は実施	家族がいるときは求養中も解除		家族がいるときは求養中は実施	
G氏	拘束物品	ミトン				解除	1
	時間帯	家族がいるときは解除	"	"	"		
	拘束物品	両上肢拘束帯	解除	再開	解除	再開	
	時間帯	家族がいるとき、 夜間は解除	解除	家族がいるときは解除	解除	家族がいるときは求養中は実施	
H氏	拘束物品	両上肢拘束帯		再開 解除	再開		1
	時間帯	24時間	16時解除	3時再開 16時解除	20時30分再開	24時間	
I氏	拘束物品	ミトン	解除				1
	時間帯	食事、車いす乗車時 以外					
	拘束物品	つなぎ			解除		
	時間帯	24時間	"	"			
	拘束物品				4点褥		
	時間帯				夜間	"	
J氏	拘束物品	両上肢拘束帯		解除			0
	時間帯	24時間	夜間のみ				
	拘束物品			4点褥		解除	
	時間帯			夜間のみ	"		
K氏	拘束物品	離床センサー					1
	時間帯	24時間	"	"	"	"	

膀胱留置カテーテルを引きちぎるなどの行為が見られた患者に用いられていたが、解除された。

2) 病棟看護師の身体拘束に対する意識 (表3)

研究者が2つの病棟で、拘束の実態を観察した期間中に、その病棟の看護師は拘束の実態をどう受け止めているか質問紙による意識調査を行った。その結果、2つの病棟に勤務

する看護師40名のうち38名の看護師から回答(回収率95%)を得ることができた。38名の看護師の背景は、平均年齢は30.4±8.3歳(20歳代21名、30歳代12名、40歳代3名、50歳代2名)、看護師としての平均経験年数は5.2±5.8年であった。研究者が観察していた期間中に看護師が「拘束をしていた」と認識していた患者1名ずつ記名式であげてもらい、その拘束の実態を尋ねた。

表3 拘束開始時の看護師の意識(質問紙調査) n=38

患者	回答看護師数	拘束物品	拘束の理由	拘束以外の検討の実施	該当する例外3原則※		振り返ってみての拘束の必要性		
							必要だった	どうすれば拘束しないですんだか	必要でなかった
A	1	離床センサー 4点柵 安全ベルト	転倒転落防止	(検討した) 1名	非代替性	1名	0名	1名	0名
								・安全ベルトは、昼間、声かけで注意を促せば、解除できた	
B	11	安全ベルト	転倒転落防止	(検討した) 9名	一時性	7名	8名	2名	1名
					該当しない	2名		・頻回に訪室したり、目の届くところにいても らば解除できた	・転倒は困る
					分からない	2名			
C	3	安全ベルト	転倒転落防止	(検討した) 3名	一時性	1名	2名	1名	0名
					該当しない	2名		・排泄リズムに合わせたトイレ誘導ができればよかった	
D	2	離床センサー 安全ベルト	転倒転落防止	(検討した) 2名	該当しない	1名	1名	1名	0名
					分からない	1名		・見守りができるときは解除できた	
E	1	離床センサー	転倒転落防止	(検討した) 1名	非代替性	1名	1名	0名	0名
F	3	ミトン	生命の危険	(検討した) 3名	非代替性	1名	3名	0名	0名
					切迫性	1名			
					分からない	1名			
G	2	ミトン 上肢拘束帯	生命の危険	(検討した) 2名	一時性	1名	2名	0名	0名
					非代替性	1名			
H	7	上肢拘束帯	生命の危険	(検討した) 7名	一時性	1名	6名	1名	0名
					切迫性	4名		・呼吸状態が安定するまでは必要だったが、もう少し早い時期に解除の検討をすべきだった。	
					分からない	2名			
I	8	つなぎ ミトン 4点柵	治療継続が困難 転倒防止 自己抜去防止	(検討した) 8名	一時性	7名	8名	0名	0名
					非代替性	1名			

※身体拘束の手引きにおいて「例外3原則」は、一時性、非代替性、切迫性の3項目をすべてに該当するとき「やむを得ない拘束」としている。

(1) 拘束を受けていた患者の概要と拘束状況

「拘束していた」患者として9名の患者があげられた。

38名の看護師中36名の看護師は、拘束以外の方法を検討し何らかのケアの工夫をしていたと答えていた。しかし、患者Bに安全ベルトを用いていたという2名の看護師は、拘束以外の検討はしていなかったと回答してい

た。

(2) 拘束の必要性の有無について

看護師が拘束の必要性をどう認識しているかを把握するための、「拘束の例外3原則に患者の状況は該当していたか」の質問項目には、いずれの患者においても、「3原則すべてが該当した」と回答した看護師は1名もいなかった。複数の看護師が「拘束していた」としていた患者B、C、D、F、G、H、Iの

拘束の例外3原則の適応は、看護師により異なる認識を持っていた。個々の患者の拘束理由としては、患者I以外、複数の看護師が異なる理由をあげることはなかった。

調査時から振り返ってみて、「個々の患者に拘束は必要であったか否か」の質問項目には、患者Bへの拘束をあげた看護師1名が不要であったと記述していた。その理由としては、車椅子乗車時の患者に用いた安全ベルトは、立ち上がりたくなる患者の思いを考えていなかったと記述していた。患者A、B、C、Dの安全ベルト、患者Hの四肢拘束帯についても、ケアを工夫すれば解除できたのではないとする看護師が1～2名いた。その内容は声かけや見守り方の工夫、排泄パターンに合わせたトイレ誘導、早い時期の検討などであった。

3) 実施した身体拘束を振り返っての看護師の思い。(面接)

観察初日に拘束をされ、行動制限を受けていた患者は、観察期間中に次々と拘束から解除された。中には、再開された患者、新たに拘束を受けた患者もいたが、観察を始めるとともに病棟での拘束の実施状況には変化があった。そこで、看護師はどのような思いで拘束を実施していたのか、具体的な患者の状況にあわせて語ってもらった。観察を始める以前から拘束を実施していた患者については、拘束を開始した時期までさかのぼって思いを語ってもらった。

面接は、質問紙調査で拘束を実施していたとした患者9名それぞれに対し、観察期間の5日間に一番多く担当していた看護師1名を選び、計9名の病棟看護師を対象として面接を実施した。

9名の看護師の背景は、平均年齢は、33.9±7.6歳(20歳代3名、30歳代5名、50歳代1名)、看護師としての平均経験年数は10.9±6.7年であった。

面接終了後、メモと録音したテープを基に

逐語録を作成した。そこから「思い」が語られた内容を抜粋し、類似性に基づき分類した(表4)。

文中では中核カテゴリー【I】、カテゴリー【II】、サブカテゴリー<I>、コード「I」で示す。

【拘束を肯定した振り返り】には、『生命の危険から回避するために必要だった拘束』という1つのカテゴリーが抽出され、<患者の生命維持のために必要だったチューブ類の自己抜去防止>という1つのサブカテゴリーがあった。生命の危険に直面した際に拘束を開始した思いが確認された。

【拘束を疑問視した振り返り】の2つのカテゴリーは、拘束の開始時や継続中の判断に誤りがあったという思いから生まれていた。『患者の状況を十分把握しないままの拘束』というカテゴリーは、4つのサブカテゴリーに分類された。患者の不用意な行動を確認するだけで拘束に至っていたという<不用意な動き=危険行動という思い込み>、「転んでほしくないからと安易に付けていた」「状態が変化しても拘束の検討がされていない」など<危険行動につながらないためのケア不足>が拘束の継続につながっていた。また、「症状が改善し患者が動けば転倒するのではないか」「リハビリで歩行訓練が開始になり自分で歩行できると思い込み転倒するようになった」など<ADL拡大に伴う危険行動に対する不安>を感じていた。「高齢で認知症がありそう」「繰り返し説明しても理解が得られない」患者の状況や「認知症があると最初から拘束は必要とってしまう」という思いから、<意思疎通ができないという決めつけ>で拘束が実施されていた。

『医療者の拘束に対する認識不足による拘束』というカテゴリーは、4つのサブカテゴリーに分類された。<不適切な拘束物品の選択>をした拘束や、「転倒転落アセスメントシートで危険のある人は拘束することがマニュアルとなっている」など、<マニュアル

を重視した拘束>を実施していた。拘束の同意を得るための説明について、拘束の必要性だけを強調した説明をしていた、家族からは拒否されることはなかったと振り返った。一方では「リスクはありますが拘束しない方針で看護して行きます。と言っていいのではないか」という思いも持っており、<不十分な説明のまま開始した拘束>だったとの思いを感じていた。実施している拘束についてのカンファレンスについて、「ほとんどが拘束を継続するためのカンファレンスだった」「拘束しているから転倒しなかった、拘束は効果があるから拘束は継続する」「患者の思いでなく看護師の視点で見ていた」など、<拘束することを前提のカンファレンス>の存在を確認した。

【解除、解除の可能性を考えた振り返り】には2つのカテゴリーが抽出された。

『解除したいと悩みながら継続した拘束』は、4つのサブカテゴリーに分類された。「患者本人のことを考えると言いながら、結局業務を優先していた」「見守ることで拘束を解除したいが自分たちには時間がなかった」など<時間的制約>があるという思いがあった。「トイレでの排泄を望んでいることが分かっているけど、積極的にトイレ誘導ができなかった」「できればはずしたいけど、はずすためにはどうすればいいかわからなかった」など、<不十分なケアの工夫>という思いと、「目が届けば解除しても問題ないと思っていたが自分では解除できなかった」など、解除できるのではないかと考えているが、<不安が伴う個人的判断>という思いがあり拘束を継続していることが確認された。「昼夜のリズムをつけるためにドリルを実施した」「朝10時と昼3時にお茶タイムを実施していた」など生活のリズムを整えたり、「ふらついて歩行していたが目的は不明、車いすで病棟を回ったら落ち着いた」「ベッドサイドに立っていたのでトイレ誘導したらその後落ち着いた

た」など、患者の行動に注目した<ケアの工夫の中断>があると振り返っていた。

『解除できた拘束』のカテゴリーは、3つのサブカテゴリーに分類された。「師長から拘束は必要か問われ考えるきっかけとなった」「師長のひと声は解除の判断に迷っていたからなお一歩踏み出すきっかけとなった」と看護師の思いに影響していた。「入院時とは全く違い穏やかになったので解除してみようと思った」など「患者の状態の変化」が<解除するきっかけとなる出来事>となっていた。解除できた拘束は「まずしないための方法を考えるようになった」「他のメンバーも不要であると思っていたことがわかり解除するための検討ができた」「患者の視点でカンファレンスできた」など、<解除したいという思いがあるカンファレンス>が実施できていた。そして、「栄養中だけ拘束して、抜かれたら挿入することにした」「栄養中でなければ自己抜去しても患者には危険がないので解除してみる」「全員で見守れば解除することができる」など、<ケアの工夫の積み重ね>があった。このように<解除のきっかけとなる出来事>があり<解除したいという思いがあるカンファレンス>の開催、<ケアの工夫の積み重ね>をした結果、「栄養中の自己抜去を防ぐためには家族がいる時も拘束は必要だということになった」というように拘束の必要性を再確認している思いも確認できた。

4. 考察

1) 病棟での5日間の身体拘束の実態

(1) 拘束を実施している患者の状況

観察期間中に身体拘束を実施していた患者の半数に、「ベッドから転落しそうになる」「車いすから不用意に立ち上がる」「ふらつきながら歩行しようとする」など転倒・転落の危険があった。これらの患者は、症状改善に伴いADLが拡大し歩行しようとした。また半数は「栄養チューブ、酸素カニューレ、点

表4 実施した拘束について振り返っての思い

中核カテゴリ	カテゴリ(5)	サブカテゴリ(16)	コード(文章例)(154)
拘束を否定した振り返り	生命の危険から回避するために必要だった拘束 (9)	患者の生命維持のために必要だったチューブ類の自己抜去防止 (9)	栄養チューブの自己抜去で誤嚥の危険性があった。 酸素チューブを無意識にはずすためチアノーゼ、呼吸困難が出現した。 尿管で膀胱留置カテーテルは必要だったが引きちぎったため拘束を開始した。
拘束を疑問視した振り返り	患者の状況を十分把握しないままの拘束 (34)	不用意な動き＝危険行動という思い込み (6)	起き上がり＝転倒という思い込み。 何回かベッドから降りていてそのうち転倒、骨折するのではないかと考えた。 転倒の既往があった。 栄養チューブを触っていた。 ごそごそとして立ち上がろうとする。 膀胱留置カテーテル、GVをさわる。 転んでほしくないからと、安易につけていた。
		危険行動につながらないためのケア不足 (18)	状態が変化しても拘束が検討されていない。 なぜ触るのか、なぜ抜くのか考えず、抜去の防止だけしていた。 入退院を繰り返していても拘束が必要なので今回も必要だと思った。 センサーがなり妨害しても危険行動の制止だけしていた。
		ADL拡大に伴う危険行動に対する不安 (3)	リハビリで歩行訓練が開始になり自分で歩行できると思い込み、転倒するようになった。 起立できるようになったが、理学療法士からも自立歩行は危険だと言われていたが、患者は立って歩こうとした。
		意思疎通ができないという決めつけ (7)	症状が改善し患者が動けば転倒するのではないかと思う。 高齢で認知症がありそう。 会話が成立しない。 何がしたいのか聞いてもわからない。 繰り返し説明しても理解が得られない。 認知症があると最初から拘束が必要と思ってしまう。
	医療者の拘束に対する認識不足による拘束 (39)	不適切な拘束物品の選択 (9)	柵から体を乗り出して4点柵は危険だった。 ミトンでチューブの自己抜去を防止しようとした。 拘束方法は拘束帯でなくミトンでもよかったのではないかと思う。 4点柵を用いて起き上がり防止をしようとしていた。
		マニュアルを重視した拘束 (8)	転倒防止策があるからそれを使わなければいけないと思っていた。 転倒転落アセスメントシートで危険のある人は拘束することがマニュアルとなっている。 アセスメントシートで、リスクがあるとみんな同じように拘束を選択していた。 病院では転倒させてはいけないという思いが強い。 事故を起こすとインシデントレポートが付いてくる。
		不十分な説明のまま開始した拘束 (6)	転倒の可能性があるので拘束をしますと説明していた。 拘束は患者を守るために必要ですと説明していた。 医師や看護師の説明に拘束を拒否した人はいなかった。 「リスクはありますが拘束しない方針で看護していきます」と言っているのではないかと。
		拘束することを前提のカンファレンス (16)	ほとんども拘束を継続するためのカンファレンスだった。 患者の思いでなく看護師の視点で見ていた。 拘束しているから転倒しなかった、拘束は効果があるから拘束を継続するという内容のカンファレンス。 拘束の必要はあったが最適な方法を検討する必要があった。
解除、解除の可能性を考えた振り返り	解除したいと悩みながら継続した拘束 (40)	時間的制約 (6)	患者本人のことを考えると言いながら、結局業務を優先していた。 少しでも解除する時間を作ったが忙しくてできなかった。 見守ることで拘束を解除したいが自分たちには時間がなかった。
		不十分なケアの工夫 (17)	トイレ誘導はするが間隔が患者に応じたものではなかった。 できればはずしたいけど、はずすためにはどうすればいいかわからなかった。 夜はベッド、昼は寝ることなく車いすだった。疲れるだろうな、お尻が痛いだろうという思いはあったが工夫できなかった。 トイレでの排泄を望んでいることが分かっても、積極的トイレ誘導ができなかった。 拘束に関するカンファレンスは増えているがその内容が計画に反映されなかった。
		不安に伴う個人的判断 (9)	目が届けば解除しても問題ないと思っていたが自分では解除できなかった。 意思疎通が図れてきたときには解除できると思っていた。 解除できることもあったがそのままにしておく自信がなかった。
		ケアの工夫の中断 (8)	昼夜のリズムをつけるためにドリルを実施した。 朝10時と昼3時にお茶タイムを実施していた。 午後には昼寝の時間をつくった。 ふらついて歩行していたが目的は不明、車いすで病棟を回ったら落ち着いた。 ベッドサイドに立っていたのでトイレ誘導したらその後落ち着いた。 午前中は傾眠傾向だったので活動は午後からとして生活リズムを整えた。
	解除できた拘束 (32)	解除するきっかけとなる出来事 (13)	師長から「拘束は必要か」問われ、考えるきっかけとなった。 師長の助言は拘束解除への自信になった。 師長のひと声は解除の判断に迷っていたから、なお一歩踏み出すきっかけとなった。 今回の研究があり、安易な拘束はなくそう、拘束前に何かほかにないかという言葉が出るようになった。 入院時とはまったく違い穏やかになったので解除してみようと思った。 不用意な行動が少なくなった。 患者の状態が変化した。
		解除したいという思いがあるカンファレンス (12)	まず、しいたけの方法を考えるようになった。 他のメンバーも拘束は不要であると思っていたことがわかり解除する検討ができた。 なぜ立ち上がるのか、本当に意思疎通が図れないのか、理解できないのか考えるようになった。
			拘束している患者の視点でのカンファレンスができた。 栄養中だけ拘束して、抜かれたら挿入することにした。 栄養中でなければ自己抜去しても患者には危険がないので解除してみる。
		ケアの工夫の積み重ね (7)	全員で見守れば解除することができる。 家族がいる時に解除して自己抜去した、栄養中の自己抜去を防ぐためには家族がいる時も拘束は必要だということになった。

滴ルートなどルート類の自己抜去」などで治療が継続できない、生命に危険を及ぼす可能性のある状況であった。そして、全員にこれらの危険について繰り返し説明しても理解を得られない、ナースコールを認識できないなど、認知機能の低下があるという理由で拘束を実施していた。拘束される患者には高年齢、認知症がある、点滴・経管栄養などの治療器具を使用している、などの特徴がある⁴⁾と言われる同様の状況であった。

(2) 拘束の実態

①身体拘束に用いられた物品

ベッドからの転落防止のために4点柵、車いすからの転落防止のために安全ベルトを使用していた。しかし4点柵を使用した患者は、ADLが拡大しベッド上で立ちあがったり、柵を乗り越えようとしたため4点柵を解除していた。患者の状況から見ると、4点柵、安全ベルトの使用は不適切であった。栄養チューブ自己抜去防止のためにミトンを使用した患者は、ミトンを装着した手でチューブを触り、ミトンのまま栄養チューブの自己抜去を繰り返した。この時の状況について看護師は、「できるだけ拘束感の少ない方法を選択しミトンを使用したか、何度も自己抜去され困っていた」と述べている。確実に自己抜去を予防するためにはミトンの選択は不適切であった。栄養注入中に自己抜去が起これば、生命の危険に直結するため、確実な拘束が必要である。

このように選択した拘束物品により危険が増したり、危険防止の効果が無いにも関わらずそれを選択し、継続して使用している状況があった。これは拘束に関する知識の不足が示唆される。

2) 身体拘束に対する看護師の意識

看護師によって患者との関わりの時間も違い、その時の患者の状況も異なっていた。したがって、拘束を実施した時間、拘束の必要性を感じているところ、拘束をしている最中

の思いにも違いがあった。

拘束以外の検討をしていないと回答した看護師が2名いた。また拘束の必要性について、「例外3原則」の要件である「切迫性」「非代替性」「一時性」の「全てが該当した」と回答した看護師は1名もいなかったが、拘束は必要だったと回答していた。これらの結果から看護師は、身体拘束禁止規定や例外3原則の内容について十分理解していないことが推察される。

質問紙調査では、ほとんどの看護師が拘束は必要だったと回答した。しかし、インタビューで拘束場面を詳細に聞いていくと、実際には必要な拘束であるか検討し、拘束を回避するための工夫をしていたことを述べていた。このように質問紙では、拘束は必要であった、拘束以外の検討はしていないと回答しながらも、実際は解除するための工夫が行われている。自分が行っていることが、拘束を解除することにつながると意識されておらず、拘束に対する意識が不十分であると言える。

3) 実施した身体拘束を振り返っての思い

「拘束実施には看護師がその患者をどう捉えているか、ということに大きく関係する。看護師が患者をどう捉えるかは、客観的な患者の状況ではなく、主観的なものであることが多い」⁴⁾。今回の拘束の実態を見ると、解除できたものとできなかったものがあった。

(1) 解除できた拘束

観察期間中に実施されていた拘束17のうち10の拘束が完全に解除された。解除された拘束には2カ月以上継続されていたものもあった。これらが解除に至るには、簡単に解除できたものと看護師が悩んだ末に解除できたものがあった。いずれも、看護師には「拘束を解除したい」「解除できるのではないか」という思いがあった。

簡単に解除できたものには、解除のきっかけとなる2つの出来事が存在していた。

① 管理者から解除に向けての助言

看護管理者の「この拘束は必要？」という言葉が、「解除の判断に迷っていたから一歩踏み出すきっかけになった」と言っているように、管理者の言葉が看護師に再度考えるきっかけや、解除することの自信を生むきっかけとなり解除するための行動へとつながっていた。解除に向けての思いができてくると、「入院時にくらべ穏やかになった」「車いすからの立ち上がりがなくなった」など患者の状態も良い変化に注目できるように視点が変化し、解除につながっていった。鈴木は、拘束開始の基準と共に解除の基準を明らかにする必要性を述べている⁵⁾。今回の研究でも、患者の状況が拘束を開始した時から変化しても、拘束の方法は変わらないままの事例や、入院時にとった同意書に安心し、患者が不安定になると即拘束をしたり、緊急やむを得ない状況を脱しても拘束が継続されている事例があった。したがって、解除の基準も必要と考えるが、それ以上に看護師自身が拘束をなくそうという意識を持ち合わせていることが重要である。また、管理者の拘束を解除しようという働きかけは重要であり、看護師への影響が大きいことが確認された。

② 解除につながったカンファレンス

観察期間中に病棟で開催された拘束に関するカンファレンスは、2種類あり一つは拘束の必要性を再確認しているだけのカンファレンス、もう一つは拘束の解除を意識して患者の状態から拘束を見直そうとしているカンファレンスであった。

今回の観察期間中に患者には大きな変化があったわけではない。解除につながったカンファレンスでは、参加した看護師が、実施している拘束を何とか解除できないかと考え方を変えたにすぎない。「ごそごそしている、立ち上がろうとする、説明しても理解できない」という患者の言動を捉え、「なぜ立ち上がろうとするのか、本当に意思疎通が図れな

いのか、患者は理解していないのか」と患者の行動や思いを考えるようになっていた。これは看護師の視点から患者の視点で、拘束を検討するようになった意識の変化であり、視点の変化から拘束を解除するという行動につながっていた。泉が「看護師は専門職として医療者側の視点から一方的に事故対策やケアを提供することがある」⁶⁾と述べているのと同様の状況であったことが推察される。また、解除につながったカンファレンスは、「チーム全体で統一したケアをする必要性」や「解除するためには全員で検討し取り組むことの重要性」も確認され、チームとして実行につながった。

(2) 解除できなかった拘束

① 看護師は「解除したいと悩みながら」も継続した拘束

i) 個々の看護師の自信のなさや知識不足が影響した拘束

看護師がインタビューで語った、拘束をしない工夫は、全て患者の行動に注目し、患者自身の思いを推測したケアであった。しかし、その方法が継続されることはなかった。理由としては、個々の考えや看護に対する自信のなさが影響しており、自信を生むための知識も不足していたと考える。

ii) 解除につながらなかったカンファレンス

拘束を継続している時のカンファレンスは、「拘束を実施しているから事故が起こっていない、だから拘束は継続する」と拘束を肯定して開催されていた。したがって、拘束は解除できなかった。しかし「個人としては“解除してもいいのではないか”という思いがあった」と述べていた。「自分の考えが正しいのか自信がなかった」「カンファレンスで拘束は必要と意見が出たので自分から解除してもいいと言えなかった」と振り返っていた。服部は「学びに必要なことは、メンバー間で客観的に議論できること、お互いの意見の差異を恐れずに討論し、お互いの差異のす

りあわせができることが絶対条件である」⁷⁾と述べている。

iii) 業務が優先されてしまい実施された拘束「見守ることで拘束を解除したいが自分達には時間がない」「少しでも解除する時間を作りたかったが忙しくてできなかった」など、いわゆるジレンマを抱えていた。

② 振り返ってみて、改めて疑問視された拘束

i) 「患者の状況を十分把握しないままの拘束だった」と振り返った拘束

今回拘束を実施されていた全ての患者に認知機能の低下がみられた。野澤は看護師がケアをすすめる段階で抱く危険性について、患者の「理解力の低下」が根底にある⁸⁾と述べている。今回の結果で「患者の状況を十分把握していなかった」思いには、「会話が成立しない」「ナースコールの認知ができない」など患者の理解力が関連しており、患者の状況を十分把握することなく拘束を選択していたと考える。また看護師の思いの中に、高齢者であることだけでも「認知症がありそう」という偏見があり「患者の行動の目的や、思いを考えることなく行動の制止ばかりしていた」のではないと思われる。

ii) 医療者の拘束に対する認識不足があった拘束

a. 不適切な拘束物品の選択

拘束に使用した物品の選択は正しくなかったと振り返っては気づけているが、実施している際は疑問すら感ず、立ち上がる人には4点柵、チューブを自己抜去しそうな人にはミトンと決めつけた使用をしている。使用物品の有効性や安全性意識した使用をしなければならないが、そういった配慮ができていなかった。

b. マニュアルの重視

入院時転倒・転落アセスメントシートを用い危険の有無を評価し、「転倒・転落防止マニュアル」に基づき予防策を実施している。

転倒・転落防止につながる拘束はこのマニュアルの存在が大きく関係していると考える。看護師はマニュアル通りに実施しないで事故が起こっては、看護師の責任であるという意識が強い。「基準を明確化することで不必要な拘束を回避でき拘束数が減少した」⁹⁾と報告されている一方、「基準に基づく拘束であっても、多種多様な患者の状態ではマニュアルに即さないこともある」¹⁰⁾とされている。本来マニュアルは、拘束を実施する看護師の戸惑いやジレンマをなくし、不必要な拘束をなくすために作成されている。細村は「拘束ガイドラインを作成したことで看護師は、事故防止と統一した拘束方法を意識するようになった一方で、拘束が肯定的に捉えられるようになった」¹¹⁾と述べており、看護師の判断の問題やマンネリ化を招くような、マニュアルによる不必要な拘束が実施されることは避けなければならない。

c. 不十分な説明のまま開始した拘束

高齢者が入院すると同時に、治療を妨害するような行動が生じたとき拘束が行われる可能性を説明する。説明は拘束を全面的に肯定した内容に偏る。患者・家族から「拘束をしないでくれ」という要求ができにくいままに終わってしまうことも多々ある。同意書がとれれば、拘束が許可されたような誤解まで起きてくる。このような状況では、拘束以外のケアの検討も十分行われなくなる可能性もある。

d. 身体拘束適応「例外3原則」に対する誤った看護師の認識

拘束は、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件（例外3原則）を満たしている場合に限られている。3要件すべてが満たされない限り「やむを得ない拘束」ではなくなる。意識調査で、いずれの患者においても、「3原則すべてに該当したので拘束した」と回答した看護師は1名もいなかった。また、分からないと回答した看護師が6名いた。逆に、

例外3原則には該当しないとしながら拘束を実施していたことも分かった。このような結果は、吉川の報告と同じであり、「緊急やむを得ない」という判断を例外3原則によって担保するという形式が必ずしも守られていない¹²⁾ことが示唆される。今回の調査から、身体拘束の禁止規定や例外3原則の要件を満たしていないと認識しながらも身体拘束を実施している看護師の存在や、現場に例外3原則が浸透しておらずその内容が理解されていないという現状が確認された。これは身体拘束について現任教育の必要性を示唆するものと考えられる。

以上の拘束の状況と看護師の意識調査の結果をみると、いずれも拘束に関する知識が十分でないことがわかる。拘束をする、しないは医療者の「知識」にかかっている、「看護師の知識や技術の不足、組織としての影響因子で左右されてはならない」¹³⁾。拘束の継続が＜医療者の拘束に対する認識不足＞であったという思いは、看護師の知識が拘束の実施に大きく関わっていることを認識していることを示唆している。

③必要な身体拘束と看護師が判断した拘束

病棟看護師は実施した身体拘束を振り返り、身体拘束は必要だったと肯定した拘束は、栄養チューブ自己抜去防止のための拘束と離床センサーの設置であった。その拘束を振り返ってみると、不用意な行動で危険があると認識した行動も、看護師の思い込みや不安によるものであり、患者の状況を十分把握すれば拘束を開始するには至らなかったと思っていた。しかし「栄養中の自己抜去による誤嚥を防止するため」の拘束は、代替案がなく、生命の危険という「切迫性」があり拘束は必要であったと判断した。冷静にその状況を振り返った時「生命の危険がある」と思っていた多くの拘束が「不要」であったと認識した。そして、看護師が「必要な拘束」であると判断する状況は「例外3原則」に該当している

ことであると確認することができた。

5. 結論

本研究では、高齢患者に実施されている身体拘束の状況と看護師の意識について、次のことが明らかになった。

1) 身体拘束を実施されている患者は、「生命に危険を及ぼす可能性がある」「転倒・転落の危険がある」状況であった。その状況が単独の理由で拘束が開始されたのではなく、患者と看護師の意思疎通が困難であるという状況が背景にあった。

2) 実施した拘束を振り返っての看護師の思いは5つのカテゴリーに分かれ、『生命の危険から回避するために必要な拘束』『患者の状況を十分把握しないままの拘束』『医療者の拘束に対する認識不足による拘束』『解除したいと思いながら継続した拘束』『解除できた拘束』であった。

3) 『解除できた拘束』には＜解除するきっかけとなった出来事＞＜解除したいという思いで開催したカンファレンス＞＜ケアの工夫の積み重ね＞があった。

4) 観察期間中に解除できなかった拘束は、栄養チューブ自己抜去防止のための拘束と転倒・転落防止のための離床センサー設置であった。しかしこれらの拘束全てが解除できない拘束ではないことが確認された。そしてやむを得ない拘束は、栄養注入中の栄養チューブ自己抜去防止のための拘束だけであり、身体拘束の例外3原則に該当している拘束であった。

5) 身体拘束の開始・解除は、個々の看護師の拘束をなくしたいという「思い」と拘束に対する「知識」の有無が影響していた。また、管理者の一声で、看護師は「自信」を持って解除することができるようになる。

6. 研究の限界と課題

今回の研究は一病院の看護師に限られてお

り、面接対象者も9名であることから、結果をそのまま一般化することには問題がある。今後、一般病院での身体拘束を減らしていくことを目指すためには、看護師の思いのみならず、身体拘束を受けている患者やその家族の思いにも注目し、拘束をされる立場からの検討が必要である。また、病院の機能分化が進んでいる現在、一般病院だけではなくそれぞれの病院の役割の中で身体拘束について検討し、量的および質的調査を重ねていくことが今後の課題である。

本研究は修士論文の一部を加筆・修正したものである。

文献

- 1) 道又基裕：ICU病棟における抑制・抑制基準の必要性、看護管理、9（10）、795-763、1999.
- 2) 佐藤美幸，堤雅恵，中村仁志，他：身体拘束に対する看護者の意識と経験、山口県立大学看護学部紀要、7、127-131、2003.
- 3) 星野典子，中尾久子：高齢者の抑制廃止の取り組みに関する研究—既に取り組んでいる施設の調査を通して—、山口県立大学看護学部紀要、69-74、2004.
- 4) 阿部俊子：海外の文献に見る抑制をしない方法、看護、49（6）、97-199、1997.
- 5) 鈴木典子，大滝久美子，磯部佳代，他：当病棟看護師への患者身体拘束（抑制）に関する意識調査—抑制基準作成へ向けての取り組み—、厚生連医誌、15（1）、36-39、2006.
- 6) 泉キヨ子：患者の立場に立った予防ケアとしての転倒・転落防止対策、看護、56（13）、40-42、2004.
- 7) 服部満生子：病院における学びあう場づくりのすすめ、看護、63（14）、6-12、2011.
- 8) 野澤六朗，織田幸子，莊司まき，他：転倒危険に対する直感の言語化—看護師へのインタビュー分析—、老年看護、第34回、30-32、2003.
- 9) 渋谷恵，小林久代：抑制マニュアルの効用、看護管理、35、327-329、2004.
- 10) 濱田深智，水谷みち代，喜多村邦子，他：身体拘束に対する看護師の意識の変化—身体拘束判断マニュアルを作成して—、成人看護I、34、24-26、2003.
- 11) 細村恵子：抑制ガイドラインの作成—倫理的意思決定に基づく看護実践—、看護総合、37、354-356、2006.
- 12) 吉川悠貴，加藤伸司，阿部哲也，他：本邦の介護保険施設における身体拘束の実施状況—身体拘束の内容と実施における要件に関する結果を中心に—、老年社会科学、29（3）、412-421、2007.
- 13) 阿部俊子：抑制をする／しないは医療者の「知識」にかかっている、エキスパートナース、17（12）、30-38、2001.

ファシリテーション・グラフィックが母性看護学実習の カンファレンスへ与える効果

An effect of the graphics method on the student's meeting about
maternal nursing practice

谷 純 子¹⁾

Junko TANI

戸 村 佳 美²⁾

Yoshimi TOMURA

田 辺 圭 子¹⁾

Keiko TANABE

I 緒言

看護教育においてカンファレンスは、学生が自らの行動を振り返り、看護の対象の理解や必要な看護について考えを深めるという教育方法である。また、臨地実習では学生が不安や悩みを表出し、互いに共感し合うなどのグループ作りの場としても活用されている。川島らは、臨床実習での学生カンファレンスの目的を、知識と実際を統合する訓練、情報共有、技術習得、価値観の広がり、医療チームの一員として情報提供、自己理解やカタルシスの場にすることと述べている¹⁾。しかし溝口らは、カンファレンスは学生にとって、苦痛あるいは負担と感じられ、意味のある体験、充実感のある体験として経験されることは数少ないと報告している²⁾。これらの点から、学生自身はカンファレンスの目的を、意見交換を通して実践の中で問題を解決し、課題を明らかにすることにより学びを深めることであると捉えられていないようである。また荒川らは、学生が実習中にカンファレンスをストレスと感じた理由にはカンファレンス中の緊張があると述べている³⁾。実際に学生は「カンファレンスがなければ実習も楽しい」「カンファレンスがあると思うと苦痛」「自分が発言しているうちに、自分でも何を言っ

ているのかわからなくなる」という否定的な発言をしている。学生がイメージするカンファレンスとは、自分の出来ていないことを指摘される場と捉えているようである。これでは本来の学生カンファレンスの目的を到達しているとは考えにくい。文部科学省が2015年の看護系大学の教員を対象として行った調査結果によると、大学で強化が必要なものとして「アサーティブなコミュニケーション力の育成」「根拠に基づいて実践を変えていくための文献活用力の育成」が挙げられている⁴⁾。現在の学生には未熟なコミュニケーション能力や未定着な論理的思考がみられ、学生主体のカンファレンス運営の困難さを感じるところである。

教員は常に、学生にとってより有用な学びが得られるように効果的なカンファレンスを行うことを目指している。しかし、実際には実習内容による時間のばらつきや場所の制約もあり、目指しているものほど充実感のあるものにならないことも多い。臨地実習の現状について前述の文科省の調査結果では、看護系大学の母性看護学実習の1グループあたりの学生数の平均は8名であり、母性看護学実習における実習施設数は4施設であると報告している⁵⁾。今回、研究対象であるA短期

1) 一宮研伸大学看護学部看護学科

2) 大垣女子短期大学看護学科

大学の母性看護学実習の状況においても1グループの人数は7～8名であり、実習施設は6施設であり、調査結果に近い状況である。このような実習状況から、母性看護学実習は1グループの学生数が多く、施設も複数のため、教員が学生の特徴を考慮し、ファシリテーターとしての役割を担う関りが困難である。カンファレンスをより効果的なものとすることは学生の学びの大きさに繋がる。和泉は、「学生の特徴を考慮し、教員がファシリテーターとしての役割を担うなどの関わりが必要であり、そのために教員のファシリテーター力の向上が求められる」と述べている⁶⁾。

ファシリテーション・グラフィック（以下、グラフィック）とは、議論の内容を、ホワイトボードや模造紙などに文字や図形を使って分かりやすく表現し、「議論を描く」ことである。堀らは、グラフィックの利点を、①プロセスの共有（議論のポイントを分かりやすくする、ポイントに意識を集中させる、共通の記録として残す）、②参加の促進（発言を定着させて安心感を与える、発言を発言者から切り離す、議論に広がりを与える）と述べている⁷⁾。通常のカンファレンスでは、司会者と書記があらかじめ決められており、書記は文字にて記録を残す役割を担っている。それらはほとんどの場合、手用の用紙に記載をしていく方法をとっている。そのため、その他のメンバーは話が進むにつれて、どのような意見が出て、どのような流れで話が進んだのかわからなくなることがある。

そこで、今回カンファレンスにグラフィックの方法を取り入れることで、カンファレンスに対して話し合いの促進と学生の参加意欲を引き出せ得ると考え、実践したのでここに報告する。

Ⅱ 研究目的

本研究は、カンファレンスにファシリテーション・グラフィックを用いる効果を明らかにし、その影響要因を考察することを目的とした。

Ⅲ 研究方法

- 1 研究デザイン：質的記述的研究
- 2 研究対象：A 短期大学の看護学科3年生66名
- 3 研究期間：平成28年5月1日～平成29年3月31日
- 4 方法

母性看護学実習の最終日の学内実習日にファシリテーション・グラフィックを導入したカンファレンスを行った。本研究では、事前にファシリテーションの話の内容を描く担当者（以下、グラフィック担当者）1名を選出した。グラフィック担当者は直径1mの円形のクラフト用紙と10色のカラーマジックを使用して話し合いの内容を描いた。1グループ4～6人でグループを編成した。このグループは、複数の実習グループのメンバーをシャッフルし、実習グループとは異なるグループメンバーとなるように教員が編成した。メンバーは円形になって座り、全員の膝の上に用紙を置き、担当者がメンバーの発言を聴いて自由に色彩を使い、言葉を描き入れた（図1）。進め方は、始めにオリエンテーションを行い、①「産科の病棟実習を通して感じた事、重要だと思った事」（15分）、②「保健センター実習を通して感じた事、重要だと思った事」（15分）、③「母性看護に大切なもの」（25分）④一言ずつ感想を伝え合い、振り返りをする（5分）とした。他者の意見を否定しないなどの言葉の約束事を提示した。教員はタイムキーパーを行いながらグループ全体を見守った。

カンファレンス終了後に、実施についての質問紙を協力の意思がある参加者のみ回答ができるようにした。質問内容は、「ファシリテーションは以前から知っていたか」の他、「ファシリテーターの役割」「グラフィッカー

の役割」、「円形のクラフト用紙の使用」、「机を用いない配置」、「時間配分」、「参加して感じたこと」の7項目について、5件法を用いて作成した。また、自由記載欄を設けた。

5 分析

グラフィックと実施後の学生の感想の2つから分析をした。

描かれたグラフィックよりキーワードを分析し、母性看護学実習の実習評価項目を参考に学生の実習を通しての学びを分析した。この母性看護学実習の実習評価項目はA短期大学が独自に作成したものである。本研究のカンファレンスの評価対象に含まれる項目は33項目である。この33項目を参考に学生の実習到達程度を考察した。(表1)



図1 実際のカンファレンスの様子

表1 A短期大学の母性看護学実習評価表(一部抜粋)

到達目標	評価項目
Ⅰ 妊産婦および胎児、新生児の母性看護の課題が理解できる	妊娠・分娩に伴う生理的変化および心理・社会的変化を説明する
	胎児の健康状態や成長・発育状態を説明する
	妊婦・産婦および産婦を系統的・継続的に観察する
	妊婦・産婦および産婦を系統的・継続的に情報収集する
Ⅱ 地域における母性看護が果たす役割を考えられる	観察した妊婦・産婦および産婦の状態が正常であるか既存の枠組みを使ってアセスメントする
	実施した看護の目標達成状況を評価する
	保健センターの実習から母性看護活動が地域に果たす役割を学ぶ
	地域母子保健システムと社会資源を理解する
Ⅲ 母性看護特有の看護技術援助が実施できる	妊婦・産婦・産婦に対して基本的ニーズの充足を援助する
	一般原則や規範に基づいて保健指導を一部実施および見学する
	妊婦・産婦および産婦とその家族を観察する
	実施した看護や妊産婦および新生児やその家族の反応について、必要なことを指導者等に報告する
Ⅳ 看護専門職業人としての役割を養うことができる	自己の健康管理に努め、心身共に健康な状態を保持する
	看護者としての守秘義務を遵守し、対象の尊厳と権利を尊重する

学生の感想については、感想に用いられていた単語の関連性と感想内容の2つの視点から分析した。単語の関連性についてはTTM(Tiny TextMiner)を使用してテキストマイニングを行い、単語の抽出を行った。得られたデータを多変量解析するソフトウェア

(HAD16)を使用して単語の共頻度(一つの感想と共に使われている頻度)を基に従来のカンファレンスとの違いについて考察した。

その際、ポジティブな感情に関する語については、菅原らの日本人大学生を対象にした研究⁸⁾において、感情語216語のうちポジティブ感情語であるとされた175語とした。ネガティブ感情に関する語については、同研究結果から45語とした。各語句が「一つの感想に共に使われている頻度(共頻度)」を基に分析した。

Ⅳ 倫理的配慮

本研究は、A短期大学倫理審査委員会の承認(承認番号28-1)を受けて実施した。母性看護学実習の実習オリエンテーション時と実習最終日の学内実習開始時の2回、口頭と文書にて研究の目的、研究内容、研究方法、調査協力に対する個人の自由意思の尊重、プライバシーの保護、カンファレンスにて描かれたグラフィックと質問紙は成績判定後にデータの分析をするため実習評価には影響しないこと、質問紙については不参加による不利益をもたらないことを保証した。

グラフィックにはグループ名、メンバーの氏名や学籍番号、日付などは一切記載しないことを伝え、描いた学生が特定できないように配慮した。質問紙は自記式無記名であり、カンファレンス終了後、教員が退室した後に対象者が自由意思の下に質問紙を取りに行くことができるように室内に設置した。室内に設置した回収箱への投函をもって同意を得られたものとした。

Ⅴ 結果

1 グラフィックに描かれた内容

グラフィックには母性看護学実習の実習評価項目に関連する学びと、評価項目以外の学びが描かれていた。実習評価項目に関する内容は124のコードから、31のサブカテゴリー、

4 カテゴリーが抽出された。サブカテゴリーは33ある実習評価目標の中の12項目に該当しており、カテゴリーの内容は【母性看護の実際】【地域における母性看護】【母性看護特有の看護技術援助】【看護専門職業人としての役割】となった。(表2)

評価項目以外の母性看護に関する内容のものは16のコードから、6のサブカテゴリー、【さまざまな命の形】【母性愛】の2 カテゴリーを抽出した。(表3)

表2 実習評価項目に関連するカテゴリーとサブカテゴリー (一部抜粋)

カテゴリー	サブカテゴリー
I 母性看護の実際	喜びと不安の両側面を持つ母親の心理
	個別性のある児の発育
	系統的な観察の重要性
	母子を取り巻く社会や環境の理解
	退院後の生活を予測した支援の必要性
	母親の意見、考えを尊重する関わり方
	母子の関わりを深める支援
II 地域における母性看護	正しい知識の必要
	ママ友作りの場
	退院後の支援の継続性
	専門職によるサポートの必要性
	他職種との連携
III 母性看護特有の看護技術援助	生活している地域での支援
	母性の保健指導の特徴
	セルフケア能力の向上に必要なこと
	看護師が幅広い知識を持つ必要性
	家族の受け入れ態勢の把握
IV 看護専門職業人としての役割	医療者間の連携の大切さ
	看護師に求められる姿勢
	信頼関係の必要性
	母性看護におけるコミュニケーション技術の特徴

表3 実習評価項目以外の母性看護に関するカテゴリーとサブカテゴリー

カテゴリー	サブカテゴリー
V さまざまな命の形	多くの人に支えられて生まれてくる一つの命
	望まない妊娠の存在
	さまざまな命の形
	命の尊さ
VI 母性愛	抽象的な母性のイメージ
	児との関わりで感じたもの

1) 【母性看護の実際】

＜喜びと不安の両側面を持つ母親の心理＞＜母子の取り巻く社会や環境の理解＞といった妊娠・分娩に伴う生理的变化や心理社会的変化についてのサブカテゴリーや、＜ウェルネスの看護の視点＞＜一人ひとりの母子の

ニーズに合わせた個別性のある援助の必要性＞＜母親が育児に自信を持ち前向きに取り組めるような支援＞＜母親の意見、考えを尊重する関わり方＞＜セルフケア能力の獲得を重視＞＜母子の関わりを深める支援＞の、母性看護特有の看護についてなど15のサブカテゴリーで構成された。

実際に実習で産婦・褥婦への看護を展開していく中で、個別性はもとより母性看護の特性でもある「看護対象の持っている強みを生かして今の状態よりもさらに高いレベルの機能を獲得する援助」の必要性について考える機会が多かったことが明らかになった。

2) 【地域における母性看護】

＜ママ友作りの場＞＜退院後の支援の継続性＞＜専門職によるサポートの必要性＞＜他職種との連携＞＜生活している地域での支援＞の5つのサブカテゴリーで構成された。

保健センターでの実習より、母性看護活動について＜退院後の支援の継続性＞を持たせるために、＜ママ友作りの場＞や＜他職種との連携＞をしながら専門職によるサポートという形で＜生活している地域での支援＞という役割を担っていることと捉えていた。

3) 【母性看護特有の看護技術援助】

＜母性の保健指導の特徴＞＜正しい知識の提供＞＜セルフケア能力の向上に必要なこと＞＜看護師が幅広い知識を持つ必要性＞＜母子を取り巻く家族への支援の必要性＞＜家族の受け入れ態勢の把握＞＜家族支援の程度＞＜医療者間の連携の大切さ＞の8つのサブカテゴリーから構成された。

母性看護における看護技術は他領域では行わない技術が多く、基礎看護学で学んだ技術を対象の特性から実施しにくく、セルフケアの向上を目的とした保健指導の実施が多い。＜母性の保健指導の特徴＞として「傾聴と集団主導が大切」、「ママのニーズが高いから専門性が必要」なため、＜正しい知識の提供＞＜看護師が幅広い知識を持つ必要性＞や＜医

療者間の連携の大切さ>を感じている。さらに、母性看護の対象は妊産褥婦と新生児だけでなく取り巻く家族であるとの視点から、<母子を取り巻く家族への支援の必要性>や<家族の受け入れ態勢の把握>をした上で<家族支援の程度>を図りながら支援をしていくことが理解できていた。

4) 【看護専門職業人としての役割】

<看護師に求められる姿勢><信頼関係の必要><母性看護におけるコミュニケーション技術の特徴>の3つのサブカテゴリから構成された。

対象のニーズが高いことや健康レベルが高いことから<母性看護におけるコミュニケーション技術の特徴>を捉え、そこから<看護師に求められる姿勢>や態度について感じ、看護をしていく上で<信頼関係の必要性>を感じていた。

5) 【さまざまな命の形】

<多くの人に支えられて生まれてくる一つの命><望まない妊娠の存在><さまざまな命の形><命の尊さ>の4つのサブカテゴリで構成されていた。

産科病棟での実習において、分娩見学を通して<多くの人に支えられて生まれてくる一つの命>に触れ<命の尊さ>を感じる一方で、里子や養子縁組の事例と関わることで<望まない妊娠の存在>や障害を持った新生児とその母との関わりから<さまざまな命の形>を捉えていた。

6) 【母性愛】

<抽象的な母性のイメージ><児との関わりで感じたもの>の2つのサブカテゴリから構成されていた。強さや優しさといった母性愛として表現されるコードから大まかな母性のイメージと、新生児と触れ合うことで自分自身の心が動かされた心情がコードとして捉えられていた。

1) ～ 6) のカテゴリとコードから、実習到達目標の【知識・理解】【思考・判断・

表現】【技能】【関心・意欲・態度】の内容に該当する内容の学びがみられた。「地域における母性看護が果たす役割を考えられる」という到達目標の評価項目2点に関しては、どちらの内容にも該当する学びの内容がみられた。

2 ファシリテーション・グラフィックを実施した学生の感想

研究対象66名のうち66名全員の感想が得られた。そのうち159の文章が抽出できた。その文章から単語の関連性と感想内容の2つの視点から分類をした。

1) 単語の関連性について

159の文章を、TMMを用いて単語の抽出を行ったところ、331語を抽出した。抽出した単語を、心理統計分析用のフリーソフトであるHAD16を使用して「ファシリテーション・グラフィックに関する単語」と「ポジティブ感情語・可能動詞」と「ネガティブ感情語」に単語を分類したところ、60の単語が抽出された。

(1) 159の文章の分類結果

331語の中で最も多く分類された単語は「使用物品」の関するものが41であった。その他に「グラフィック」に関するものが33、「ファシリテーター」に関するものが32であった。これらはどれも、従来のカンファレンスで用いない方法および物品に関する内容であった。

(2) 共頻度について

語句の全出現件数331中、感情についての語は「ポジティブ感情語・可能動詞」が107、「形容詞(性質)」が23、「ネガティブ感情」が6であり、グラフィックについての感想は肯定的な感想を持った学生が多くみられた。

クロス表より、ポジティブな意味を含む語と共頻度が最も高かった単語は「意見」であり、次に「メンバー」「描く(書く)」であった。実際の感想においては「意見を言いやすい」「意見を引き出せた」「楽しく書ける」な

ど、本来、カンファレンスで一番目的となっている部分と一致していた。

一方、「ネガティブ感情語」に関する語と共頻度が高かったのは「役」「役割」であった。感想には「役割が難しい」「役割を理解できていなかった」「進行役がいると堅苦しい」などであり、うまく役割を果たせなかったと感じていた。

2) 感想の内容について

感想を159のコードとし、20のサブカテゴリー、これら8のカテゴリー【自由に意見を発言できる環境】【学生が協働して作り上げるカンファレンス】【学びの明確化】【方法に関する課題】【運営のありかた】【意見を見ることの効果】【学びの深まり】【スムーズな進行】が抽出された。(表4)

最も多かったカテゴリーは【自由に発言できる環境】であった。「話しやすい」「気楽・ラフ」「書きやすい」「書ける」「楽しい」「自由」などポジティブ感情や可能動詞、性質に関する形容詞など、好意的な感想が多かった。ここではさまざまな物理的環境が挙げられており、【学びの明確化】や【意見を見ることの効果】につながっていた。

表4 カンファレンス後の感想

カテゴリー	サブカテゴリー
1 自由に意見を発言できる環境	話しやすい雰囲気である
	自由に用紙に意見が書ける
	楽しい
	素直に話せる場
2 学生が協働して作り上げるカンファレンス	メンバーの傾聴の姿勢
	交流や協力
	意見の交流が図れる
3 学びの明確化	メンバーの意見が伝わる
	皆の意見が目で見えて分かりやすい
4 方法に関する課題	カンファレンスの内容が分かりやすい
	役割や実施方法の困難さ
5 運営のありかた	役割を担う困難さ
	準備が簡易的
6 意見を見ることの効果	まとめるを行う必要性
	視覚の効果
7 学びの深まり	話の広がり
	みんなの考えがまとまる
8 スムーズな進行	自分の考えを振り返りやすい
	スムーズ
	時間調整がスムーズ

Ⅵ 考察

本研究のグラフィックを使用したカンファレンスの効果の要因について考察した。

1 意見の視覚化

意見の視覚化が学びに与える要因は4点ある。

1) 関連性が理解しやすい。

本研究結果より、サブカテゴリーが実習評価項目の12項目と合致していた。この12項目には、特に例年実習評価において到達度の低い「地域における母性看護」、「心理・社会的変化」、「母性看護に特有の看護」の3項目が含まれていた。これらの実習項目は机上では学びにくく、実習で妊産褥婦と関わり、経験を通して理解ができる項目である。特に地域における母性看護に関する目標の到達は例年困難さを感じており、評価平均得点が特に低い項目でもあるために、グラフィックの効果によるものであると考える。

本研究の中で、学生は各自の実習経験を通しての気づきや学びをカンファレンスの中で自由に発言していた。そしてその発言を視覚化にすることで、絵や囲み、矢印を用い、項目間の関連性が理解しやすいというグラフィックの効果が現れていることがわかる。(図2) 学生の実際の感想においても「意見をつなげて関連をまとめることができた」「全てがつながっていることがわかる」「結びつきやすかった」というものがみられていた。意見を見ることの効果は意見を視覚化することによって関連性の理解がしやすく、理解ができることによりさらに話が広がる効果がある。

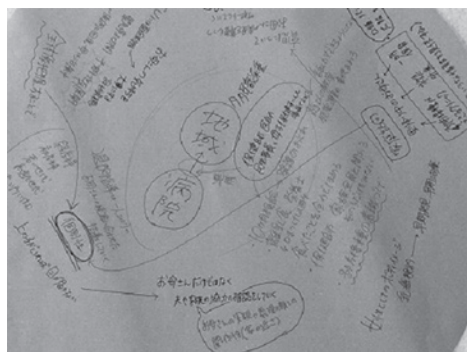


図2 実際のグラフィック

また、全員で同じグラフィックを見ながら意見交換をすることで一体感が生まれやすいという点がある。カンファレンス後の感想(表4)で、【学生が協働して作り上げるもの】に＜交流や協力＞が抽出された。また、「意見を言いやすい」「意見を引き出せた」「楽しく書ける」などの感想もみられ、意欲的に参加していた。通常のカンファレンスであると、書記がカンファレンスの全記録をするため、記録に残すことだけに集中してテーマや内容について考える余裕がなく、自分の考えもまとめることもままならない場面に遭遇することがある。また他の学生は自分の発言に集中するあまり、前に発言した学生の意見を忘れてしまうことや、自己にて記録も取らないことが多いため、発言内容からのテーマの探求も不完全になるという状況は、カンファレンスの方法が同一であるために変化がみられにくい。杉江は、話し合いにおいてグループメンバーの意見の集約をし、意見の構造化を図る目的でホワイトボードなどの活用を効果を述べている⁹⁾。グラフィックと似て、書くことで思考を広げ、まとめるという思考力や学習力を高めるツールとしてマインドマップがある。副島は、実習カンファレンスでのマインドマップの効果について、「発表者が話しやすく、考えやすくなること」「相手の伝えようとすることを理解しやすいこと」「指導者も気づきが得られること」の3点を挙げている¹⁰⁾。これは、カンファレンス後の感想(表4)にある【意見を見ることの効果】が＜話の広がり＞を生み、【学びの深まり】につながっていると言える。カンファレンスにおいて意見を視覚化することは、これまでのカンファレンスでは改善しなかった状況が変化し、テーマの探求も深まることが期待できる。しかし、感想に「役割が難しい」「役割を理解できていなかった」「進行役がいと堅苦しい」など、うまく役割を果たせなかったと感じていた者もあり、今までのカンファレン

スの方法と異なるだけに、実施前の各役割に関する十分な説明が必要である。

2) 図や色彩の使用によるイメージの伝達ができる。

本研究結果より実習評価項目以外の学びがあったことが明らかになった。それは、表3の【さまざまな命の形】【母性愛】のカテゴリーである。【母性愛】の「強さ」や「優しさ」という大まかな母性のイメージや新生児と触れ合うことで自分自身の心が動かされたコードには学生の捉えた学びが言葉で表現されていた。グラフィックには新生児や乳房の挿絵が描かれていた。本研究で使用した10色のカラーペンは学生の意欲を引き出す効果や学生の思考を表現する効果がある。使用した色の種類は4～7色とグループ間により差はあるが、1色しか使用しないグループはみられず、全グループが使用していた色はピンクであった。色彩はカラーセラピーと呼ばれる分野があるように、人の心に影響する。緒方は、マインドマップを書くとき柔軟な思考と発想を生むことに繋がり、その理由の一つにペンの色をカラフルに使えることだと述べている¹¹⁾。色を多用することでテーマに関するイメージを膨らませることができる。また、ピンクは「かわいい」「優しい」「あたたかい」「愛」「母性」といった女性的なイメージを象徴する色であり、多くの産科病棟の待合室を始め、診察台、分娩台などあらゆるところにピンクが使用されている。今回のグラフィックでは母性看護学実習で母性や新生児のかわいらしさなどが色や絵で表現され、広い学びが得られていることがわかる。

3) 意見交換をしやすい環境の調整

学生が緊張して意見が言えない環境を避けるため、教員はグループに入らず、タイムキーパーをしながら学生のカンファレンスを見守った。普段は教員の存在を苦にしている様子が見られていたため、輪に教員が入らないだけでも随分緊張感は薄れていた。その結果

として、教員の助言なしに話が進まないグループはなかった。

座る位置やグループ構成も影響を与えている。グラフィックに使用したクラフト用紙が直径1mの円形であり、机がなく全員の膝で支えるため全員の顔が見える。6人のグループだと隣同士の隙間が10cmほどである。この距離は会話域と呼ばれ、相手の表情が読み取れる、会話なしではいられない距離である。また、遠くても1mの距離は声の大小に関わらず話し手の声が聞こえる距離でもある。これは学生の感想の「近くで顔が見れて聞きやすく話しやすかった」からも明らかである。一方、長方形のテーブルを使用した場合、6人で話をすると同じ列の並びの学生の顔は見えない者が出てくる。対角線上の距離にある人は最も遠く、声の大きさによっては話し手の声が聞こえないこともある。杉江は、グループ活動では近い距離で話し合いができるような座席配置を作ることが必要であり、参加者主体の話し合いをするには円型を推奨している¹²⁾。これらの点からも学生間の距離があまり離れない環境づくりの必要性がわかる。

また、【自由に発言できる環境】には「話しやすい雰囲気」「自由に意見が書ける」などとりわけ環境の良さが挙げられていた。本研究では1グループ4～6名というグループ編成をした。杉江は、小グループに分かれて同じ場所で同時に話し合いをするのに効果的な人数は4～6人である¹³⁾と述べている。この人数編成は、今回のように全員が実習体験をした後に実習の学びを深め、共有するには適当な人数であり、方法であった。

学生の学びを深めるには学生間の意見交換が活発であることが一番大切なことである。カンファレンスで意見をメンバーに提示するには言葉で表現するからである。しかし、語彙力が十分でない学生の存在や言葉にならない感覚が存在することも現実としてある。その感覚を色や絵で表現し、それをお互いに共

有するということはグラフィックならではの利点である。学生が得た新鮮な学びをあらゆる形でメンバーに表現できるような環境を準備することは学びを深めるにはとても重要である。

4) 教育効果の評価が可能である。

本研究結果より、サブカテゴリーの中にカンファレンスが評価対象となる実習評価項目33項目のうち12項目と合致していたことがわかった。このことから、A 短期大学の母性看護学実習の実習評価項目はおよそ学生の実習内容を捉えているものであり、教育効果のあるものになっていることが明らかになった。

2 効果的なカンファレンスの運営に必要な要因

効果的なカンファレンスの運営には3つの要因がある。

1) 人的環境

これまで学生のカンファレンスでは、参加度の低さ（発言の少なさ）や学生のカンファレンスを進める力不足、内容の広がりやの無さを強く感じていた。とにかく指導者や教員の前で間違っただけを言わないようにというのが前面に出ている様子を感じていた。本研究で学生がファシリテーターを担い、教員は全体的見守りと場面に合わせた助言という形で支援することでメンバーが意見を出しやすい状況であった。しかし学生はカンファレンスの司会や書記の力があるわけではない。川島は、カンファレンスの司会者に求められることとして「内容を深めるために筋道を立てた思考の展開ができること」「話しやすい雰囲気を作るために、参加者や集団の感情の動きに敏感で配慮ができること」の2点を挙げている¹⁴⁾。学生がここまでの司会者としての能力を発揮することはできないにしても、回を重ねて経験として身につけていくことが必要である。杉森は、看護学実習カンファレンスにおける教授活動を表す6概念を明らかに

している¹⁵⁾。そのうち、本研究の実習最終カンファレンスは「目標達成度向上のための学生個別体験の共有化」にあたる。これは具体的には全学生の実習目標の到達度を上げる目的で、学生個々の実習体験を他の学生が共有できるように促すという教員の行動のことである。そのため、カンファレンスにおいて参加する学生一人ひとりの個別体験を全員が理解できるように働きかけ、促すことが役割となる。教員は、進行状況を見守りながら、メンバーの意見をうまく引き出すような助言を行い、導くことが役割である。

2) 物理的環境

研究対象者のアンケート結果では、「使用物品」の関する単語が多くみられていたことから、従来のカンファレンスで用いない物品であり、学生の関心は高かったと考える。今回のグラフィックに使用した用紙、カラーペン、学生のグループ人数、座る位置などカンファレンスの環境を整えることも活発な意見が出ることにつながっている。

3) 効果的な方法の選定

グラフィックの存在は、意見を視覚化することで関連性の理解がしやすく、それにより話がより広がることの効果を示している。このような学習効果の大きい方法を取り入れていくことは欠かせない。

これらの3つの因子はいずれもグループダイナミックスが機能しやすいような方向性を取る事が共通して根底にあると考えられる。

3 本研究の限界

今回の調査では実習最終日のカンファレンスにのみ着目して分析しているため、実習中に実施されるすべてのカンファレンスに適用されるかどうかや他の領域実習における効果については明らかになっていない。そのため実習中すべての実習に一般化できるとはいえない。今後、実習場でのカンファレンスの運営についても検証していくことでさら

に教育支援を広げる手がかりになると考えられる。

VII 結論

本研究は、母性看護学実習の最終カンファレンスにファシリテーション・グラフィックを用いる効果を明らかにし、その影響要因を考察した。ファシリテーション・グラフィックにより学生は、自分および周囲の意見を視覚化し、自由な意見や発想をもつ事ができた。その要因としては、教員や進行役といった人的環境や、学生の座る位置や材料などの物理的環境が学生の学びに影響を与えることが明らかになった。

学生間の学びをより効果的に共有できるカンファレンスのツール・教材としてさらに今後検討していくことにより、今後導入の検討の価値が大いにある。

引用文献

- 1) 川島 みどり、杉野 元子：看護カンファレンス 第3版 医学書院、61、2008.
- 2) 溝口 孝子、北村 幸恵、内田 善子：楽しく意味のあるカンファレンスに関連する要因 ―学生への意識調査―、第29回日本看護学会論文集 看護教育、88-90、1998.
- 3) 荒川 千秋、佐藤 亜月子、佐久間 夕美子、佐藤 千史：看護大学生における実習のストレスに関する研究、目白大学健康科学研究、3：61-66、2010.
- 4) 文部科学省：大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会配付資料「資料3 文部科学省における看護学教育に関する検討の経緯」、12、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/078/gijiroku/_icsFiles/fieldfile/2016/11/15/1379378_03.pdf（参照2016-11-07）
- 5) 前掲4、17
- 6) 和泉 明子、大沢 たか子、矢野 智恵、伊藤 光代、三浦 かず子、今村 優子、その他：臨地実習におけるカンファレン

スの実態 ―教員のカンファレンス実施記録の分析を通して―、高知学園短期大学紀要、43：47-57、2013.

- 7) 堀 公俊、加藤 彰：ファシリテーション・グラフィック 議論を「見える化」する技法、日本経済新聞出版社、19-23、2006.
- 8) 菅原 大地、武藤 世良、杉江 征：ポジティブ感情のプロトタイプ ―日本の大学生・大学院生を対象として―、筑波大学心理学研究 52：109-116、2016.
- 9) 杉江 修治：共同学習入門 基本の理解と51の工夫 ナカニシヤ出版、121-123、2016.
- 10) 副島 和美：みんなで「A HA !」を共有！実習カンファレンスでのマインドマップ活用、Nursing BUSINESS vol.8 4：359-361、2014.
- 11) 緒方 巧：看護学生の主体性を育む協同学習 医学書院、122-124、2016.
- 12) 前掲書 9、115-116
- 13) 前掲書 9、111-112
- 14) 前掲書 1、137-141
- 15) 杉森 みど里、舟島 なをみ：看護教育学 第5版 医学書院、279-282、2012.

宮川友子

MIYAGAWA Tomoko

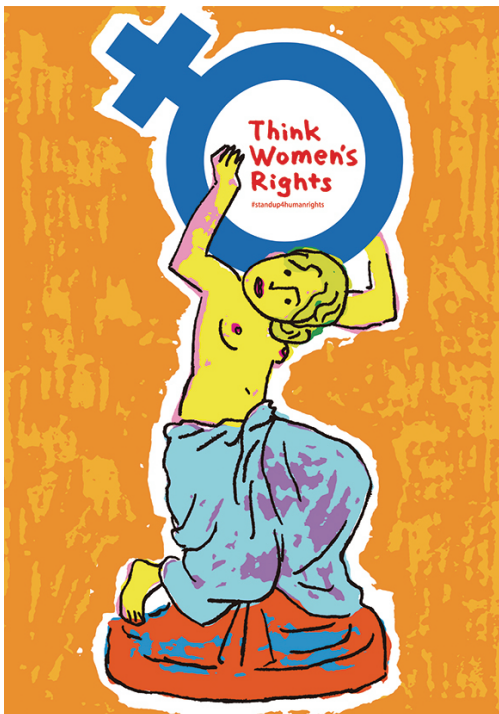
講師／デザイン美術学科

1999 岐阜大学教育学部美術教育学科卒業
 1999～2016 ユー・グラフィック勤務
 2003～2017 愛知産業大学 非常勤講師
 2006 Tribute to Henryk Tomaszewski Poster
 Competition Honorary mention受賞(ポーランド)
 2010 個展「Linear Life」 極小美術館(岐阜県)
 2010 Poster for tomorrow 2010 "Death is not Justice"
 Top 10 posters受賞(フランス)
 2013 愛知県立芸術大学美術研究科デザイン専攻修了
 2015 Best In Show Poster Competition & Exhibition
 "Best In Show"受賞(アメリカ)
 所属学会／環境芸術学会

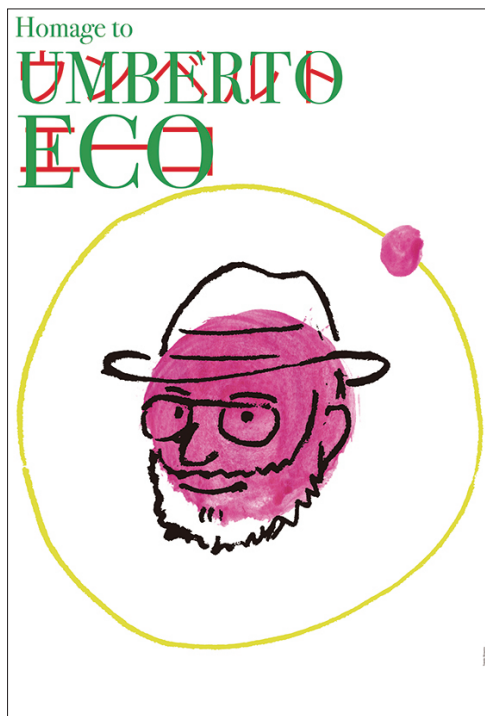


①

①《花粉症》 上質紙・オンデマンドプリント・
 アクリル絵の具 103×72.8cm×3枚 2018年
 ②《Think Women's Rights》 JPEGデータ
 70×100cm 2017年
 ③《Homage to UMBERTO ECO》 JPEGデータ
 120×176cm 2017年



②



③

彙 報

学外における主な研究・教育並びに社会活動 (平成30年4月～平成31年3月)

A. 論文・著書、学会等研究活動、作品展・演奏活動

論文・著書

氏 名	共同研究者	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
松 村 齋	戸江 茂博	幼児教育方法論	共著 筆頭編者	学文社	31.3.31
	戸江 茂博	基礎からわかる教育課程論	共著 筆頭編者	大学教育出版	31.3.31
	杉野 学	特別支援教育概論	共著	大学教育出版	31.3.31
	上田 征三				
光 井 恵 子	吉永早苗 他	領域「表現」の専門的事項とは何か	ポスター発表	保育教諭養成課程研究会	31.1.14
	大垣音楽人クラブ	～春への誘い～コンサート	演奏	大垣市スイトピアセンター 音楽堂	31.2.11
今 村 民 子	谷 純子 田辺 圭子	岐阜県西濃地域における産後ケア構築の 現状と課題	口演発表	平成30年度愛知県看護 研究学会	30.12.12
田 中 久 志		ひらけ！社会のとびら	マンガ	中日週刊こどもウィークリー	30.4.7 ～ 30.12.29
伊 豫 治 好		大垣女子短期大学デザイン美術学科展： イラスト展示、ライブペインティング	展示会	柳ヶ瀬商店街	30.8.4 ～ 30.8.5
黒 田 皇		第92回国展（東京・名古屋・大阪）	展覧会	国立新美術館 他	30.5.2 ～ 30.5.14
		21世紀のメッセージ展	展覧会	ギャラリー暁	30.8.10 ～ 30.8.25
		第56回中部国展	展覧会	愛知県美術館ギャラリー	30.12.18 ～ 30.12.24
		第41回羽島市美術協会展	展覧会	不二羽島文化センター	31.2.7 ～ 31.2.10
宮 川 友 子		第17回高校生ポスターコンクール(ポスター)	ポスター	日本国際ポスター美術館	30.4.20
		宮川友子作品展	個展	大垣女子短期大学内 ギャラリーみずき	30.4.28

氏 名	共同研究者	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
宮 川 友 子		第21回ウィーン岐阜合唱団定期演奏会 (ポスター)	ポスター	県内各所	30.5.10
		「花粉症」(アート作品)	グループ展	みのかも文化の森	30.5.3
		Think Women's Rights (ポスター) 掲載	ポスター	100 Posters for human rights (フランス)	30.8.15
		岐阜協立大学 ロゴデザイン	ロゴデザイン	岐阜協立大学	30.10.20
服 部 篤 典		ぎふ羽島吹奏楽団第17回定期演奏会	指揮	不二羽島文化センター	30.7.15
		オーモリウインドアンサンブル第8回定期 演奏会	指揮	一宮市民会館	30.7.22
鈴 木 孝 育	S.L.E.B 吹奏楽部	S.L.E.B 吹奏楽部 3rd Concert	指揮	青少年文化センター アートピアホール	30.5.5
	鷺山自治会連合会	岐阜市鷺山地区敬老会	指揮	岐阜市立鷺山小学校体育館	30.9.17
	大垣市	大垣市制100周年記念事業 親子ふれあい コンサート	指揮	大垣市制100周年記念 事業実行委委員会	30.9.29
	大垣ライオンズ クラブ	第44回大垣市少年団体交歓大会	指揮	大垣城ホール	30.10.7
	郡上市吹奏楽合同 演奏会実行委員会 郡上市教育委員会	第8回郡上市吹奏楽合同発表会	指揮	やまと総合センター アリーナ	30.11.3
	輪之内町教育 委員会	輪之内町親子鑑賞会	指揮	輪之内町文化会館 アーリオンホール	30.11.25
	大垣ロータリー クラブ	大垣ロータリークラブ年忘れ家族会	指揮	大垣フォーラムホテル	30.12.22
	大垣女子短期大学	第24回大垣女子短期大学音楽総合学科ウインド アンサンブル定期演奏会	指揮	大垣市民会館	31.2.17
横 井 香 織		大垣音楽人クラブ会員によるコンサート ～春への誘い～	演奏	大垣市スイトピアセンター 音楽堂	31.2.11
海 原 康 孝		第56回日本小児歯科学会参加・発表	発表	大阪国際会議場	30.5.10 ～30.5.11
	Issei Saitoh, Emi Inada, Yasutaka Kaiharu 他	An exploratory study of the factors related to mouth breathing syndrome in primary school children	原著論文	Archive of Oral Biology, Aug. 92: 57-61.	30.8.1
		第3回日本子ども虐待防止歯科研究会学術大会	発表	広島県歯科医師会館	30.11.11
		第35回日本障害者歯科学会学術大会参加・発表	発表	中野サンプラザ	30.11.17
久本たき子	石川 隆義 飯岡 美幸 今井 藍子	歯科衛生科卒業生の就業者及び未就業者の 実態調査	ポスター発表	朱鷺メッセ 新潟コン ベンションセンター	30.12.1 ～30.12.2

氏 名	共同研究者	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
三 角 洋 美		要介護高齢者を対象とした口腔機能向上プログラムの効果に関する検討	ポスター発表	福岡	30.9.17
緒 方 京	戸村 佳美 我部山キヨ子	褥婦の観察技術習得にロールプレイを導入した母性看護学演習の実践	ポスター発表	第59回日本母性衛生学会 学術集会	30.10.19
	戸村 佳美 我部山キヨ子	模擬褥婦に対する観察技術にロールプレイを導入した演習の教育効果	ポスター発表	第38回日本看護科学学会 学術集会	30.12.16
	戸村 佳美 我部山キヨ子	褥婦の退行性変化の観察におけるロールプレイ演習の効果—学生の自己評価による演習直後と実習後の技術習得状況の比較—	ポスター発表	第33回日本助産学会学術 集会	31.3.2
鉾 原 直 美	別府哲	幼児期・学童期にある慢性疾患児の自己理解—自己描出内容・自己評価の側面における健常児との比較—	論文	特殊教育学研究第56号、 第2巻	30.7.31
清 水 美 恵		アレルギー疾患をもつ思春期にある子どものレジリエンスの特徴—患児の語りから	論文	日本小児看護学会誌	30.7
		「朝食を食べない」と回答する中学生の心理的特徴	ポスター発表	日本心理学会第82回大会	30.9.25
		中学生の家族関係の評価の違いとレジリエンスとの関連	ポスター発表	日本発達心理学会第30回大会	31.3.17
戸 村 佳 美	緒方 京 我部山キヨ子	褥婦の観察技術習得にロールプレイを導入した母性看護学演習の学習効果 —観察・アセスメント技術について—	示説	新潟朱鷺コンベンション センター	30.10.19
	緒方 京 我部山キヨ子	褥婦の観察技術習得にロールプレイを導入した母性看護学演習の学習効果 —褥婦の心理面への配慮について—	示説	新潟朱鷺コンベンション センター	30.10.19
	緒方 京 我部山キヨ子	褥婦の退行性変化の観察におけるロールプレイ演習が臨地実習に及ぼした効果と課題 —演習直後と実習後の学びに関する自由記述の比較—	示説	博多国際会議場	31.3.2
	井 関 敦子	有職高年初産婦の産前休業に入るまでの体験	示説	博多国際会議場	31.3.3
	井 関 敦子	有職高年初産婦の産前休業から復職までの体験	示説	博多国際会議場	31.3.3

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
今 村 民 子	岐阜県	マインド・アップ講座	講師	OKB ふれあい会館	31.2.15
	笠松町振興公社	笠松町ことばの教室学習会	講師	笠松町ことばの教室	31.2.19
中野由香里	岐阜県レクリエーション協会	平成30年度理事会・総会	理事・団体代表	岐阜メモリアルセンター	30.5.19
	大垣市レクリエーション協会	平成30年度総会	団体代表	大垣市青年の家	30.5.27
	岐阜県レクリエーション協会	岐阜県レクリエーション協会 理事会	理事	岐阜メモリアルセンター	30.7.26
	岐阜県キンボール協会	第2回キンボールスポーツ大会	理事	岐南町総合体育館	30.10.8
	日本レクリエーション協会	チャレンジ・ザ・ゲーム新種目開発会議	県代表	東京都業平小学校	30.11.25
	岐阜県レクリエーション協会	岐阜県レクリエーション推進校連絡協議会	団体代表	岐阜聖徳学園大学	30.12.20
	日本レクリエーション協会	チャレンジ・ザ・ゲーム普及審判員代表者会議	県代表	東京都国立オリンピック記念青少年センター	31.2.1
	岐阜県キンボール協会	キンボールスポーツ大会	副会長	岐南町総合体育館	31.2.17
	岐阜県レクリエーション協会	岐阜県レクリエーション協会 理事会	理事	羽島市小熊コミュニティセンター	31.3.3
	Let's たるい	4, 5 歳児たいそう教室	講師	垂井町朝倉体育館	30.4.19 ～ 6.14 合計5回
	岐阜県障がい者スポーツ協会	第16回岐阜県障害者スポーツ大会 卓球大会	指導員	岐阜メモリアルセンター	30.5.13
	岐阜県図書館	手遊び・歌あそびの会	講師	岐阜県図書館	30.5.27
	岐阜県レクリエーション協会	平成30年度レクリエーション・インストラクター養成講座	講師	岐阜県友愛プール	30.6.30
	岐阜県レクリエーション協会	ミナレク運動推進リーダー養成講習会	講師	北方町生涯学習センター	30.7.7
	大垣市レクリエーション協会	平成30年度レクリエーション・インストラクター養成講座	講師	大垣市青年の家	30.7.8
	池田町保育研究会	課題別研修会「幼児の運動あそび」	講師	池田町立温知保育園	30.7.10 7.17
	文部科学省	幼稚園教諭免許更新講習会「レクリエーション活動を通した幼児の運動あそび」	講師	大垣女子短期大学	30.8.5 8.7

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
中野由香里	文部科学省	幼稚園教諭免許更新講習会「幼児の運動」	講師	大垣女子短期大学	30.8.27 8.28
	富山県障がい者スポーツ協会	第18回うなづきCUP	介助員	黒部市中ノ口緑地公園	30.9.1 ～ 2
	岐阜県障がい者スポーツ協会	第18回全国障がい者スポーツ大会 代表者会議	指導員	岐阜県水産会館	30.10.2
	岐阜県障がい者スポーツ協会	第18回全国障がい者スポーツ大会	介助員	福井県福井市スポーツ公園他	30.10.11 ～ 16
	岐阜県レクリエーション協会	東西遊びのレク合戦	指導	関が原町笹尾山グラウンド	30.10.20
	羽島市主任保育会	運動あそび、リズムあそび	講師	羽島市福祉ふれあい会館	30.11.17
	岐阜県障がい者スポーツ協会	障がい者スポーツ指導者協議会中部東海ブロック研修会	指導員	岐阜県水産会館	30.12.8
	揖斐郡スポーツ推進委員連絡協議会	デイスコン講習会	講師	大野町民体育館	31.3.2
内 藤 敦 子	大垣ひかり保育園	社会福祉法人大垣慈光福祉会 認定こども園 大垣ひかり保育園 理事会	監事	大垣ひかり保育園	30.7.15 31.1.19 3.2
	大垣市子育て支援課	大垣市墨俣児童館運営委員会	委員長	大垣市墨俣さくら会館	31.2.1
	大垣市教育委員会	大垣市留守家庭児童教室運営委員会	委員	大垣市教育委員会室	31.2.12
	神戸町	神戸町立南平野幼児園 園内研修会	講義	神戸町立南平野幼児園	30.6.4 6.11 11.19 31.2.21
	文部科学省	教員免許更新講習「環境」	講義	大垣女子短期大学	30.7.29 8.9 11.4
	大垣市子育て支援課	大垣市「保育士等職場復帰支援セミナー」	講義	大垣市南部子育て総合支援センター	30.10.1 11.12
名 和 孝 浩	岐阜県教育委員会	公立幼稚園等新規採用教員研修指導員	指導員	糸貫東幼児園	30.4 ～ 31.1
	大垣市学校教育課、大垣市子育て支援課	平成30年度第1回大垣市保幼小連携協議会 代表者委員	委員	大垣市役所北庁舎	30.5.7
	大垣市学校教育課、大垣市子育て支援課	平成30年度第2回大垣市保幼小連携協議会 代表者委員	委員	大垣市役所北庁舎	31.2.6
	岐阜県保育研究協議会	岐阜県保育士等キャリアアップ研修会	講師	テクノプラザ	30.8.10

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
名 和 孝 浩	大垣市保育研究会	2歳児担当者研修会	講師	中川ふれあいセンター	30.10.16
	岐阜県保育研究協議会	岐阜県保育士等キャリアアップ研修会	講師	テクノプラザ	30.10.17
	岐阜県保育研究協議会	岐阜県保育士等キャリアアップ研修会	講師	岐阜県福祉農業会館	31.1.31
水 谷 聡 美	神戸町保育研究協議会	神戸町立幼児園四園合同絵画研修会第1回	講義・演習	神戸町立下宮幼児園	30.5.24
	神戸町保育研究協議会	神戸町立幼児園四園合同絵画研修会第2回	講義・演習	神戸町立北幼児園	30.5.31
	神戸町保育研究協議会	神戸町立幼児園四園合同絵画研修会第3回	講義・演習	神戸町立南平野幼児園	30.6.21
	神戸町保育研究協議会	神戸町立幼児園四園合同絵画研修会第4回	講義・演習	神戸町立神戸幼児園	30.8.7
	文部科学省	平成30年度教員免許状更新講習 選択「子どもの造形表現とところ」	講義・演習	大垣女子短期大学	30.8.22
	文部科学省	平成30年度教員免許状更新講習 選択「子どもの造形表現とところ」	講義・演習	大垣女子短期大学	30.8.23
	神戸町学校連盟 幼保園部	神戸町神戸町文化祭 幼児の部 作品講評・総評	講評	神戸町中央公民館・町民体育館	30.11.2
	文部科学省	平成30年度教員免許状更新講習 選択「子どもの造形表現とところ」	講義・演習	大垣女子短期大学	30.11.17
田 中 久 志	大垣市役所庁舎建設推進室	大垣市新庁舎シンボルモニュメント作品審査会	会議	大垣市役所	30.7.31
	岐阜県図書館	お勤めの一冊コンクール作品審査	会議	岐阜県図書館	30.10.11
	大垣市都市計画課	大垣市都市計画景観審議会	会議	大垣市役所	30.11.8
黒 田 皇	羽島市・羽島市教育委員会	羽島市美術展 洋画部門	公募審査	不二羽島文化センター	30.10.28
	社会福祉法人 NHK 厚生文化事業団中部支部	第32回 NHK 厚生文化チャリティー展	チャリティー展	三越名古屋栄	30.11.7 ～ 30.11.13
	「大垣」全国俳句大会実行委員会	平成31年度 芭蕉蛤塚忌全国俳句大会イラストコンテスト選考	公募審査	大垣市役所	31.1.31
宮 川 友 子	極小美術館	極小美術館 広報	広報員		継続
	公益財団法人 みらい芸術・文化基金	公益財団法人みらい芸術・文化基金 評議員	評議員		継続

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
宮 川 友 子	日本国際ポスター美術館	日本国際ポスター美術館 運営・広報・サイトデザイン	広報員		継続
服 部 篤 典	岐阜県吹奏楽連盟 大垣市	岐阜県吹奏楽連盟 大垣市文化事業団	顧問 理事		
小 西 文 子	ネットワーク大学 コンソーシアム	音楽療法について	講演	じゅうろくプラザ	30.7.19
	伊賀音楽療法研究会	音楽療法士の養成教育について	講演	上野ふれあいセンター	30.8.5
	東三河音楽療法研究会	音楽療法で用いる即興と伴奏について	講演	豊橋市	30.11.24
	大垣市	音楽で元気な子どもに	講演	きつずびあ大垣	31.1.15
鈴 木 孝 育	愛知県吹奏楽連盟	愛知県高等学校吹奏楽連盟	顧問	愛知県	30.4.1 ～
	東海吹奏楽連盟	東海吹奏楽連盟	事務局次長	東海	30.4.1 ～
	愛知県吹奏楽連盟	愛知県高等学校吹奏楽連盟理事会	顧問	朝日新聞名古屋本社	30.5.8
	公益社団法人 日本吹奏楽指導者協会	JBA 総会「吹奏楽学会、社会人バンド フォーラム」	会議	アルカディア市ヶ谷・ 東京消防庁麹町合同庁舎	30.6.23 ～ 24
	東海吹奏楽連盟	東海吹奏楽連盟理事会	役員	朝日新聞名古屋本社	30.6.30
	愛知県吹奏楽連盟	愛知県高等学校吹奏楽連盟理事会	顧問	朝日新聞名古屋本社	30.10.2
	愛知県吹奏楽連盟 中日新聞社	第31回中部日本・個人重奏コンテスト東尾 張地区大会	審査員	東郷町民会館 ホール	31.2.3
	愛知県吹奏楽連盟	愛知県高等学校吹奏楽連盟理事会	顧問	朝日新聞名古屋本社	31.3.5
	「管楽器ソロ コンテスト in 東海」実行 委員会	第5回管楽器ソロコンテスト in 東海 中学生部門（25日）高校生部門（26日）	審査員	金城学院大学	31.3.25 ～ 26
	愛知県高等学校 文化連盟	第31回愛知県高等学校総合文化祭吹奏楽 専門部県大会	講師	豊田市民文化会館 大ホール	30.12.15
渡 辺 博 夫		管楽器メンテナンス講座	講座	各務原市民会館	30.4.30
松 永 幸 宏		全日本吹奏楽コンクール岐阜県大会会場修理	修理	不二羽島文化センター	30.8.8 ～ 10
		全日本吹奏楽コンクール東関東大会参加 団体同行修理	修理	宇都宮市文化会館	30.9.23
横 井 香 織	大垣市	市の魚ハリヨ制定10周年記念事業実行委員会	委員	大垣市役所 他	30.5.22 30.8.24 30.10.19 31.2.7

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
横 井 香 織	大垣市教育委員会	大垣市日本昭和音楽村運営協議会	委員	日本昭和音楽村	30.5.25
	公益財団法人 大垣国際交流 協会	公益財団法人 大垣国際交流協会 定時評議員会	評議員	大垣市スイトピアセンター	30.6.13
	大垣市教育委員会	大垣市制100周年記念事業 大垣第九演奏会 実行委員会	委員	大垣市役所北庁舎北館	30.6.19 31.3.25
	大垣市	トゲウオシンポジウム in おおがき	委員	大垣市スイトピアセンター 音楽堂	30.10.25
	大垣市	大垣市市民環境賞選考委員会	委員	大垣市役所	30.12.17 31.2.8
	カワイ音楽コン クール委員会	第52回カワイ音楽コンクール カワイこども ピアノコンクール岐阜地区オーディション	審査員	岐阜市文化センター小劇場	30.12.24 31.1.13
石 川 隆 義	全国大学歯科衛生士 教育協議会	平成30年度全国大学歯科衛生士教育協議会 理事会・総会・学術集会	理事	ウインク愛知	30.5.12
	日本歯科医療 福祉学会	第25回日本歯科医療福祉学会理事会	理事	ホテルサープ神戸アスタ	30.6.9
	東海地区歯科衛生士 教育協議会	平成30年度東海地区歯科衛生士教育協議 会役員会	幹事	愛知県歯科医師会館	30.6.23
	大垣市	第1回大垣市行政改革推進審議会	審議員	大垣市役所	30.8.30
	大垣市	第2回大垣市行政改革推進審議会	審議員	大垣市役所	30.10.3
	大垣市	大垣市個人情報保護審議会	審議員(議長)	大垣市役所	30.10.5
	大垣市	第3回大垣市行政改革推進審議会	審議員	大垣市役所	30.10.31
	岐阜県歯科医師会	岐阜県歯科医師会と岐阜県内歯科衛生士 養成校との懇談会	意見交換	グランヴェール岐山	30.11.22
	滋賀県歯科医師会	滋賀県歯科医師会と近府県歯科衛生士養 成校等との懇談会	意見交換	滋賀県歯科医師会館	31.1.17
	全国大学歯科衛生士 教育協議会	文部科学省と全国歯科衛生士養成大学・ 短期大学との情報交換会	意見交換	東京医科歯科大学	31.1.18
	愛知県歯科医師会	歯科衛生士の需給問題に関する検討会	意見交換	愛知県歯科医師会館	31.1.24
	岐阜県歯科医師会	歯科衛生士・歯科技工士の復職支援に係る 検討会	意見交換	岐阜県歯科医師会館	31.2.7
	大垣歯科医師会	大垣歯科医師会・大垣女子短期大学の懇談会	意見交換	大垣歯科医師会館	31.3.7
	広島大学歯学部	広島大学歯学部口腔健康科学科講義チーム 歯科医療学	講義	広島大学歯学部	30.6.28
	文部科学省	教員免許状更新講習「保育者が知っておきたい 子どもの歯と口の病気」	講演	大垣女子短期大学	30.8.8

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
石 川 隆 義	文部科学省	教員免許状更新講習「保育者が知っておきたい 子どもの歯と口の病気」	講演	大垣女子短期大学	30.8.24
海 原 康 孝	広島大学小児 歯科同門会	広島大学小児歯科同門会学術講演会	学術講演	広島県歯科医師会館	30.5.20
	Turkish Journal of Orthodontics	海外の学術論文査読	査読	Ankara, Turkey	30.6.15 ～ 30.7.9
	広島歯科あすなろ会	歯科あすなろ会 平成30年第3回	講演	広島県歯科医師会館	30.6.30
	日本小児歯科学会	専門医展示発表審査	審査員	静岡県コンベンションアーツ センター「グランシップ」	30.11.4
		広島大学大学院医歯薬保健学研究科修士 論文発表会	指導		31.2.5
久本たき子	大垣市まちづくり 市民活動育成支援 推進委員会	大垣市まちづくり市民活動育成支援推進 委員会（第1回）	委員	大垣市多目的交流イベント ハウス	30.4.14
	全国大学歯科衛生士 教育協議会	平成30年度全国大学歯科衛生士教育協議会 理事会・総会・学術集会	会議（理事・ 教育・研究 委員）	名古屋市（ウインク愛知）	30.5.12
	大垣歯科医師会	歯の健康フェスティバル	歯科保健指導、 フッ化物塗布	大垣城ホール	30.6.10
	全国大学歯科衛生士 教育協議会	平成30年度全国大学歯科衛生士教育協議会 第2回理事会・学術集会	会議（理事・ 教育・研究 委員）	鶴見大学	30.9.1
	岐阜県歯科医師会・ 大垣女子短期大学等	岐阜県歯科医師会・大垣女子短期大学等 との懇談会	意見交換	グランヴェール岐山	30.11.22
	大垣歯科医師会・ 大垣女子短期大学	大垣歯科医師会・大垣女子短期大学懇談会	意見交換	大垣歯科医師会会館	31.3.7
村 田 宜 彦	大垣市子育て 支援センター	子育てママ大学 「虫歯0セミナー」	講演	大垣女子短期大学	30.6.7
	文部科学省	教員免許状更新講習「保育者が知っておきたい 歯と口の病気」	講義	大垣女子短期大学	30.8.8
	文部科学省	教員免許状更新講習「保育者が知っておきたい 歯と口の病気」	講義	大垣女子短期大学	30.8.24
	名古屋市緑保健 センター	緑区歯科講習会「子どものお口の外傷に ついて」	講演	名古屋市緑保健センター	30.8.30
	名古屋市市中川 保健センター	中川区歯科講習会「子どもの口腔機能に ついて」	講演	名古屋市市中川保健センター	30.11.2

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
阿 尾 敦 子	大垣市歯科医師会	H30年度 歯の健康フェスティバル	歯科保健指導・フッ化物塗布	大垣城ホール	30.6.10
水 嶋 広 美		歯の健康フェスティバル2018 歯科衛生士 PR・キッズ 体験	小集団	大垣城ホール	30.6.10
	岐阜県歯科医師会・大垣女子短期大学等	岐阜県歯科医師会・大垣女子短期大学との懇談会	意見交換	グランヴェール岐山	30.11.22
	大垣歯科医師会・大垣女子短期大学	大垣歯科医師会・大垣女子短期大学懇談会	意見交換	大垣歯科医師会館	31.3.7
飯 岡 美 幸	大垣市歯科医師会	歯の健康フェスティバル	フッ化物塗布	大垣城ホール	30.6.10
今 井 藍 子	大垣市歯科医師会	歯の健康フェスティバル	役員	大垣城ホール	30.6.10
	大垣市	市民の健康広場	役員	大垣城ホール	30.10.21
		岐阜県歯科衛生士会西濃支部研修会	役員	大垣女子短期大学	31.1.27
三 角 洋 美	東海摂食栄養フォーラム	食を支える口腔ケア	講演・実習	今池ガスビル	31.1.19
佐 々 敏	大垣市	熟年齢者の健康と障害について—あなたの人生を長く楽しむために—	講義	岐阜協立大学	30.10.25
緒 方 京	愛知県母性衛生学会	愛知県母性衛生学会	幹事		28.9 ～継続
	全国助産師教育協議会	資格・専門能力委員会 助産師国家試験ブール問題ワーキンググループ	委員		29.10 ～継続
	A 病院産科病棟	産後2週間健診に関する研究	共同	A 病院	30.8 ～継続
	地域助産師	地域助産師の活動に関する研究	助言	大垣女子短期大学	31.1 ～継続
	文部科学省	岐阜県教員免許状更新講習 子どもたちのからだの変化を捉えよう「子どもの生活と月経教育」	講師	大垣女子短期大学	30.8
鉾 原 直 美	岐阜県教育委員会	岐阜県教員免許状更新講習「子どもたちのからだの変化を捉えよう」	講義	大垣女子短期大学	30.8.29
	大垣市保育者等研修会	「冬に流行する感染症と食物アレルギー」	講義	大垣市子育て総合支援センター	30.11.19
清 水 美 恵	大垣市	子育てママ大学 子どもの健やかな成長発達	講義	大垣女子短期大学	30.11.1
	大垣市	子育て講座 子どもの成長発達相談	講義	キッズピア大垣	30.11.27
北村美恵子	岐阜県看護協会	特定分野における保健師助産師看護師実習指導者養成講習会	指導	ふれあい会館	30.6.29 ～30.7.23
戸 村 佳 美	岐阜市教育委員会	自他ともに大切にしよう 思春期の性行動について	講演	岐阜市特別支援学校	30.9.25

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
戸 村 佳 美	北方町 PTA 母親委員会	ありのままのわが子を受け入れるために 性について学ぼう	講演	北方町生涯学習センター きらり	30.10.30
	山県市立富岡 小学校	思春期親子講座	講演	山県市立富岡小学校	30.11.11
矢田貝 真一	岐阜県後期高齢者 医療広域連合	岐阜県後期高齢者医療広域連合情報公開・ 個人情報保護審査会	審議会	岐阜市柳津地域事務所	30.9.20
	大垣市	大垣市行政不服審査会・情報公開審査会・ 個人情報保護審査会	審議会	大垣市役所	30.10.9
	岐阜県後期高齢者 医療広域連合	岐阜県後期高齢者医療広域連合情報公開・ 個人情報保護審査会	審議会	岐阜市柳津地域事務所	30.11.8
	大垣市	大垣市廃棄物減量等推進審議会	審議会	大垣市クリーンセンター	31.2.7
	岐阜県私立短期 大学協会	岐阜県私立短期大学協会教務研修会「大学職員 と大学教育の改善」	講演	グランヴェール岐山	30.7.12
	文部科学省	教員免許状更新講習「幼児期の環境教育 を考える」	講義	大垣女子短期大学	30.7.29
	文部科学省	教員免許状更新講習「幼児期の環境教育 を考える」	講義	大垣女子短期大学	30.8.9
	文部科学省	教員免許状更新講習「幼児期の環境教育 を考える」	講義	大垣女子短期大学	30.11.4
茂 木 七 香	大垣市	大垣市地域創生総合戦略推進委員	委員会	大垣市役所	30.4.1 ～ 31.3.1
	大垣市企画部 人事課	大垣市メンタルヘルス研修事業 講師・ 相談員	研修講師 個別相談員	大垣市役所	30.4.1 ～ 31.3.31
	文部科学省	岐阜県教員免許更新講習「子どもの造形 表現とところ」	講義	大垣女子短期大学	30.8.21 8.22 11.17
	岐阜県私立短期 大学協会	岐阜県私立短期大学協会厚生補導研修会 「私立短期大学における学生相談の現状と、 今、必要なこと」	講義	グランヴェール岐山	30.8.24
	大垣市社会福祉 協議会	子育てサポーター養成講座「子どもの理解に 役立つ心理学」	講義	大垣市社会福祉会館	30.9.20
	大垣市・大垣 女子短期大学	子育てママ大学「子育てに役立つカウンセリングの 知識」	講義	大垣女子短期大学	30.10.4
	大垣市保健センター	ゲートキーパー養成研修会「事例を通しての 窓口・電話対応について」	講演	弘光舎 4 階多目的ホール	30.11.26
	大垣市子育て 総合支援センター	子育てまちなかキャンパス「子どもと遊ぶ ときの『声かけ』について考えてみよう」	講義・演習	きつずピアおおがき子育て 支援センター	30.12.25

C. 出 前 講 義

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
中野由香里	大垣市体育連盟	第1回 OGAKI スポーツフェスティバル ラジオ体操指導	講師	大垣市総合体育館	30.6.10
	北方町教育委員会	親子でマット運動に挑戦	講師	北方町生涯学習センター	30.11.13
	(株)ライセンス アカデミー	進路ガイダンス「保育者とは」	講師	岐阜県立大垣商業高等学校	30.12.7
内 藤 敦 子	(株)日本ドリコム	進路ガイダンス「学科別説明会」	講義・実技	岐阜県立不破高等学校	30.5.22
	(株)さんぽう	職業別進路ガイダンス「保育者になるために」	講義・実技	岐阜県立不破高等学校	30.6.12
	(株)キッズ・コーポ レーション	職業別進路ガイダンス「面接について」	講義・実技	岐阜県立養老高等学校	30.7.2
	(株)さんぽう	高校内ガイダンス「職業別体験授業」	講義・実技	岐阜県立養老高等学校	30.8.28
	(株)さんぽう	分野別説明会「保育者になるために」	講義・実技	岐阜県立岐阜総合学園 高等学校	30.10.22
	(株)昭栄広報	職業理解「幼児教育系の職業」	講義・実技	富田高等学校	30.11.1
	(株)さんぽう	進路ガイダンス（手作業）「ぶっぶあ（子育て サロン）体験をしよう」	講義・実技	岐阜県立養老高等学校	30.12.12
	(株)さんぽう	職業別体験授業（手作業）「ぶっぶあ（子育て サロン）体験をしよう」	講義・実技	岐阜県立揖斐高等学校	31.2.7
	(株)キッズ・コーポ レーション	進路ガイダンス「模擬授業（体験型授業）」	講義・実技	岐阜県立養老高等学校	31.2.13
	(株)さんぽう	高校内ガイダンス「系統別説明会」	講義・実技	清凌高等学校	31.3.7
名 和 孝 浩	(株)さんぽう	高校内ガイダンス模擬授業	講義	岐阜県立岐阜総合学園 高等学校	30.5.24
	(株)さんぽう	会場形式相談会	相談ブース	クインテッサホテル	30.6.9
	滋賀県立近江 高等学校	高校内ガイダンス	講義・実技	滋賀県立近江高等学校	30.6.11
	(株)JS コーポ レーション	高校内ガイダンス（体験型）	演習	岐阜県立加茂農林高等学校	30.10.30
	(株)日本ドリコム	分野別説明会	講義・実技	岐阜県立池田高等学校	30.11.14
	(株)ライセンス アカデミー	高校内ガイダンス	講義	岐阜県立岐阜農林高等学校	30.12.4
	(株)昭栄広報	保育者になるっていうことは	講義	岐阜市立岐阜商業高校	31.2.4
	(株)ライセンス アカデミー	高校内ガイダンス	講義	岐阜県立岐阜農林高等学校	31.2.7

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
水 谷 聡 美	岐阜聖徳学園大学 附属幼稚園	第1回職員研修会	講義・演習	岐阜聖徳学園大学附属 幼稚園	30.5.17
	(株)ライセンス アカデミー	特別ブース「簡単手作り保育教材」	ワークショップ	ソフトピアジャパン	30.5.18
	岐阜聖徳学園大学 附属幼稚園	第2回職員研修会	講義・演習	岐阜聖徳学園大学附属 幼稚園	30.6.28
	(株)ライセンス アカデミー	体験ブース「身近な素材で簡単工作」	ワークショップ	岐阜市文化センター	30.7.25
	岐阜聖徳学園 大学附属幼稚園 保護者会	夏休み 親子陶芸教室	ワークショップ	岐阜聖徳学園大学附属 幼稚園	30.8.2
	(株)ライセンス アカデミー	「保育士・幼稚園教諭になるためには？」	分野別ガイダンス (講義・演習)	済美高等学校	30.10.24
	岐阜県立海津 明誠高等学校	高大連携講座「学び塾」「あなたも素敵 先生になれる！」	講義・演習	岐阜県立海津明誠高等学校	30.11.7
	(株)昭栄広報	保育士・幼稚園教諭を目指すための楽しい授業	分野別ガイダンス (講義・演習)	岐阜県立羽島高等学校	30.11.21
	(株)さんぽう	簡単工作「素敵クリスマスリース」	ワークショップ	岐阜市文化センター	30.12.21
	(株)日本ドリコム	「保育・幼児教育ってどんな仕事？」	分野別ガイダンス (講義・演習)	愛知県立起工業高等学校	31.1.17
	(株)さんぽう	保育士・幼稚園教諭を目指すための楽しい授業	分野別ガイダンス (講義・演習)	岐阜県立羽島高等学校	31.1.30
	海津市立城山 小学校	城山小学校ふれあい広場	ワークショップ	海津市立城山小学校	31.1.31
	(株)昭栄広報	保育士・幼稚園教諭を目指すための楽しい授業	分野別ガイダンス (講義・演習)	岐阜県立揖斐高等学校	31.2.14
田 中 久 志	岐阜県立益田 清風高等学校	マンガ体験授業	演習	岐阜県立益田清風高等学校	30.10.4
	KTC おおぞら 岐阜キャンパス	マンガ体験授業	演習	アスティ岐阜	30.10.13
	岐阜県立海津 明誠高等学校	職業別体験授業 デザインについて	演習	岐阜県立海津明誠高等学校内	30.11.7
	岐阜県立華陽 フロンティア 高等学校	職業別体験授業 デザイン、美術について	演習	岐阜県立華陽フロンティア 高等学校内	30.12.13

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
伊 豫 治 好	(株)さんぽう	進路ガイダンス「マンガ・イラスト」: デジタルマンガ体験	進路ガイダンス	ソフトピアジャパン	30.5.18
	(株)さんぽう	進路ガイダンス:マンガ・イラスト「デジタル マンガ体験」	進路ガイダンス	京都市勧業館みやこ めッセ	30.5.30
	(株)さんぽう	アニメ・コミック・ゲーム・CG・音響メディア・ 映像表現・マスコミ系 進路相談会	進路相談会	愛知県産業労働センター (ウインクあいち) 8階 展示場	30.7.1
	(株)さんぽう	進路ガイダンス:マンガコミック・イラスト レーション	進路ガイダンス	岐阜市文化センター	30.7.25
	近江高等学校	進路ガイダンス:マンガ・コミック・イラスト レーション	進路ガイダンス	近江高等学校	30.12.12
	(株)さんぽう	進路ガイダンス:マンガ・コミック・イラスト レーション	進路ガイダンス	岐阜市文化センター	30.12.21
	岐阜県立大垣 商業高等学校	進路ガイダンス:マンガ・コミック・イラスト レーション	進路ガイダンス	岐阜県立大垣商業高等学校	31.1.11
	岐阜県立岐阜 各務野高等学校	進路ガイダンス:マンガ・コミック・イラスト レーション	進路ガイダンス	岐阜県立岐阜各務野高等学校	31.2.1
	(株)さんぽう	進路ガイダンス:マンガ・コミック・イラスト レーション	進路相談会	アクトシティ浜松	31.3.18
	(株)さんぽう	進路ガイダンス:マンガ・コミック・イラスト レーション	進路相談会	愛知県産業労働センター (ウインクあいち) 8階 展示場	31.3.26
黒 田 皇	岐阜県立大垣 商業高等学校 定時制	体験授業: 文字デザイン	進路ガイダンス	岐阜県立大垣商業高等学校 定時制	30.6.20
	岐阜県立城北 高等学校	進路ガイダンス: CG・Web デザイン	進路ガイダンス	岐阜県立城北高等学校	30.7.10
	岐阜県立東農 フロンティア 高等学校	進路ガイダンス: マンガ・アニメーション イラストレーション Web デザイン	進路ガイダンス	岐阜県立東農フロンティア 高等学校	30.11.16
	愛知県立尾北 高等学校	進路ガイダンス: 芸術・デザイン	進路ガイダンス	愛知県立尾北高等学校	31.2.7
	岐阜市立岐阜 商業高等学校	体験授業: 文字デザイン	進路ガイダンス	岐阜市立岐阜商業高等学校	31.2.14
	長野県立下伊那 農業高等学校	体験授業: ピクトグラム	進路ガイダンス	長野県立下伊那農業高等学校	31.2.27
	愛知県立鶴城丘 高等学校	体験授業: 文字デザイン	進路ガイダンス	愛知県立鶴城丘高等学校	31.3.15

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
宮 川 友 子	(株)さんぽう	職業別体験授業	演習	聖マリア女学院高等学校	30.6.11
	全国エンタメまつり実行委員会	ぜんため	展示・進路相談	岐阜市柳ヶ瀬商店街	30.8.4 ～30.8.5
	(株)さんぽう	職業別体験授業	演習	岐阜県立飛騨神岡高等学校	30.10.11
	(株)ライセンスアカデミー	進路ガイダンス	講義	岐阜県立岐阜工業高等学校	30.12.5
	(株)さんぽう	進路フェスタ in 岐阜	進路相談	岐阜市文化センター	30.12.21
	(株)ライセンスアカデミー	進路ガイダンス	講義	岐阜県立岐阜農林高等学校	31.2.7
小 西 文 子	岐阜県立大垣桜高等学校	音楽療法について	講義	岐阜県立大垣桜高等学校	30.7.19
渡 辺 博 夫	(株)さんぽう	進学ガイダンス	講義・実技	三重県立白子高等学校	30.11.7
松 永 幸 宏	三重県立白子高等学校	進学ガイダンス		三重県立白子高等学校	30.11.7
	三重県立白子高等学校	進学ガイダンス		東別院会館	30.11.14
	皇學館高等学校	進学ガイダンス		皇學館高等学校	30.11.16
海 原 康 孝	大垣市制100周年記念市民提案事業	親子ふれあいコンサート	指導	大垣市スイトピアセンター	30.9.30
	(株)さんぽう	高校内ガイダンス	分野別説明	岐阜県立益田清風高等学校	31.2.14
久本たき子	コープぎふ 訪問介護ステーション長良	介護予防における低栄養の改善&口腔のケア	講義	岐阜県長良川スポーツプラザ	30.9.10
	コープぎふ 訪問介護ステーション各務原	介護予防における低栄養の改善&口腔のケア	講義	コープぎふ 訪問介護ステーション各務原	30.9.10
	コープぎふ 訪問介護ステーション各務原	介護予防における低栄養の改善&口腔のケア	講義	コープぎふ 訪問介護ステーション各務原	30.9.20
	コープ岐阜 訪問ステーション長良	介護予防における低栄養の改善&口腔のケア	講義	ながら虹の家	30.9.20
	(株)さんぽう	歯肉炎の原因とは？	職業別体験授業	岐阜県立大垣養老高等学校	30.12.12
阿 尾 敦 子	(株)さんぽう	進学分野別模擬面接指導	面接指導	岐阜県立大垣養老高等学校	30.8.28

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
水 嶋 広 美	(株)ライセンス アカデミー	岐阜県県立東濃高等学校	職業別体験 授業	岐阜県立東濃高等学校	30.10.15
	(株)ライセンス アカデミー	岐阜県立岐阜工業高等学校	進路ガイダンス	岐阜県立岐阜工業高等学校	30.12.5
	(株)さんぽう	岐阜聖徳学園高等学校	進学説明会	岐阜聖徳学園高等学校	31.1.16
飯 岡 美 幸	(株)ライセンス アカデミー	高校ガイダンス	職業別体験授業	岐阜県立池田高等学校	30.10.10
	(株)ライセンス アカデミー	高校ガイダンス	職業別説明会	岐阜県立岐阜農林高等学校	31.2.7
今 井 藍 子	(株)ライセンス アカデミー	進路ガイダンス	分野別面接指導 ガイダンス	岐阜県立大垣商業高等学校	30.5.18
	(株)さんぽう	高校内ガイダンス	分野別説明会	富田高等学校	30.10.18
藤澤さち子	(株)さんぽう	進学分野別模擬面接指導	面接指導	岐阜県立大垣養老高等学校	30.8.28
	(株)ライセンス アカデミー	職業別体験授業	模擬授業	岐阜県立益田清風高等学校	30.10.4
服 部 直 子	コスモ幼稚園	「インフルエンザやノロウィルスを撃退！」	講義	コスモ幼稚園	30.6.30
緒 方 京	大垣女子短期大学	岐阜県助成 県内看護学生等定着促進事業 「目指せ！岐阜で輝く看護職フェスタ」	就職支援イベント	大垣女子短期大学 他県内10病院	31.2
楯 原 直 美	岐阜県立海津 明誠高等学校	高大連携講座「学び塾」「看護ってなあに？」	講義	岐阜県立海津明誠高等学校	30.9.3

D. 公 開 講 座

学 科	テ ー マ	講 師	会 場	開催日
幼児教育学科	生活がはぐくむ子どものちから	幼児教育学科 講師 名和孝浩	H 号館303教室	31.2.23
デザイン美術学科	陶芸用粘土を使って、モノづくり体験	デザイン美術学科 講師 植田努	E 号館105教室	30.8.21
音楽総合学科	コミュニティ音楽療法 ミュージッキングについて	カオル・ロビンズ	C 号館 3 階多目的ホール	30.7.9
看護学科	気になりませんか？認知症チェックと予防	大井クリニック 院長 渡辺幸夫 近江温泉病院 認知症看護認定看護師 名賀石志保	I 号館地域・在宅等実習室	30.11.17

大垣女子短期大学 紀 要

第 60 号

(非売品)

印刷日 令和元年5月31日

発行日 令和元年5月31日

編集 図書・生涯学習委員会

発行 大垣女子短期大学

大垣市西之川町 1-109

TEL〈0584〉81-6811

印刷 西濃印刷株式会社

岐阜市七軒町 15 番地

TEL〈058〉263-4101